

第 4 部



災害応急・復旧対策計画
(震災・火山編)

目 次

第1章	初動態勢	229
第1節	初動態勢	229
第2節	消火・救助・救急活動	240
第3節	応援協力・派遣要請	243
第4節	応急活動拠点の調整	250
第2章	区民と地域の応急対策	251
第1節	自助による応急対策の実施	251
第2節	地域による応急対策の実施	253
第3節	マンション防災における応急対策の実施	254
第4節	消防団による応急対策の実施	254
第5節	事業所による応急対策の実施	255
第6節	ボランティアとの連携	256
第3章	情報の収集・伝達	260
第1節	防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報などの第一報）	260
第2節	防災機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等）	267
第3節	広報体制	273
第4節	広聴体制	276
第4章	二次災害・危険防止対策	277
第1節	公共施設等の応急対策による二次災害防止	277
第2節	危険物等の応急措置による危険防止	283
第5章	医療救護・保健等対策	293
第1節	初動医療体制等	295
第2節	防疫体制の確立	308
第3節	医療品・医療資機材の供給	312
第4節	医療施設の確保	318
第5節	行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等	319
第6節	火葬	325
第6章	避難者対策	328
第1節	避難誘導	328
第2節	避難所の開設・運営	335
第3節	動物救護	345
第4節	車中泊	347
第5節	ボランティアの受入れ	348
第6節	被災者の他地区への移送	349
第7節	帰宅困難者対策	351
第1	帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応	351
第2	事業所等における帰宅困難者対策	355

第 3	駅周辺での混乱防止	359
第 4	復旧対策	362
1	帰宅ルール等による安全な帰宅の推進	362
2	徒歩帰宅者の支援	364
第 7 章	物流・備蓄・輸送対策	366
第 1 節	飲料水の供給	366
第 1	飲料水の供給	366
第 2	水の安全確保	369
第 3	生活用水の確保	370
第 2 節	食料・生活必需品等の供給	372
第 1	備蓄物資の供給	372
第 2	多様なニーズへの対応	374
第 3	物資の調達要請	374
第 4	炊き出し	378
第 5	義援物資の取扱い	379
第 6	燃料の供給	380
第 3 節	備蓄・調達物資の輸送	381
第 1	物資の輸送	381
第 2	輸送車両の確保	383
第 8 章	ライフライン施設の応急・復旧対策	385
第 1 節	水道	385
第 1	応急対策	385
第 2	復旧対策	386
第 2 節	下水道	387
第 1	応急対策	387
第 2	復旧対策	389
第 3 節	電気・ガス・通信等	390
第 1	応急対策	390
第 2	復旧対策	390
第 4 節	エネルギーの確保	391
第 9 章	公共施設の応急・復旧対策	392
第 1 節	公共土木施設等	392
第 1	道路・橋梁	392
1	応急対策	392
2	復旧対策	398
第 2	河川等	399
1	応急対策	399
2	復旧対策	400
第 2 節	鉄道施設	402
第 1	応急対策	402

第 2	復旧対策	402
第 3 節	公共施設の安全確保、施設の本来機能の回復	403
第 10 章	放射性物質対策	404
第 1 節	応急対策	404
第 1	情報連絡体制	404
第 2	都民・区民への情報提供等	404
第 3	放射線等使用施設の応急措置	405
第 4	核燃料物質輸送車両等の応急対策	406
第 2 節	復旧対策	409
第 1	保健医療活動	409
第 2	放射性物質への対応	409
第 3	正確な情報提供	410
第 11 章	噴火降灰対策	411
第 1 節	情報の収集・伝達	411
第 2 節	交通・ライフラインの応急対策	413
第 1	交通の応急対策	413
第 2	ライフラインの応急対策	414
第 3 節	宅地等の降灰処理	415
第 12 章	ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理	416
第 1 節	ごみ処理	416
第 2 節	トイレの確保及びし尿処理	418
第 3 節	災害廃棄物処理	421
第 1	災害廃棄物処理	421
第 2	災害廃棄物処理の実施	429
第 13 章	大規模事故対策	430
第 1 節	活動体制等	430
第 2 節	鉄道事故	431
第 3 節	道路・橋りょう事故	433
第 4 節	ガス事故	435
第 14 章	応急生活対策	437
第 1 節	被災建築物の応急危険度判定	437
第 2 節	被災宅地の危険度判定	440
第 3 節	被害に係る住家被害認定調査等	441
第 4 節	罹災証明書の交付	442
第 1	罹災証明書の交付準備	442
第 2	罹災証明書の交付	446
第 5 節	被災建築物の応急修理	448
第 6 節	応急仮設住宅の供給	450
第 7 節	区営住宅の応急修理	455
第 8 節	被災者の生活相談等の支援	456

第 9 節	被災者の生活再建資金援助等	457
第 10 節	職業のあつ旋	459
第 11 節	租税等の徴収猶予及び減免等	460
第 12 節	その他の生活確保	462
第 13 節	義援金の募集・受付・配分	463
1	義援金品の募集・受付	463
2	義援金の募集・受付・配分	463
第 14 節	中小企業への融資	467
第 15 節	応急教育	468
第 15 章	災害救助法の運用	471
第 16 章	激甚災害の指定	482
第 1 節	激甚災害制度	482
第 2 節	激甚災害に関する調査報告及び特別財政援助等の申請手続き等	483

第1章 初動態勢

第1節 初動態勢

■ 都

(1) 都災害対策本部等

都は、災害対策として次の組織を設置する。区は都災害対策本部等と連携し、相互に災対本部等の運営に協力する。

ア 都災害対策本部

都災害対策本部は、本部長室、局及び地方隊をもって構成する。本部長室は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

イ 現地災害対策本部

現地災害対策本部は、災害現地又は区庁舎等に設置し、現地災害対策本部長は、本部長が指名する者とする。板橋区内に設置する場合は、区防災センター内の安全性を確認した上で設置を調整する。

ウ 現地派遣所

現地派遣所は、災害現場又は支庁庁舎等に設置する。

(2) 本部派遣員

都があらかじめ指定する場合は、区職員を都本部に派遣する。また、必要な場合は、区災対本部に都職員の派遣を要請する。

■ 区

(1) 対策内容と役割分担

東京都板橋区災害対策本部条例及び東京都板橋区災害対策本部条例施行規則に基づき、板橋区災害対策本部（以下この章において「区災対本部」という）を編成する。

区災害対策本部の組織等は第2部第1章第2節第2のとおり。

(2) 詳細な取組内容

ア 区の活動方針

- 区は、区の区域に地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的防災機関として、法令、都地域防災計画及び区地域防災計画の定めるところにより、都、他の区市町村及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び区民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。
- 区は、上記の責務を遂行するため必要があるときは、区災対本部を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。
- 区は、区災対本部を設置し、又は廃止したときは、ただちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

- 区は、区災対本部に関する組織を整備し、区災対本部の設置又は廃止、非常事態に応ずる配備態勢、職員の配置及び服務、予算、会計、契約等に関する基準を定める。
- 区災対本部が設置される前又は設置されない場合における災害応急対策の実施は、区災対本部が設置された場合に準じて処理する。
- 区の地域に災害救助法が適用されたときは、区長（区本部長）は、知事（都本部長）の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。
- 区は、夜間休日等の勤務時間外の地震発生に備え、情報連絡体制を確保する。

イ 区災対本部の運営

（ア） 設置及び廃止

区長は、災害対策基本法第 23 条の 2 に基づき、次の場合に本部長の指示又は通知等により区災対本部を設置し、災害応急対策を実施する。

a 設置

- (a) 区の区域に災害救助法施行令第 1 条の基準に達する程度（板橋区の場合は 150 世帯以上の数が滅失）の災害の発生、又は発生するおそれがある場合

■参照

第2部第13章第5節第1の「5 災害救助法の適用基準」

- (b) 上記の災害程度に達しなくても、区の区域に一定数の避難所の開設、救助物資の輸送、非常炊き出し等の必要が生じた場合
- (c) 区内に震度 5 弱以上の地震が発生したとき

b 通知

- (a) 危機管理部長は、区災対本部が設置された時は、次に掲げる者のうち必要と認めた者に区災対本部を設置したことを通知する。
- 1) 各部部长
 - 2) 指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者
 - 3) 都知事（都総務局総合防災部）
 - 4) 隣接地方公共団体、地方行政機関等関係機関
- (b) 各部部长は区災対本部設置の通知を受け次第、直ちに所属職員に対し、周知徹底しなければならない。

c 掲示

区災対本部が設置された場合、区本庁舎南館 4 階防災センター、又は適当な場所に「板橋区災害対策本部」の標示を行う。

d 廃止

- (a) 本部長は区の地域において、災害の発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策及び復旧対策がおおむね完了したと認めたときは、区災対本部を廃止する。
- (b) 区災対本部の廃止の通知等は、設置の場合に準じて処理する。

（イ） 本部長室の開設場所

- 本部長室は、原則として区本庁舎南館 4 階防災センターに開設する。本部が設置されたときは、危機管理部長は直ちに本部長室を開設するために必要な措置をとる。

- 赤塚庁舎には観測・無線設備など情報端末を配置し、防災センターバックアップ施設とする。

(ウ) 本部長への措置状況等の報告

本部員・本部員付連絡員は次の事項について、速やかに本部長に対し報告をしなければならない。

- 調査把握した被害状況等
- 実施した応急措置の概要
- 今後実施しようとする応急措置の内容
- 本部長から特に指示された事項
- その他必要と認められる事項

(エ) 災害対策本部会議の招集

- 本部長は、本部長室の所掌事務について審議する必要があるときは、災害対策本部会議（以下この章において「本部会議」という）を招集する。なお、第1回の本部会議は、発災後2時間以内に行う。
- 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- 本部員付連絡員は、本部員と災対各部との連絡調整、本部員の指示の伝達にあたる。
- 本部長は、特に必要があると認めるときは、区内の消防署長又はその指名する消防吏員等、本部長室の構成員以外の者に対し、本部会議への出席を要請できる。

（参考：災害対策基本法第23条の2第3項）

■参照（別冊「資料編」）

資料震 2.6.103 区有施設利用計画

資料震 2.6.104 本庁舎内会議室等利用計画

第1章 初動態勢
第1節 初動態勢

ウ 区職員の動員態勢

動員態勢				第1非常配備態勢	第2非常配備態勢	第3非常配備態勢
配備基準	自動参集	対象者	震度（区内）	5弱	5弱	6弱以上
			東海地震	注意情報	警戒宣言	—
			本部長	○	○	○
			副本部長	○	○	○
			・ 本部長 ・ 常勤監査委員 ・ 部長 ・ 会計管理者 ・ 保健所長 ・ 教育委員会事務局次長 ・ 選挙管理委員会事務局長 ・ 監査委員事務局長 ・ 区議会事務局長 ・ 危機管理部各課長 ・ 本部長が指定する職員 ・ 本部長付連絡員 ・ 各部指揮要員（校長含む）	○	○	○
			・ 第1非常配備員 ・ 課長補佐 ・ 各課庶務担当係長 ・ 副校長 ・ 危機管理部職員	○	○	○
			・ 特別活動員（本部長が指定） （地域班、情報隊、避難所隊、一時滞在施設班、緊急医療救護班、特命機動班（随時指定））	○	○	○
			・ 施設長 ・ 上記以外の全ての男性職員（※1）	—	○	○
			上記以外の全ての女性職員（※2）	—	—	○
	指示参集	対象者	指示があった職員	本部長の指令（※安否確認参集システム、継送等による指示） 1 本部長は、必要があると認めたときは、特定の非常配備態勢該当職員又は特定の部・班・課・隊に対してのみ非常配備態勢の指令を発し又は解除する。 2 本部長は、必要があると認めたときは、特定の部・班・課・隊・職員に対して種別の異なる非常配備態勢を指令し又は解除する。 3 本部長は、必要があると認めたときは、各部・班・課・隊の人員を増減する。 4 東南海・南海トラフ地震等の大規模地震が発生し国として災害緊急事態等対応すべき事案が発生した場合は、状況に対応した非常配備態勢の指令を発する。		

※1 校長・副校長以外の男性教職員を含む。

※2 校長・副校長以外の女性教職員を含む。

※3 国の中央防災会議に設置された「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」

ープ」の「東海地震の警戒宣言時等に関する事前対策が前提としている確度の高い地震の予測は困難である」との報告を踏まえ、気象庁は、新たな防災対応が定められる当面の対応として、平成29年11月1日より「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）を発表することとした。

本部長は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、非常配備態勢の指令を発し、区災对本部を設置するとともに、本部及び各班の職員を配備する。

(ア) 非常配備態勢の種別

種別	時期	態勢
第1非常配備態勢	a 自動参集 (a) 区の地域に震度5弱以上の地震が発生したとき。 (b) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられたとき。 b 指示参集 本部長が必要と認めたとき。	救助措置に必要な準備を開始するほか、通信・情報活動を主とした態勢とする。 【対象者】 1) 本部長 2) 副本部長 3) 本部員 4) 本部員付連絡員 5) 各部指揮要員 6) 第1非常配備員 7) 特別活動員
第2非常配備態勢	a 自動参集 区の地域に震度5弱以上の地震が発生したとき。 b 指示参集 本部長が必要と認めたとき。	応急措置活動に十分対応できる態勢とする。 【対象者】 1) 第1非常配備態勢職員 2) 施設長 3) 全男性職員
第3非常配備態勢	a 自動参集 区の地域に震度6弱以上の地震が発生したとき。 b 指示参集 本部長が必要と認めたとき。	全職員参集のもと、総力をあげて災害に対処する態勢とする。 【対象者】 区全職員

(イ) 非常配備態勢の特例

- 本部長は、必要があると認めたときは、特定の部・班・課・隊に対してのみ非常配備態勢の指令を発し又は解除する。
- 本部長は、必要があると認めたときは、特定の部・班・課・隊に対して種別の異なる非常配備態勢を指令し又は解除する。
- 本部長は、必要があると認めたときは、各部・班・課・隊の人員を増減する。

(ウ) 非常配備態勢に基づく措置

- 各部長は、効果的な業務継続計画（BCP）の運用に向けて業務継続マネジメ

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

ント（BCM）体制を構築するため、あらかじめ部が非常配備態勢の種別に応じて措置すべき事項・指示命令（コマンド）を定めた初動マニュアル・Ready-Go リストを改訂し、所属職員に対して周知徹底をさせておかねばならない。また、上記の初動マニュアルに合わせ、全庁的な防災行動を整理した庁内タイムラインを作成するものとする。

- b 各部長は非常配備態勢の指令を受けたときは、上記の初動マニュアルに基づき、所属職員に対し、必要な指示をしなければならない。
- c 各部長は、災害時に所属職員が自発的に行動できるよう、b の指示のうち、平素から事前指示として行うものとする。

（エ） 状況報告

職員は、参集途上における火災の発生状況や建物等の被害状況の概要について、本部に報告するものとする。

（オ） 参集時の留意事項

- a 事前の習熟
職員は、事前に定められた配備態勢、参集場所及び自己の任務を十分習熟しておかねばならない。
- b 災害情報の収集
職員は、地震が発生したときは、ラジオ・テレビの視聴や防災行政無線等により、自ら工夫して災害の状況、配備態勢を知るよう努める。
- c 参集経路の確認
職員は、被災により交通機関が途絶した場合に備えて、バイク、自転車、徒歩等により参集するための経路を普段から検討し、訓練時等に確認しておく。
- d 服装及び携行品
参集する際は、応急活動に便利で安全な服装とし、タオル、水筒、食糧及び携帯ラジオ、懐中電灯等の必要な用具をできる限り携行する。
- e 参集途上の措置
参集途上において火災、人身事故等に遭遇したときは、最寄りの消防機関又は警察機関に通報するとともに、直ちに可能な限りの適切な措置をとること。
- f 被害状況の報告
職員は、参集途上に可能な限り次の項目を把握し、メモし、写真に記録する。
参集後、参集場所の活動班の長に報告し、長は部を経由して本部の災対情報統括班に報告する。
 - ・家屋等の倒壊、火災発生箇所（概要）
 - ・安全に通行できる個所（状況）
 - ・避難所（小中学校）、地域センター等の区施設その周辺の状況（避難者、帰宅困難者の状況）
 - ・住民の動向
 - ・電気・ガス・水道等ライフラインの状況

（カ） 動員対象から除外する職員

次に掲げるいずれかに該当する者は、災害発生以降の動員対象から期間を指定

して除外する。これに該当する者は、可能な限り速やかに所属長に連絡（安否確認職員参集システムによる報告も可能）し、以後の指示を受ける。

	想定する職員	参集の要否等
a	長期療養中の職員	全て免除
b	妊娠中、妊娠出産休暇期間中、育児休業中の職員	全て免除
c	介護休業を取得している職員	全部休業
		一部休業
d	養育中の幼児・児童・避難行動要支援者がいる職員で、他に預けることができない職員	他に託せる状況ができるまで免除
e	家族が負傷し、他に面倒をみる者がいない職員	他に託せる状況ができるまで免除
f	自身が負傷した職員	骨折等し入院・自宅療養が必要な場合は、その期間のみ免除。治癒後は参集する。
g	自宅から火災が発生し、又は周辺で火災が発生し延焼するおそれがある職員（風水害（浸水）等も同様）	火災時は免除。火災が終息し、家族を避難所等に誘導後参集
h	自宅が半壊相当以上で、職員本人が保護・保全しなければ、居住者及び財産の安全が確保できない職員	状況が改善するまで免除
i	再任用短時間職員、再雇用職員、非常勤職員、臨時職員（非常配備態勢員は除く。）	本来業務の勤務時間に間に合うよう参集する。本来業務の勤務時間のみ勤務。

- ※ 住居が遠方にある職員は、何らかの方法により原則、参集する。
- ※ 自宅付近において救出や救助、救護の要請がある場合は、人道的に人命優先を考える必要がある。対応をする余裕がない場合は、必ず消防署や警察署に要請する旨を要請者に対して伝えた上で、参集する。
- ※ 年次有給休暇を申請中の職員は、原則、時季変更により、参集する。（遠方への出張者等は身の安全確保と交通機関の状況等を確認し、原則、参集する。）

エ 職員の配置

対象者		配置基準
本部員		(ア) 非常配備の命令を受けたときには、直ちに災対各部に参集しなければならない。
		(イ) あらかじめ部の分掌事務を遂行するため、各非常配備態勢において本部の事務に従事すべき職員を、東京都板橋区災害対策本部条例施行規則第6条第3項の規定に基づく本部の職員として指定し、必要な名簿を備えておかなければならない。
		(ウ) 非常配備の命令を受けたときには、直ちに次の措置を執らなければならない。
		a 職員を所定の部署に配置する。
		b 職員の安否確認を行うとともに、参集状況を把握する。
		c その他高次の非常配備態勢に応ずる職員の配置に移行できる措置を講ずる。
		(エ) 災害時に職員の安否状況を確認するとともに参集状況を把握するため、あらかじめ、継送表を整備するとともに、安否確認職員参集システムの活用を図る。
本部員付連絡員		(オ) 災対総務部長は、必要により自己の所掌事務のうち、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長及び会計管理室長所管の職員が属する班の事務を、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長及び会計管理室長所管に代行させることができる。
		(カ) 平素から次の措置を執らなければならない。
		a 職員に初動マニュアルを周知徹底する。
		b 職員に対して訓練を実施する。
		c 災害時に行う指示のうち、事前命令可能なものを周知し、徹底する。
		(ア) 非常配備の命令を受けたときには、直ちに各所属職場に参集しなければならない。
		(イ) 各班の災害応急活動の指示を行い、本部長室に向かう。
各部指揮要員		(ウ) 本部員を補佐し、部内の活動内容を把握し、各部が効果的な活動を行えるよう調整する。
		(ア) 非常配備の命令を受けたときには、直ちに各所属職場に参集しなければならない。
		(イ) 各班の災害応急活動の指揮にあたる。
第1非常配備員		(ア) 非常配備の命令を受けたときには、直ちに各所属職場に参集しなければならない。
		(イ) 各部指揮要員等の管理職を補佐し、各庁舎、施設の被害状況の把握及び安全確保に努める。
特別活動員	地域班	(ア) 非常配備の命令を受けたときには、直ちに指定された地域センターに参集しなければならない。
		(イ) 町会・自治会（住民防災組織）等と災対区民文化部との連絡調整、避難行動要支援者の安否確認、避難所隊の補助、被害状況調査、罹災調査、特命事項等に関する業務に従事するものとする。
	情報隊	(ア) 非常配備の命令を受けたときには、直ちに防災センターに参集しなければならない。
		(イ) 情報の収集、伝達に関する業務及び特命事項に関する業務に従事するものとする。

対象者	配置基準
避難所隊	(ア) 非常配備の命令を受けたときには、直ちにあらかじめ指定された避難所に参集しなければならない。 (イ) 参集後は避難所長や地域の方、学校教職員等と協力し、避難所開設運営に関する業務及び特命事項に関する業務に従事するものとする。
一時滞在施設班	(ア) 非常配備の命令を受けたときは、直ちに指定された一時滞在施設に参集しなければならない。 (イ) 一時滞在施設班は施設長の指揮のもと、帰宅困難者に関する情報の収集、交通情報等の各種情報やトイレ・水・毛布・非常食の提供など、帰宅困難者対策に関する業務及び特命事項に関する業務に従事するものとする。
緊急医療救護班	(ア) 非常配備の命令を受けたときには、直ちに指定された緊急医療救護所に参集しなければならない。 (イ) 参集後は、医療関係者と連携し、板橋区医師会等が実施するトリアージ等の医療活動を支援する業務に従事するものとする。
特命機動班	(ア) 災害発生後、指定を受けた場合は、特命事項に関する業務に従事するものとする。 ※ 特命内容を括弧書きで付記する。 例 特命機動班（避難所運営担当）
その他の職員（教職員を含む。）	(ア) 非常配備の命令を受けたときには、直ちに各所属職場等に参集しなければならない。 (イ) 各部・班の災害活動業務及び災害対応として特に重要な業務継続等に従事するものとする。
【本部長室その他職員の構成員及び職務】 第2部第1章第2節第2「板橋区災害対策本部の役割」のとおり	
【本部員、本部員付連絡員、各部指揮要員、施設長が未参集・不在の場合の庶務代理】 第2部第1章第2節第2「板橋区災害対策本部の役割」のとおり	

オ 職員の服務

- (ア) 職員は次の事項を遵守しなければならない。
- a 平常時
 - (a) 常に災害に関する情報に注意すること。
 - (b) 平素から本部、所属職場からの指示に注意すること。
 - b 非常配備態勢が発せられたとき
 - (a) 不急の行事、会議、出張等は中止すること。
 - (b) 正規の勤務時間が終了しても、本部長の指示があるまで退庁しないこと。
 - (c) 発令された非常配備態勢に該当しないときは、勤務場所を離れている場合、若しくは退庁後においても常に所在を明らかにし、進んで所属職場と連絡をとること。
 - (d) 非常配備態勢に該当するときは、万難を排して参集すること。
 - (イ) 職員は自らの言動によって、区民に不安を与えて区民の誤解を招き、又は本部の活動に支障を来たすことのないよう厳に注意しなければならない。

カ 夜間・休日等における初動態勢の確保（危機管理本部）

（ア） 態勢

- a 休日又は夜間に地震災害・その他の災害が発生した場合における災害対策活動の円滑な遂行を確保するため、区本庁舎南館4階防災センターに危機管理本部を置き、輪番制により警戒態勢を執る。
- b 危機管理本部員は、職員のうち、参事・専門参事・副参事又は専門副参事の職層にある職員をもって充てる。
- c 上記 b のほか、危機管理連絡員を常時配備し、24 時間の監視警戒態勢をとる。

（イ） 服務

- a 災害に関する情報の収集・伝達及び記録に関すること。
- b 東京都及び関係防災機関との連絡に関すること。
- c 区災対本部等の設置に関すること。
- d 参集した職員の指揮に関すること。

（ウ） 勤務時間

a 危機管理本部員

区分		勤務時間
宿直勤務	勤務時間の割振りが午前8時30分からの者	午後5時15分から翌日の午前8時30分まで
	勤務時間の割振りが午前8時45分からの者	午後5時30分から翌日の午前8時45分まで
	勤務時間の割振りが午前7時40分からの者	午後4時25分から翌日の午前7時40分まで
	休日	午後5時15分から翌日の午前8時30分まで
日直勤務	休日	午前8時30分から午後5時15分まで

b 危機管理連絡員

区分	勤務時間
一昼夜の部	午前8時30分から翌日の午前8時30分まで
夜の部	午後5時15分から翌日の午前8時30分まで

■参照（別冊「資料編」）
資料震 2.6.105 板橋区危機管理本部規則

キ 防災会議委員の災害対策本部への協力

区の区域に災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策に関し、各防災関係機関等相互間の連絡調整を図る必要があると認められるときは、区防災会議の委員は、区災対本部長の指示に従い、災害対策本部会議の参加に協力しなければならない。また、会長に区防災会議の招集を要請する。

ク 本部の財務

(ア) 経費の負担

区災対本部設置後に、災対各部が応急対策として初動期に対応した非常時優先業務（災対分掌事務）の遂行に要した経費は、区災対本部の負担とする。災対各部は、必要物品、経費負担及び契約等について災対本部に必要な事項を協議又は要請する。なお、災害時における通常業務は、災対本部と調整し原則各部で対応する（事後報告が求められる場合があることから正確に記録する）。

(イ) 応急・復旧期の手続き

大震災当初の1週間は電力が通じていないことが想定されるため、原則として手書き作業による対応とし、電力及びシステムの復旧後、財務情報システム等による作業を行う。

a 予算手続

本部の予算手続は、原則、東京都板橋区予算事務規則（昭和39年東京都板橋区規則第2号）及び別に定めるものに基づき処理する。各本部員は、本部事務の予算に不足を生じるとき、又は予算措置がなされていないとき、予算執行の停止がなされたときは、直ちに災対政策経営部長の指示を受けるものとする。

b 物資調達手続き

災害対策に必要な物資は災対本部が都や協定先と連携し、災対財政班、災対契約管財班等との協力のもと、調達する。本部が調達する物資は、東京都板橋区予算事務規則、東京都板橋区契約事務規則（昭和53年東京都板橋区規則第21号）及び別に定めるものに基づき処理する。各本部員は物資調達に支障がある場合は、東京都板橋区予算事務規則にあつては災対政策経営部長の、東京都板橋区契約事務規則にあつては災対総務部長の指示を受けるものとする。いずれの場合も事務処理は、関係様式の左上に「災」と朱書き、処理する。

c 支払手続

本部の支払手続は、東京都板橋区会計事務規則（昭和39年東京都板橋区規則第3号）及び別に定めるものに基づき処理する。各本部員は支払いに支障がある場合は、会計管理者の指示を受けるものとする。

(ウ) 事前準備

前（イ）の手続きのため、関係様式を事前に準備しておくものとする。

(エ) 事後手続

各本部員は、災害終息後、活動に要した災対各部の諸経費について、災対本部会議で集約し、本部長に報告しなければならない。

(オ) 災害復興に係る財政需要見込み額の把握

各部長（本部員）は、緊急を要する被災直後の生活支援等に係る財政需要見込み額を災対政策経営部長に報告する。

(カ) 緊急の区議会（臨時会）の招集

災害時には、緊急のため本部長がその職権で行うもののほか、緊急の予算・会計等を編成・執行する必要があるが生じた場合、臨時会を招集し、災害対策基本法第1条の目的を実現していくものとする。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

第2節 消火・救助・救急活動

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区	● 第一次的防災機関として、都、他の区市町村及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び区民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。 ● 必要があるときは災害対策本部を設置し、直ちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。 ● 区の地域に災害救助法が適用されたときは、区長（区災対本部長）は、知事（都災対本部長）の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。 ● 夜間休日等の勤務時間外の地震発生に備え、情報連絡体制を確保する。 ● 人命救助活動の円滑化を図るため、東京都へ安否不明者の氏名情報等の情報提供を行う。
警視庁 第十方面本部 各警察署	● 救出救助活動は、生存者の救出を最優先に行う。 ● 救出した負傷者は速やかに医療救護所等に引き継ぐ。 ● 救出救助活動に当たっては、重機類等装備資器材等を有効に活用する。 ● 救出救助活動を速やかに行うため、第一次交通規制及び第二次交通規制を実施する。 ● 東京消防庁、自衛隊、住民防災組織等と連携協力し、救出救助に万全を期する。 ● 救出救助部隊を編成する。
自衛隊	● 知事からの派遣要請等に基づき、部隊を派遣する。主な活動は下記のとおり。 ● 被害状況の把握 ● 避難の援助 ● 被災者等の搜索援助 ● 人員及び物資の緊急搬送 ● 応急医療、救護及び防疫 など
都災対本部 （都総合防災部）	● 救出・救助活動並びに応急対策に関し、総合防災部・自衛隊・警視庁・東京消防庁・海上保安庁を構成員とする救出救助統括室において、調整を図る。 ● 人命救助活動の円滑化を図るため、区市町村等からの情報提供を受け、安否不明者の氏名情報等を公表する。
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	● 災害の規模等に応じ所定の計画に基づき部隊を運用する。 ● 限られた消防力を最大限に活用し消火活動を実施する。 ● 特別救助隊及び救急隊が連携し組織的な人命救助・救急活動を行う。 ● 警視庁、自衛隊、東京DMAT、消防団、住民防災組織等と連携協力し、消火・救助・救急の万全を期する。 ● 所定の計画に基づき、多様な手段を活用して、災害情報の収集伝達、関係防災機関との情報交換等を行う。 ● 区市町村本部に参画し、消防的見地から情報提供や助言等を行う。 ● 消防ヘリコプター等を活用し、情報収集、部隊投入、救助活動等の各種活動を行う。
第三管区 海上保安本部 （東京海上保安部）	● 遭難船及び遭難者の救助は、東京海上保安部所属の巡視船艇が対応するとともに、必要があれば第三管区海上保安本部に要請し、他部署の巡視船艇及び航空機の応援派遣を求める。 ● 救護を必要とする者については、東京海上保安部と日赤東京都支部との協定により、医師等の派遣を求め、相互に協力するとともに、早急に医療機関に引き渡す必要のあるものについては、直ちにその措置を講ずる。 ● 被災者の救出対策は、被災者の乗・下船の場所、運送方法等について、都と協議の上実施する。

(2) 詳細な取組内容

ア 警察機関がとるべき活動態勢

■ 警視庁（第十方面本部、各警察署）

(ア) 計画方針

a 活動方針

- (a) 災害の発生に対しては、速やかに関係機関の全組織を動員し総力をあげて区民の生命、身体、財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防、並びに取締り、その他公共の安全と秩序を維持して被災地における治安の万全を期する。
- (b) 人命の保護を第一とし、初動的段階では避難誘導、負傷者等の救出・救護及び交通規制の適正を期する。

b 計画目標

平素から関係防災機関との連絡を緊密に保持しながら総合的な防災活動の推進を図るとともに、予想される被害の実情に即した計画準備の万全を期する。

(イ) 発災時の措置

a 災害時が発生した場合の任務

建物倒壊、火災、津波等により発生する被害の拡大防止のため、次の警備活動等を行う。

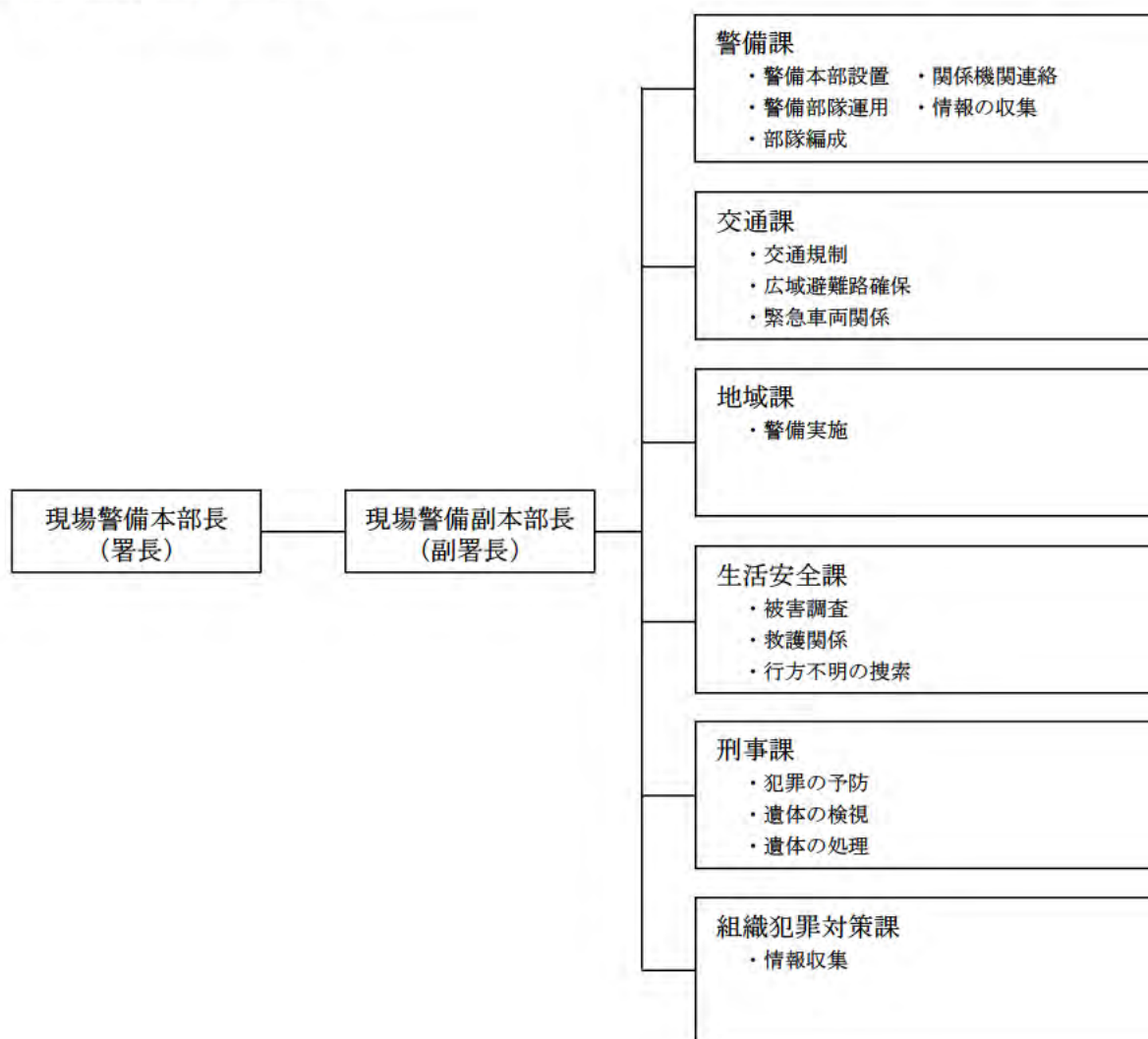
- 被害実態の把握及び各種情報の収集
- 交通規制
- 被災者の救出救助及び避難誘導
- 行方不明者の搜索及び調査
- 遺体の調査等及び検視
- 公共の安全と秩序の維持

b 警備態勢

(a) 現場警備本部の設置

災害が発生した場合には、それぞれの警察署管内に現場警備本部を次のとおり設置して、指揮態勢を確立する。

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部



(b) 警備要員の措置

災害の発生を知った警備要員は（事後参集者を含む。）自動的、あるいは命令によって所定の任務に従事する。

c 部隊の配備運用

所定の計画に基づき、必要な警備部隊を配備し被害実態の把握、交通規制、避難誘導、救出救護等の措置をとる。

イ 防災機関の活動体制

- 地震による災害が発生した場合、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は所管に係る災害応急対策を実施するとともに、都及び区が実施する応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。
- 指定地方行政機関等は上記の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定める。

第3節 応援協力・派遣要請

災害が発生した場合、各関係防災機関は、あらかじめ定めた所掌事務、又は業務に従って、応急対策を実施するが、災害の状況により、区の関係防災機関のみでは対応が困難な場合、被災していない他自治体や民間の協力を得て、災害対策に万全を期す必要がある。

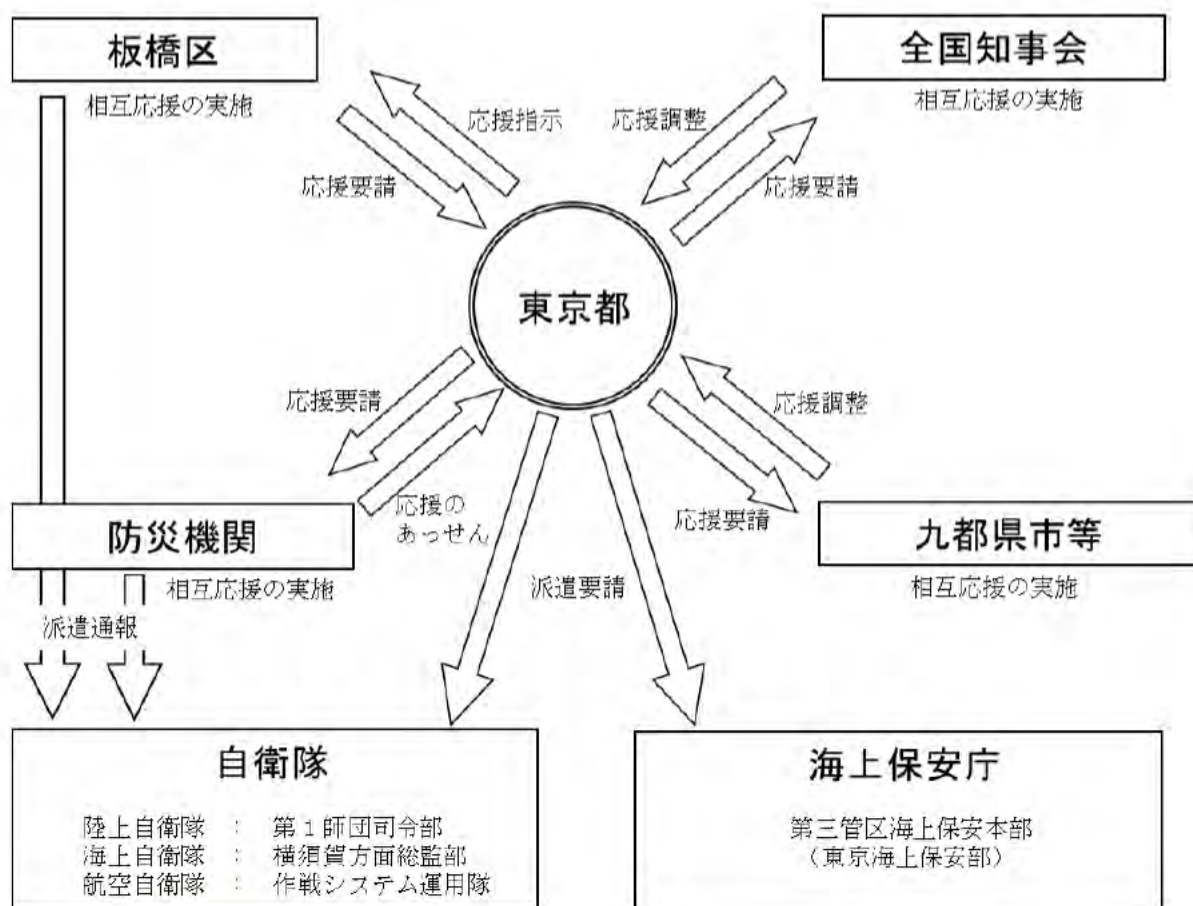
このため、応援や受援体制についてのマニュアル等を整備したり、自治体及び民間団体等と応援・協力に関する協定をあらかじめ締結するなどして、応援態勢を確立する。また、区は、民間団体が災害時に実効性のある防災行動がとれるよう、関係部署が連携して協定災項目等の協議等を進める。

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区	● 知事に応援又は応援のあっ旋を求める ● 区市町村間相互の応援協力について実施 ● 区の区域内の応援協力について実施 ● 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、区長が応急措置を実施するため必要があると認めた場合、都知事に対して自衛隊への災害派遣を要請 ● いとまがない場合は、直接関係部隊へ通報し、速やかに知事に通知
自衛隊	● 部隊を派遣した場合は、知事に派遣部隊の指揮官の官職・氏名その他必要事項を通知 (派遣部隊の派遣要請・活動内容は、(3)の「カ 自衛隊への災害派遣要請」参照)
防災関係機関	● 知事に応援又は応援のあっ旋を求める。 ● 防災機関相互の応援協力について実施 ● 災害派遣の対象となる事態が発生し、自衛隊の災害派遣を依頼しようとする時は、知事に対して依頼 ● いとまがない場合は、直接関係部隊へ通報し、速やかに所定の手続を行う。
都本部（都総務局）	● 他の区市町村に対し応援すべきことを指示し、又は防災関係機関の応援をあっ旋 ● 他の地方公共団体・全国知事会・九都県市との応援協力について実施 ● 地震により災害が発生し人命若しくは財産の保護のために必要があると認めた場合、又は区市町村から災害派遣要請の要求があった場合は、自衛隊に対して災害派遣を要請

(2) 業務手順

【応援協力・派遣要請のフロー】



(3) 詳細な取組内容

ア 都、区市町村間の応援協力

(ア) 都との連携

a 本区への協力要請

■ 区

- 本区が被災した場合、区長は、知事に応援又は応援のあっ旋を求めるなどして災害対策に万全を期する。
- 区は、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合、応急対策職員派遣制度に基づき、都を通じて、総務省に対し、災害マネジメント総括支援等で編成される総括支援チームの派遣を要請することができる。
- 本区が被災し、区長が知事に応援又は応援のあっ旋を求める場合、都本部に対し、次に掲げる事項についてまず口頭又は電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。
 - 災害の状況及び応援を求める理由（災害の状況及びあっ旋を求める

場合はその理由)

- 応援を希望する機関名
- 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- 応援を必要とする場所、期間
- 応援を必要とする活動内容
- その他必要な事項

b 知事による調整等

■ 都

- 知事は、災害を受けた区市町村から応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された場合、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではない。
- 知事は、災害を受けた区市町村が応急対策を円滑に実施できるようにするため、他の区市町村に対し応援すべきことを指示し、又は防災機関の応援をあっ旋する。

c 他の区又は指定公共機関への協力

■ 区

都から他の区又は指定公共機関に協力することを依頼されたときは、自らの応急措置に支障のない限り、協力する。

(イ) 協定自治体等との連携

■ 区

a 本区への協力要請

区は、災害時における協定書等に基づき、協定締結先の友好自治体に協力を求める。

b 協定自治体等への協力

区は、災害時における相互援助協定自治体及び他の自治体において災害が発生した場合、協定等に基づき被災自治体の支援及び救援活動等を実施するが、被災自治体に対する災害支援態勢について、整備を図る必要がある。

災害時には、区及び災害ボランティアは、被災自治体に対して、次の態勢で協力する。

(a) 区

区は、おおむね、次の事項について対外的な支援を行う。

- 1) 災害見舞金に関すること。
- 2) 災害支援物資に関すること。
- 3) 職員の派遣に関すること。
- 4) 災害支援物資等の運搬に関すること。
- 5) その他、災害支援に関すること。

(b) 災害ボランティア

- 災害ボランティアの対外的支援は、あくまで災害ボランティアの自主性、主体性を尊重する。

- 区は、災害ボランティアの支援規模、支援内容等について、被災自治体との連絡調整を行い、被災自治体に対する区及び災害ボランティアの対外的支援態勢の整合性を図るよう努める。

(ウ) 特別区間における協定

■ 区

発災時に、迅速に支援態勢を確立するため、支援区間で協議することなく、以下に従って、支援区のうち一区を本部設置区とする。

- a 本部設置区は、次の順位に従って決定する。
 - (a) 第1順位区長会会長区
 - (b) 第2順位区長会副会長区のうち、23区行政順位が先の区
 - (c) 第3順位区長会副会長区のうち、23区行政順位が後の区
- b 支援区の中に第1順位から第3順位までの該当区がなかった場合は、次の順により本部設置区を決定する。
 - (a) 支援区の中から、区長会幹事区で、行政ブロック順が先の区
 - (b) (a)による該当区がなかった場合、支援区の中から、行政順が先の区

イ 防災関係機関等の応援協力

■ 各防災関係機関

- 防災関係機関の長又は代表者は、都に対し災害応急対策の実施を要請もしくは応援を求めようとするとき、又は区もしくは他の防災関係機関等の応援のあつ旋を依頼しようとするときは、都総務局（総合防災部防災対策課）に対し、次に掲げる事項についてまず口頭又は電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。
 - 災害の状況及び応援を求める理由（災害の情况及びあつ旋を求める場合はその理由）
 - 応援を希望する機関名
 - 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
 - 応援を必要とする場所、期間
 - 応援を必要とする活動内容
 - その他必要な事項
- 各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの災害応急対策の実施に支障のない限り、協力又は便宜を供与する。
 - 各機関の協力業務の内容は、第2部第1章に定める範囲とし、協力方法は各計画に定めるところによる。
 - 各機関相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ事前に協議を整える。
 - 都総務局は、各機関の間にあって相互協力のあつ旋をする。

■ 東京電力グループ（大塚支社）

- 東京電力グループは、非常災害対策用資機材の備蓄を効率的に行うとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、復旧用資材の規格の統一を電力会社間で進めるほか、電力広域的運営推進機関の「防災業務計画」に基づき、

他業者と非常災害対策用資機材の相互融通体制を整えている。

- 東京電力パワーグリッド株式会社は、各電力会社と締結した「全国融通契約」及び電力広域的運営推進機関の指示に基づき、緊急災害時においても電力の融通ができるよう取り決めている。

ウ 公共的団体及び住民防災組織等との協力

■ 区、公共的団体、住民防災組織

- 区は、区域内における公共的団体（日赤奉仕団、医師会、歯科医師会、薬剤師会、農業協同組合、商工会議所、青年団、婦人会、母の会等）の防災に関する組織の充実を図るとともに、相互の連絡を密にし、その機能を震災時に十分発揮できるよう態勢を整備する。
- 区は、町会や自治会などを主体に結成された地域の防災活動を担う組織である防災市民組織、事業所の防災組織に対しても、組織の充実、連帯協力の強化を図る。
- 区は、災害時における応急活動を能率的に処理するため、これらの団体に対して、防災態勢をあらかじめ確立しておくよう依頼し、広く防災についての積極的な協力態勢の確立に努める。
- これらの団体の協力事業内容としては、次のようなものが考えられる。
 - 異常現象、災害危険箇所発見等の場合に区その他の関係機関に連絡すること。
 - 災害に関する予警報その他情報を地域住民に伝達すること。
 - 災害時における広聴広報活動に協力すること。
 - 災害時における出火防止及び初期消火に関し協力すること。
 - 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に関すること。
 - 被災者に対する炊き出し、支援物資の配分等に協力すること。
 - 被害状況の調査に協力すること。
 - 被災区域内の秩序維持に協力すること。
 - 罹災証明書交付事務に協力すること。
 - その他災害応急対策業務に協力すること。

エ 民間団体との応援協力

■ 区、関係防災機関

- 区並びに関係防災機関は、その所掌事務に係る民間団体等に対し、災害時における協定書等に基づき、積極的協力が得られるよう協力体制の確立に努める。

オ 各機関の経費負担

■ 区

国から区に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他府県、他市町村から区に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による（災害対策基本法施行令第18条）。

カ 自衛隊への災害派遣要請

■ 区

（ア） 災害派遣の範囲

区長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人命、又は財産の保護の

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

ため、必要があると認める場合には、都知事に対し、自衛隊の派遣要請に係る要求を行うものとする。

(イ) 災害派遣要請

- a 災害派遣の対象となる事態が発生し、区長が自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、下記の事項を明らかにし、都総務局（総合防災部防災対策課）に依頼するものとする。
 - (a) 災害の状況及び派遣を要請する理由
 - (b) 派遣を希望する期間
 - (c) 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (d) その他参考となるべき事項
- b 区長は、通信等の途絶等により都知事に対する災害派遣要請に係る要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を、直接関係する部隊に通知し、事後、所定の手続を速やかに行うものとする。ただし、災害が発生し、自衛隊の災害派遣に関わる要請ができないときは、災害派遣に関する訓令に基づき、自衛隊は災害救援活動を展開することができる。

〈緊急の場合の連絡先〉

部隊名等 (駐屯地・基地名)		緊急連絡責任者	
		時間内	時間外
陸上 自衛隊	第1師団司令部 (練馬)	第3部長又は同部防衛班長 3933-1161	司令部当直長 3933-1161
	第1普通科連隊 (練馬)	第3科長又は運用訓練幹部 3933-1161	部隊当直司令 3933-1161
海上 自衛隊	横須賀地方総監部 (横須賀)	第3幕僚室長 又は国民保護・防災主任 046-822-3522	オペレーション当直幕僚 046-823-1009
	自衛艦隊司令部 (横須賀)	作戦幕僚 046-861-8281	オペレーション当直幕僚 046-861-8286
	第21航空群司令部 (館山)	運用幕僚 0470-22-3191	群当直士官 0470-22-3191
航空 自衛隊	作戦システム運用 隊本部 (横田)	企画科長又は防衛班長 042-553-6611	防空指揮群当直幹部 042-553-6611

(ウ) 災害派遣部隊の受入態勢等

a 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう重点的・的確・効率的な作業分担となるよう配慮するものとする。

b 作業計画及び資器材の準備

自衛隊の応急救護活動に関して、先行性のある作業計画を樹立するとともに、必要な資器材をあらかじめ準備し、施設の使用に際しては管理者の了解をあらかじめ取りつけておくものとする。

c 宿舎

施設名	所在地	収容可能人員	炊飯施設有無	使用条件
植村記念加賀スポーツセンター	加賀 1-10	200 人	無	区災対本部の指示による。
教育科学館	常盤台 4-14	100 人	〃	

d ヘリコプター発着可能地点

名称	所在地	発着展開面 (m)	着陸可能機種
区立小豆沢野球場	小豆沢 3-8	80×100	中型
区立東板橋公園運動場	板橋 3-50	半径 75 の 1/4 円	中型
荒川戸田橋緑地	舟渡 2.3.4	570×250	大型

※ 小豆沢野球場は、災害時臨時離着陸場。

※ 東板橋公園運動場は、医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場。

(エ) 経費負担区分

自衛隊の救援活動に要した下記に掲げる経費は、原則として派遣を受けた機関が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。

- a 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- b 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- c 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
- d 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた（自衛隊装備品を除く。）損害の補償
- e その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議するものとする。

(オ) 災害派遣部隊の活動内容

■ 自衛隊（災害派遣部隊）

区分	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で、必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
被災者等の搜索救助	安否不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索活動を行う。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開、又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。 （薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び支援物資の緊急輸送を実施する。 この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	被災者に対し、給食、給水、入浴支援等の支援を実施する。

区分	活動内容
支援物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償及び譲与等に関する総理府令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し、支援物資を無償貸付、又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他臨機の措置等	(1) その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 (2) 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項から第10項及び第65条第3項に基づき、区長、区長の職権を行うことができる者、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊は区長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

第4節 応急活動拠点の調整

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区	● オープンスペースの使用調整に協力・連携
都本部	● オープンスペースや航空機の使用について、必要に応じて、総合的に調整

(2) 業務手順

区は、都が実施するオープンスペースの使用調整に協力・連携する。また、区内の大規模救出救助拠点等(都立城北中央公園一帯等)は応急活動拠点、後方支援拠点として、災害対策活動の継続を調整する。

<都が実施する取組>

- 地震が発生したとき、応急活動を効果的に実施するために、応急対策上重要な役割を果たすオープンスペースや航空機の使用について、必要に応じて、都本部で総合的に調整する。
- 都本部は、地震発生後、オープンスペースの被害状況、使用の可否について、都各局、区市町村、関係機関等から情報収集し、その状況について継続的に把握する。
- 都各局及び区市町村は、オープンスペースの利用要望を都本部に提出する。
- 都本部は、都各局及び区市町村の利用要望と、自衛隊、他県等の警察・消防の応援部隊の使用見込との調整を行う。
- オープンスペースを使用する機関は、使用状況を定期的に都本部へ報告する。
- 都本部は、報告に基づき、時系列に応じたオープンスペースの有効活用を図る。
- 都本部は、航空機使用について東京航空局等と連携・協力し、次の調整を行う。
 - 離発着場の指定
 - 応急対策に使用する航空機の需給調整

第2章 区民と地域の応急対策

第1節 自助による応急対策の実施

(1) 区民自身による応急対策

- 災害時には、まず自身と家族の身を守り、次に出火を防止する。
- 災害情報、避難情報の収集を行い、避難所においては自ら活動する。
- 地震発生後数日間は、水道・ガス・電気・電話等ライフラインをはじめ、食糧の供給が途絶える可能性が高いため、当面は、あらかじめ各家庭で準備しておいた食料・水・生活必需品を活用する。

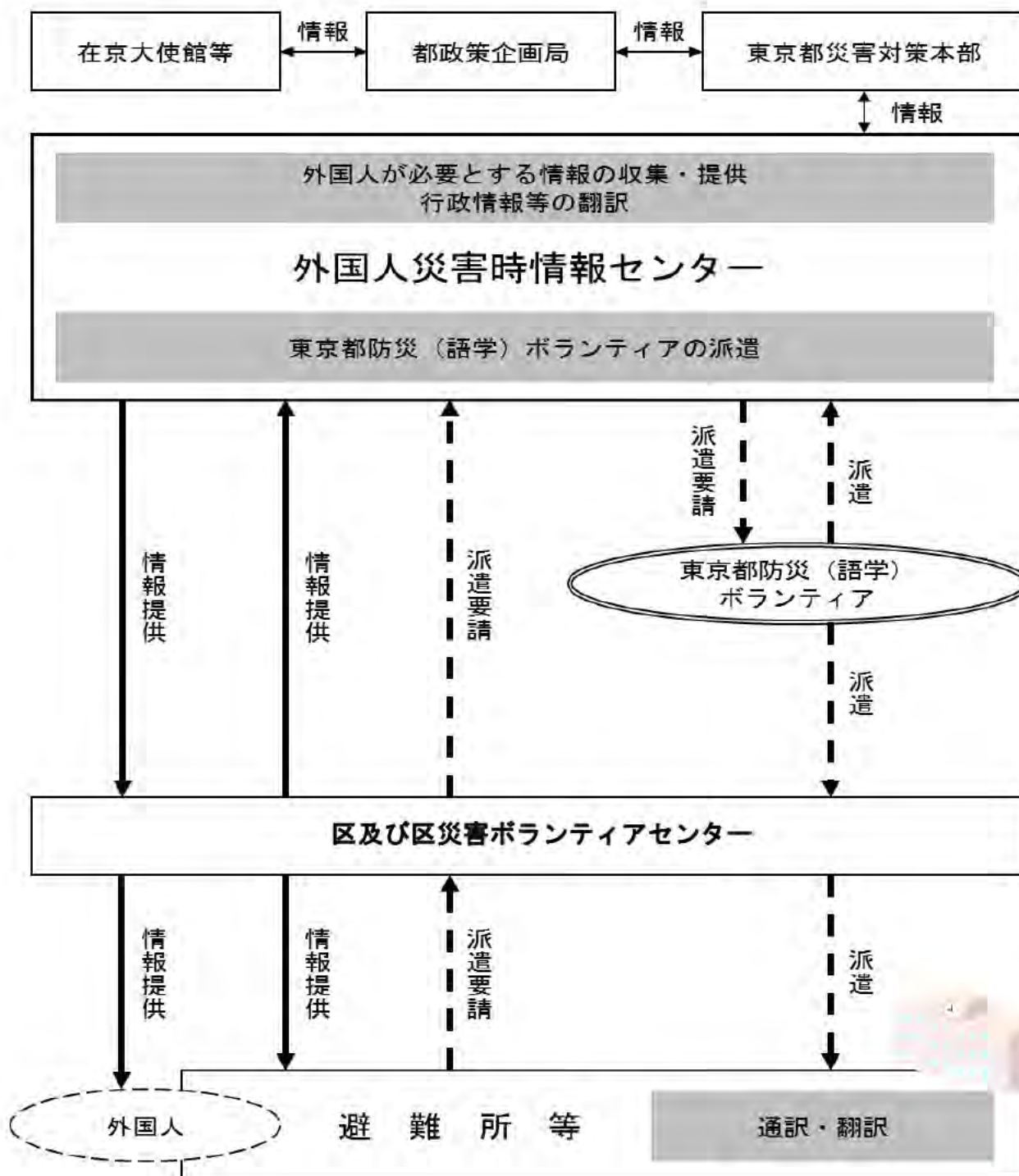
(2) 外国人の情報収集等に係るサポート

ア 対策内容と役割分担

各機関は、在住外国人及び外国人旅行者に対し、必要とする情報の収集・提供を円滑に行う。

機 関 名	対 策 内 容
区	● 在住外国人への情報提供 ● 外国人災害時情報センターとの情報交換 ● 区の国際交流協会等との連携
都総務局	● 東京都防災ホームページ、東京都防災アプリを介して、多言語等での災害情報の発信等を行う。 ● 東京都等が保有するデジタルサイネージにおいて、災害時に多言語での発信を行う。
都生活文化スポーツ局	● 外国人災害時情報センターの業務の実施 ● 災害時の被災外国人への対応として、都庁に外国人災害時情報センターを設置し、(一財)東京都つながり創生財団と連携して、次の業務を実施 ● ・外国人が必要とする情報の収集・整理・翻訳等 ● ・区市町村等が行う外国人への情報提供に対する支援 ● ・東京都防災(語学)ボランティアシステムを活用し、東京都防災(語学)ボランティアを派遣 ● (一財)東京都つながり創生財団と連携して、他道府県等の地域国際化協会などから広域支援の受入れ等を実施
都政策企画局	● 大使館、外国機関、海外からの支援組織との連絡
都産業労働局	● 外国人旅行者に対する情報提供への協力 ● ・東京観光情報センター、都が設置・提供するデジタルサイネージや無料Wi-Fiサービス、東京の観光公式サイト「GO TOKYO」等を活用した情報提供
観光関連事業者等	● 各施設等を利用する外国人旅行者の案内、誘導、情報提供

イ 業務手順



第2節 地域による応急対策の実施

(1) 対策内容と役割分担

消防団及び住民防災組織や事業所等は、自らの身の安全を図るとともに、地域防災力の中核である消防団と連携し、発災初期における初期消火、救出救助、応急救護活動等を実施する。

機 関 名	対 策 内 容
住民防災組織 町会・自治会等	● 近隣での助け合い（出火防止、初期消火、救助等） ● 安否や被害についての情報収集 ● 初期消火活動 ● 救出活動 ● 負傷者の手当・搬送 ● 区民の避難誘導活動 ● 避難行動要支援者の避難支援 ● 避難所運営 ● 自治体及び関係機関の情報伝達 ● 炊き出し等の給食・給水活動等
消防団	● 消防隊と連携した消火活動 ● 地域住民との協働による救助活動、応急救護活動 ● 災害情報の収集・伝達活動 ● 区民指導、避難指示の伝達、避難者の安全確保等
事業所	● 事業所相互間の協力体制及び住民防災組織等との連携による消火活動、救護活動等の支援

(2) 詳細な取組内容

■ 住民防災組織

ア 住民防災組織等による初期消火活動

- 火災が発生した場合は、住民防災組織が協力して、スタンドパイプ等を活用した初期消火を実施する。
- なお、地域で行う初期消火活動は、火災の拡大防止を主眼に行い、資器材の能力や市街地の特性を勘案して行う。消防団員や消防隊員が到着後は、その指示に従う。

イ 救出・救護活動

- 地域の資器材保管場所や最寄りの消防署等にある簡易救助資器材を活用する。
- 倒壊建物等の二次災害の防止を図り、負傷者の救出を実施し、負傷者に対し、応急救護を実施するとともに、医療救護所又は緊急医療救護所への搬送を実施する。
- また、要配慮者のうち避難行動要支援者名簿掲載者については、名簿をもとに安否確認を行うとともに、消防団等と連携して、避難誘導や救出・救護を行う。

ウ 避難所運営支援

- 区や避難所運営の主体となる地域住民、避難所施設教職員等と連携し、住民防災組織リーダーや町会・自治会等の役員を中心に、女性や子どものほか、高齢者、障害者、外国人など要配慮者等の視点を踏まえた避難所運営支援を行う。

第3節 マンション防災における応急対策の実施

■ マンション管理組合等

(1) 対策内容と役割分担

マンション管理組合等は、本章第2節の「地域による応急対策の実施」に掲げる対策のほか、次のとおり応急対策を実施する。

機 関 名	対 策 内 容
管理組合・マンションに係る自治会・自主防災組織等	● マンション居住者の安否確認 ● マンション共有の資器材を用いた救出活動支援 ● 集会室等を利用した避難所運営 ● 建物被害調査と二次被害防止 ● ライフライン復旧状況の確認 ● 在宅避難継続のためのマンション居住者への支援 ● マンションの復旧に向けた調査、診断、居住者への説明、合意形成への支援、工事等の手配

第4節 消防団による応急対策の実施

■ 消防団

- 発災と同時に付近の区民に対して出火防止と初期消火の呼びかけを行う。
- 災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。
- 同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化し、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防団独自に、又は消防署隊と連携して行う。
- 所轄消防署（所）の消防署隊応援要員として消火活動等の応援をするとともに、活動障害排除等の活動を行う。
- 救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。
- 避難のための指示が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連絡をとりながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。

第5節 事業所による応急対策の実施

■ 事業所

- 来訪者や従業員等の安全を確保し、救助活動、救護活動を行う。
- 出火防止措置を速やかに実施する。
- 火災が発生した場合には安全確保した上で初期消火を実施する。
- 正確な情報を収集し、来所者や従業員等に伝達する。
- 施設の安全を確認した上で、従業員の一斉帰宅を抑制する。
- 事業所での災害対策完了後、地域の消火活動、救助活動、救護活動を実施する。
- 重要業務を継続し社会的使命を果たすとともに、応急対策後は早期に事業を復旧させ、地域住民の生活安定化に寄与する。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

第6節 ボランティアとの連携

(1) 対策内容と役割分担

区・社会福祉協議会・いたばし総合ボランティアセンターが協働で、区災害ボランティアセンターを設置し、都及び関係機関等と連携して、一般ボランティアが被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう支援する。

なお、都から事務の委任を受けた場合、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置・運営する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費のうち災害救助法で定められた一部経費を国庫負担の対象とすることができる。

機 関 名	対 策 内 容
区	● いたばし総合ボランティアセンター・区社会福祉協議会等との協働による区災害ボランティアセンターの設置 ● ボランティア活動支援に当たっては、地域に精通した区災害ボランティアセンターが中心となり、必要な情報や資器材等の提供等、活動環境を整備し、ボランティア等を直接的に支援 ● 区社会福祉協議会は全国社会福祉協議会など福祉関係組織との調整窓口となり、ボランティアセンターの運営に協力
警視庁 第十方面本部 各警察署	● 交通規制支援ボランティアへの支援要請
都生活文化スポーツ局	● 東京ボランティア・市民活動センターと協働で東京都災害ボランティアセンターを設置し、女性や子どものほか、高齢者、障害者、外国人など要配慮者等の視点も踏まえながら、区市町村災害ボランティアセンターや市民活動団体等に対して支援を実施 ● 都内外の被災状況の情報収集 ● 国・道府県・区市町村等との連絡調整 ● ボランティアの受入れ状況等の情報提供 ● 区市町村災害ボランティアセンター・市民活動団体等との連携体制の構築
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	● 東京消防庁災害時支援ボランティア受入本部の設置 ● 東京消防庁災害時支援ボランティアへの活動要請
東京ボランティア・市民活動センター	● 都と協働で東京都災害ボランティアセンターを設置、市民活動団体と協働で東京都災害ボランティアセンターを運営し、区市町村災害ボランティアセンターや市民活動団体等を支援 ● 災害ボランティアコーディネーターの区市町村災害ボランティアセンターへの派遣 ● 区市町村災害ボランティアセンターの設置・運営支援 ● 被災区市町村のボランティアニーズ等の収集及びボランティアの受入れ状況等の情報提供 ● 資器材やボランティア等の区市町村間の需給調整 ● ボランティア支援団体の全国的なネットワーク組織との連携
いたばし総合ボランティアセンター	● 区・区社会福祉協議会等と協働し、区災害ボランティアセンターの設置・運営

【主な災害ボランティアの活動内容】

ボランティア名	出動要件及び活動内容
防災（語学）ボランティア	外国人災害時情報センターからの要請を受け、都の災害情報の翻訳や被災者臨時相談窓口における外国人からの問い合わせ対応、区が設置する避難所等での通訳・翻訳を実施し、被災外国人等を支援
応急危険度判定員	区からの協力依頼を受け、余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定
被災宅地危険度判定士	都都市整備局からの協力依頼を受け、地震等による宅地への被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施
建設防災ボランティア	震度5強以下の地震発生時には都建設局からの出動要請を受け、また、震度6弱以上の地震発生時には自主的に、それぞれ出動し、建設局所管施設の被災状況の点検業務支援及び都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援等を実施
交通規制支援ボランティア	警察署長からの要請を受け、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置等を実施
東京消防庁災害時支援ボランティア	東京消防庁管内における震度6弱以上の地震発生時に、あらかじめ登録した消防署に自主的に参集し、消防署内での後方支援活動、応急救護活動などを実施

【一般ボランティアと専門ボランティアの違い】

	一般ボランティア	専門ボランティア
定義	専門的な知識や経験を必要としない被災者支援活動を行うボランティア	専門的な知識及び技術を必要とする災害救援活動にあたるボランティア
活動内容例	被災状況把握・情報連絡、給水等避難所での被災者支援、救援物資の整理・輸送、ボランティアの受入等のコーディネート、被災動物の保護・環境管理、その他軽作業等	被災者に対するカウンセリングや相談活動、外国語の翻訳や通訳、視覚障がい者支援ボランティア等による災害時要援護者対応、医療活動や応急救護活動・救急活動の支援、応急危険度判定
対象者・職種	一般区民等	医療従事者、応急危険度判定員、外国語通訳者、ホームヘルパー、社会福祉士等
受入窓口	いたばし災害ボランティアセンター	災対各部

(2) 詳細な取組内容

ア ボランティア受け入れ体制の整備

(ア) 計画方針

大災害時における災害ボランティアの活動は、発災直後の初期消火や救出・救護に始まり、建築物の応急危険度判定や避難所運営の支援、支援物資の配布、情報収集・伝達、交通案内、更には、被災者個人に関わるケア等、多種多様であり、区民生活全般にわたって活動することになる。

特に地震災害の場合は、専門技術的なボランティアと一般的なボランティアとを効率的、有機的に活用する必要がある。そのためにも区災害対策本部との連携、

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

日本赤十字社及び板橋区社会福祉協議会との連携をとり災害ボランティアのネットワーク化を図る。また、区内大学との連携により、大学生のボランティア受け入れを積極的に行う。

また、災害応急対策において長期化する場合も予測されるため、災害ボランティアの後方支援態勢づくりも必要となるので近隣区市との連携を図れるようにする。

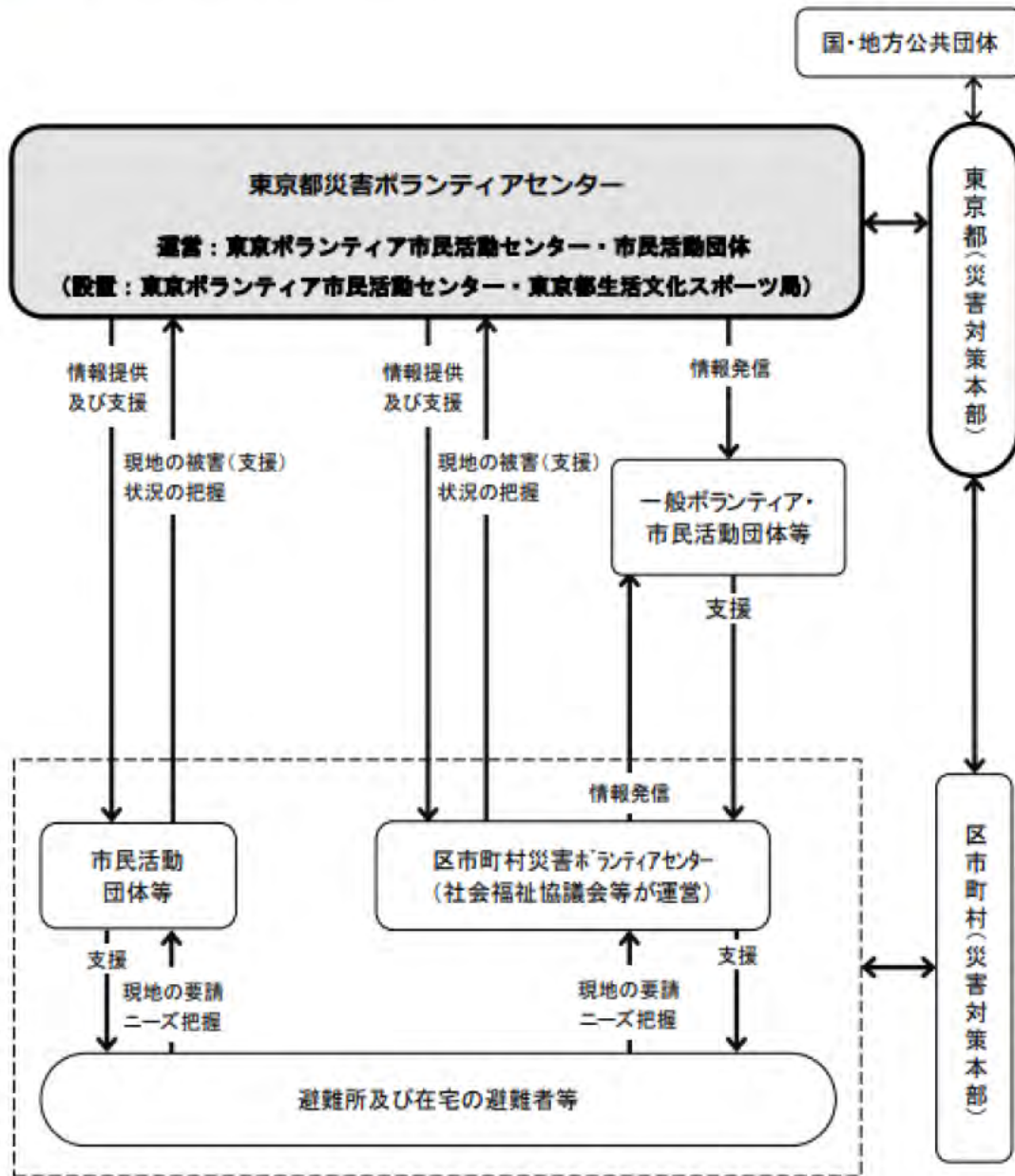
(イ) 災害ボランティアセンターの設置及び運営

区は、災害が発生した場合、災害ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを開設し、その場所を提供し、活動に必要な資器材を貸与する。

また、被災状況に応じ、災害ボランティアセンターの設置場所を検討する。
(複数か所での設置、被災箇所付近への設置等を検討)

事項	内容
設置場所	災害ボランティアセンター 小豆沢体育館 (小豆沢 3-1-1)
貸与資器材等	災害時に、電話、無線、FAX、複写機等の通信手段及び情報収集機能並びにその他、活動に必要な資器材等を貸与する
運営方法	災害ボランティアセンターの運営については、災害ボランティアの自主性や主体性を尊重し、円滑な災害ボランティア活動の総括ができるよう、おおむね、次の内容とする。 a 運営内容 (a) 板橋区災害対策本部との連絡調整 (b) 日本赤十字社及び板橋区社会福祉協議会等のボランティア関係機関との連絡調整 (c) 区内外のボランティア団体等との連絡調整 (d) 災害ボランティア活動の総括 (e) 災害ボランティアセンター運営マニュアルによる運営 b 活動内容 災害ボランティアが円滑に活動できるようボランティアの初動態勢の確立を図るため、おおむね、次の班をもって編成し、対応する。 (a) 事務処理班(募集、受付、広報、給食、宿泊等の庶務) (b) 支援物資管理班(受領、運搬、配分) (c) 情報管理班(アマチュア無線等) (d) 交通管理班(道路案内) (e) 避難所管理班 (f) 生活支援班(見守り・生活サポート) c 宿泊場所及び活動拠点の提供 (a) 小豆沢野球場、小豆沢二丁目集会所、グリーンカレッジホールなど、小豆沢体育館近郊の区施設をボランティアの宿泊場所として提供する。 (b) 建築物応急危険度判定は、判定支部を設置する地域センター等とする。

イ 一般ボランティアとの連携体制



第3章 情報の収集・伝達

第1節 防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報などの第一報）

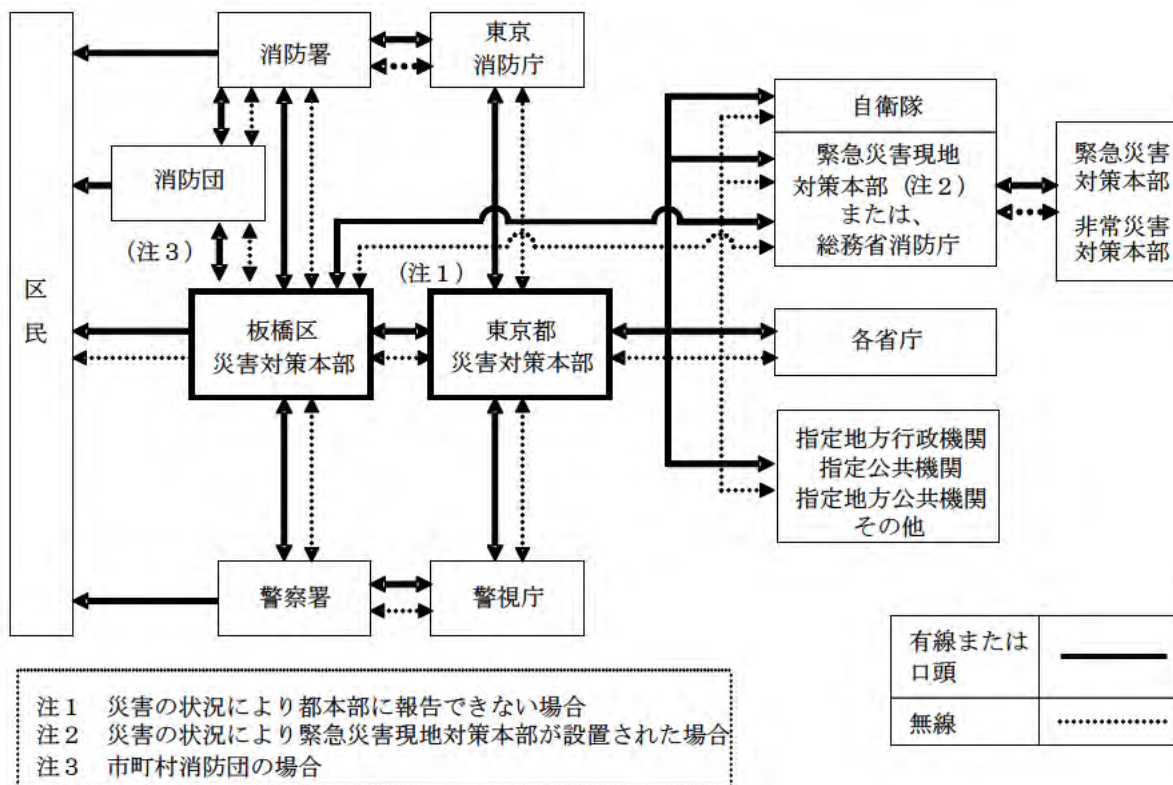
(1) 対策内容と役割分担

警報及び注意報の発表・伝達を行う。

機 関 名	対 策 内 容
区	● 災害が発生するおそれのある異常な現象についての通報 ● 災害原因に関する重要な情報についての周知 ● 津波警報及び注意報についての伝達・周知
警視庁 第十方面本部 各警察署	● 警察署長は、異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、区に通報
N T T 東日本 東京北支店	● 各種警報の通報 ● 警報の優先取扱い
各放送機関	● 災害に関する警報等の周知
都総務局	● 災害原因に関する重要な情報について、気象庁、都各局、区市町村及びその他関係機関から通報を受けたとき、又は自ら収集するなどして知ったときは、関係のある都各局、区市町村、防災機関等に通報 ● 津波警報及び注意報について、気象庁から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、関係のある都各局及び区市町村に通知
都各局	● 災害原因に関する情報について、都総務局に通報 ● 都総務局その他関係機関から通報を受けた重要な情報、警報及び注意報については、所属機関に通報
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	● 都総務局からの通報に基づき、消防署等に一斉通報し、各消防署等は、都民に周知 ● 地震に起因する水防に関する情報を各消防署等から収集し、これを都総務局及びその他の関係機関に通報するとともに、区民に周知
第三管区 海上保安本部 (東京海上保安部)	● 津波警報等及び災害に関する情報の伝達・周知
東京管区気象台	● 緊急地震速報、大津波警報・津波警報・注意報、地震及び津波に関する情報の発表 ● 発表した情報は、東京都等へ提供するとともに、各放送機関等の協力を得て、広く情報提供に努める。 ● 大津波警報・津波警報・注意報の関係機関への通知

(2) 業務手順

ア 情報伝達系統



イ 各機関の対応

機関名	内容
区	1 異常現象の通報 区は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、又はその発見者から通報を受けた警察官若しくは海上保安官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは直ちに都及び気象庁に通報する。 (1) 地象に関するもの噴火現象、噴火以外の火山性異常現象、群発地震 (2) 水象に関するもの異常潮位、異常波浪 2 一般的な災害原因に関する情報の通報 地象等災害原因に関する重要な情報について、都、又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、区民の自発的な防災組織等及び一般区民等に周知する措置をとる。
警視庁	1 異常現象の通報 警察署長は、異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、直ちに区に通報する。
NTT 東日本	1 警報の伝達 (1) 気象業務法に基づいて気象庁からNTTさいたまメディアウェーブに伝達された各種警報は、区及び関係機関に通報する。 (2) 津波警報以外の警報の伝達は、電話により区に通報する。 (3) 津波警報の伝達は、電話により関係機関に通報する。 2 警報の取扱い順位等

第3章 情報の収集・伝達

第1節 防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報などの第一報）

機関名	内容
	(1) 警報はすべての通信に優先して取り扱い、特に津波警報は他の警報に優先して取り扱う。津波警報（“津波なし”、“津波解除”を除く。）は15分、その他の警報は30分以内に通報する。 (2) 警報の伝達料金は無料とする。
都	1 重要な情報の通報 都総務局は、地象、水象その他の災害原因に関する重要な情報について、気象庁、都各局、区市町村その他関係機関から通報を受けたとき、又は自ら収集するなどして知ったときは、直ちに関係のある都各局、区市町村、防災機関等に通報する。 2 注意報及び警報の通報 都総務局は、重要な注意報及び警報について、気象庁から通報を受けたとき、又は自らその発令を知ったときは、直ちに関係のある都各局及び区市町村に通知する。 3 都各局の責務 都各局は、自ら収集した災害原因に関する情報を、直ちに都総務局に通報するとともに、都総務局その他の関係機関から通報を受けた重要な情報、注意報及び警報については直ちに所属機関に通報する。 4 緊急時の対応 災害が差し迫った場合で、緊急性や危険度が非常に高い場合、通常の連絡手段によるいとまがない場合においては、通常の連絡に加え、区長とのホットラインを活用する。ホットラインは原則として都危機管理監が行う。
東京 消防庁	都総務局からの通報に基づき、地震による津波の発生するおそれのあるときは、直ちに消防署、消防団に一斉通報し、消防署、消防団は区民に周知を図る。
東京管区 気象台	1 緊急地震速報（警報） 震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づける。また、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。 2 津波予報、地震情報等の種類 気象庁が必要と認めたとき発表する津波予報及び地震情報等の種類は次のとおりである。 (1) 津波予報（津波注意報、津波警報） (2) 地震及び津波に関する情報（津波情報、地震情報、各地の震度情報） 2 津波予報、地震情報等の通知 (1) 津波予報を行った場合、専用電話、予警報一斉伝達装置（以下この章において「同報装置」という。）及び加入電信により、関東管区警察局、第三管区海上保安本部、NTT虎ノ門センター、日本放送協会、都に通知する。このほか、緊急警報信号の放送（通称緊急警報放送システム：EWS）により津波警報の放送を行う放送局に対し通知することとなっている。 (2) 地震及び津波に関する情報を発表した場合は、同報装置により、都、関係警察機関、報道機関等に伝達する。 3 特別警報 気象庁は、平成25年8月から、特別警報の運用を開始した。気象に関する警報の種類は大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪の6種類で、台風、低気圧などにより数十年に一度の降雨等が予想される場合に発令される。 また、内陸まで影響を及ぼす3メートルを超える大津波のおそれ大きい際には「大津波警報」を、既に運用されている「火山噴火警報」及び震度6弱以上の「緊急地震速報」を特別警報として位置づけた。 特別警報が発表されたら、ただちに命を守る行動をとるよう呼びかけている。
その他の 防災機関	その他の防災機関は、都、気象庁、その他関係機関から通報を受けた重要な情報、注意報及び警報については直ちに所属機関に通報する。

(3) 詳細な取組内容

■ 区

ア 連絡態勢

(ア) 通信窓口の統一

a 各防災機関における窓口

情報の錯そうを避けるため、区及び各防災機関に情報受発の総括者として連絡責任者を置き、窓口の統一を図る。

■参照（別冊「資料編」）

資料震 2.7.5 区及び防災関係機関における通信窓口及び指定電話

b 区における総括窓口

区における総括窓口は、板橋区防災センター（本庁舎南館4階）とする。

(イ) 連絡手段

連絡手段	用途など
指定電話	区災対本部が設置された場合、各部連絡責任者は、指定電話を平常業務のために使用することを制限し、通信連絡を総括する。
衛星電話	区長及び職務代理者との非常通信手段
板橋区防災行政無線	
デジタル移動通信システム (デジタル 260Mhz 帯)	主に各拠点間の非常通信手段
同報系無線システム (デジタル 60Mhz 帯)	● 区民に対する災害情報の伝達手段 ● 平成 24 年度にデジタル化。無線放送塔の増設等についても、平成 25 年度以降、計画的に実施。
デジタルMC A無線システム (デジタル 800Mhz 帯)	現地情報の収集手段
東京都防災行政無線	都本部に対する情報連絡手段
板橋消防署の電話機及び ファクシミリ装置	東京都防災行政無線が途絶した場合の非常通信手段
職員参集安否確認システム	職員個人の携帯電話のメール機能を活用し、災害情報の伝達や職員の参集状況を確認する。

■参照（別冊「資料編」）

資料震 2.7.1 板橋区防災行政無線系統

資料震 2.7.2 【デジタル同報通信システム】屋外拡声子局設置場所一覧表

資料震 2.7.3 【防災行政無線デジタル移動通信システム (260Mhz)】無線機器設置場所

資料震 2.7.4 デジタルMC A無線機器設置場所一覧

資料震 2.7.5 区及び防災関係機関における通信窓口及び指定電話

イ 連絡事項

事項	連絡態勢
災害が発生するおそれのある異常な現象	災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者又はその発見者から通報を受けた警察官もしくは海上保安官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、ただちに都及び気象庁に通報する
災害原因に関する重要な情報	災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、ただちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、区民の自発的な防災組織及び一般区民等に周知する。
津波の注意報及び警報	津波の注意報及び警報について、都又は NTT 東日本からの通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、ただちに管内の公共的団体その他重要な施設の管理者、区民の自発的な防災組織等に伝達するとともに、警視庁、東京消防庁、都政策企画局等の協力を得て、区民に周知する。

ウ 情報収集

- (ア) 区は災害応急対策の第1次機関として、区民及び防災関係機関からの災害情報収集に努めるものとする。
- (イ) 災害時には、区民からの連絡・通報のため、NTT 東日本に依頼し、特設公衆電話を設置する。
- (ウ) 特別活動員（一時滞在施設班等）からの無線による情報及び区民からの有線による情報は、災対情報統括班が処理する。
- (エ) 区は、情報の収集及び共有のため、職員を警察署、消防署等関係機関に派遣する。
- (オ) 区は次の事項について重点的に収集する。
- ・ 異常現象の発生内容、又は災害発生の原因及び経過
 - ・ 区内の被害に関する情報
 - ・ 区が実施した措置状況
- (カ) 収集した情報は、統合型 GIS 等に反映させ、活用を図る。

エ 情報伝達

(ア) 都への情報伝達

- 区は、収集した情報を整理のうえ、直ちに都その他の関係防災機関へ伝達する。
- 東京都災害対策本部への情報連絡は、東京都災害情報システム（DIS）により行う。
- 都本部に対する情報連絡は、東京都防災行政無線を使用する。
- 災害の状況により都本部に連絡することができない場合は、国の現地対策本部又は総務省消防庁等に対して直接連絡する。

(イ) 職員への情報伝達

- 現地に対する緊急指示は、①防災行政無線、②職員参集安否確認システム、

③本部無線の指示により被害地を巡回する無線局搭載車により伝達する。

(ウ) 区民等への情報伝達

- 区民等に対する情報伝達は、①同報系無線（屋外拡声子局）、②板橋区防災・緊急情報メール、③板橋区公式ホームページ、④その他（区 LINE、X（旧 Twitter）、フェイスブック等の ICT 技術も活用）により行う。
- また、情報発信のためのバックアップ体制も構築する。

■ 都、区、各放送機関

- 発災時、本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、本部設置に至らない場合でも、都民等に対し各放送機関等と連携した避難指示等に関する情報提供を行う。
- 具体的な対応については、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達の申し合わせ」の内容による。

ア 実施機関

東京都、区、東京都域又は都域を超える広域区域を事業区域とする各放送機関

イ 伝達する情報

- (ア) 高齢者等避難
- (イ) 避難指示
- (ウ) 警戒区域の設定

■ 警視庁（第十方面本部、各警察署）

警察署長は、異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、速やかに区に通報する。

■ 東京消防庁（第十消防方面本部、各消防署）

- 都からの通報に基づき、地震による津波等が発生するおそれがあるときは、直ちに消防署等に一斉通報し、各消防署等は、区民に周知する。
- 地震に起因する水防に関する情報を各消防署等から収集し、これを都総務局及びその他の関係機関に通報するとともに、区民に周知する。

ア 通信連絡系統

東京消防庁における震災時の情報連絡体制は、消防・救急無線、消防電話、区防災行政無線を活用し、警防本部、方面隊本部、他の署隊本部、消防団、各防災関係機関との情報連絡を行う。

イ 情報の収集・伝達

事項	内容
異常現象の通報	消防署は、異常現象を認知したとき、又は異常現象の通報を受けたときは、区に通報する。
重要な情報の伝達	警報等の重要な通報を受けたとき、又は自らがその発令を知ったときは、既定計画により管内区民に周知する。

ウ 広報活動

災害時において災害に関する情報を収集し、関係機関と協力して次の事項に重点をおいて、適時活発な広報活動を実施する。

第3章 情報の収集・伝達

第1節 防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報などの第一報）

事項	内容
広報内容	(a) 出火防止、初期消火、救出救護及び要配慮者への支援の呼びかけ (b) 火災及び水災に関する情報 (c) 避難指示又は避難命令等の伝達 (d) 人心安定を図るための情報 (e) 救急告示医療機関等の診療情報 (f) その他区民が必要としている情報
広報手段	(a) 消防車両の拡声装置 (b) 消防署、消防団及び町会の掲示板等への掲示による広報 (c) テレビ、ラジオ等、報道機関を介しての情報提供 (d) ホームページ (e) 消防団員、災害時支援ボランティア、自主防災組織を介しての情報提供

■ NTT東日本（サービス運営部）

- 気象業務法に基づいて、気象庁から NTT 東日本に伝達された各種警報は、区及び関係機関に通報する。
- 津波警報の伝達は、FAX により関係機関に通報する。
- 警報に関する通信は優先して取り扱う。

■ 各放送機関

各社の規定に基づき、災害に関する警報等を放送する。

■ その他の防災機関

都、気象庁、その他関係機関から通報を受けた重要な情報、注意報及び警報については直ちに所属機関に通報する。

第2節 防災機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等）

(1) 対策内容と役割分担

東京都災害情報システム（DIS）のほか、専用電話、衛星携帯電話など、多様な通信手段を活用した重層的な情報連絡体制を確立し、被害状況等の把握を行う。

機 関 名	対 策 内 容
区	● 災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで都へ報告
警視庁 第十方面本部 各警察署	● 都への通報、関係機関との情報交換 ● 安否・被害情報確認システムによる参集途上の職員からの被害状況等の収集 ● 高所カメラ、地震被害判読システム等による災害情報収集
各防災機関	● 発災直後の被害状況等を、都に対して提供
各通信事業者	● 通信の被害、疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等
都総務局	● 所在区市町村別の被害状況等調査 ● 国（総務省消防庁）への報告と他関係防災機関への通報 ● 現地の状況調査及び被害状況等とりまとめ ● 東京都災害情報システム等の運用及び補完する多様な通信手段による行政機関内の情報連絡 ● 重層的な連絡体制による外部機関との情報連絡
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	● 地震被害予測システム等による被害予測 ● 高所カメラ、地震被害判読システム、早期災害情報システム等による災害情報収集 ● 各消防署管内の被害状況及び各種消防活動の状況等についての都への通報、関係機関との情報交換
第三管区 海上保安本部 （東京海上保安部）	● 情報収集及び通報
関東地方整備局	● 情報収集及び連絡
関東地方測量部	● 情報収集及び連絡
関東総合通信局	● 防災情報伝達システムの検討 ● 電気通信事業者の被災・復旧状況等 ● 放送局の被災・復旧状況等
東京ハイヤー・タクシー協会	● 発災時の災害情報の収集・伝達 ● 発災直後の被害状況等を、都に対して提供

業務手順

<東京都災害情報システム（DIS）の場合>

第1部

第2部

第3部

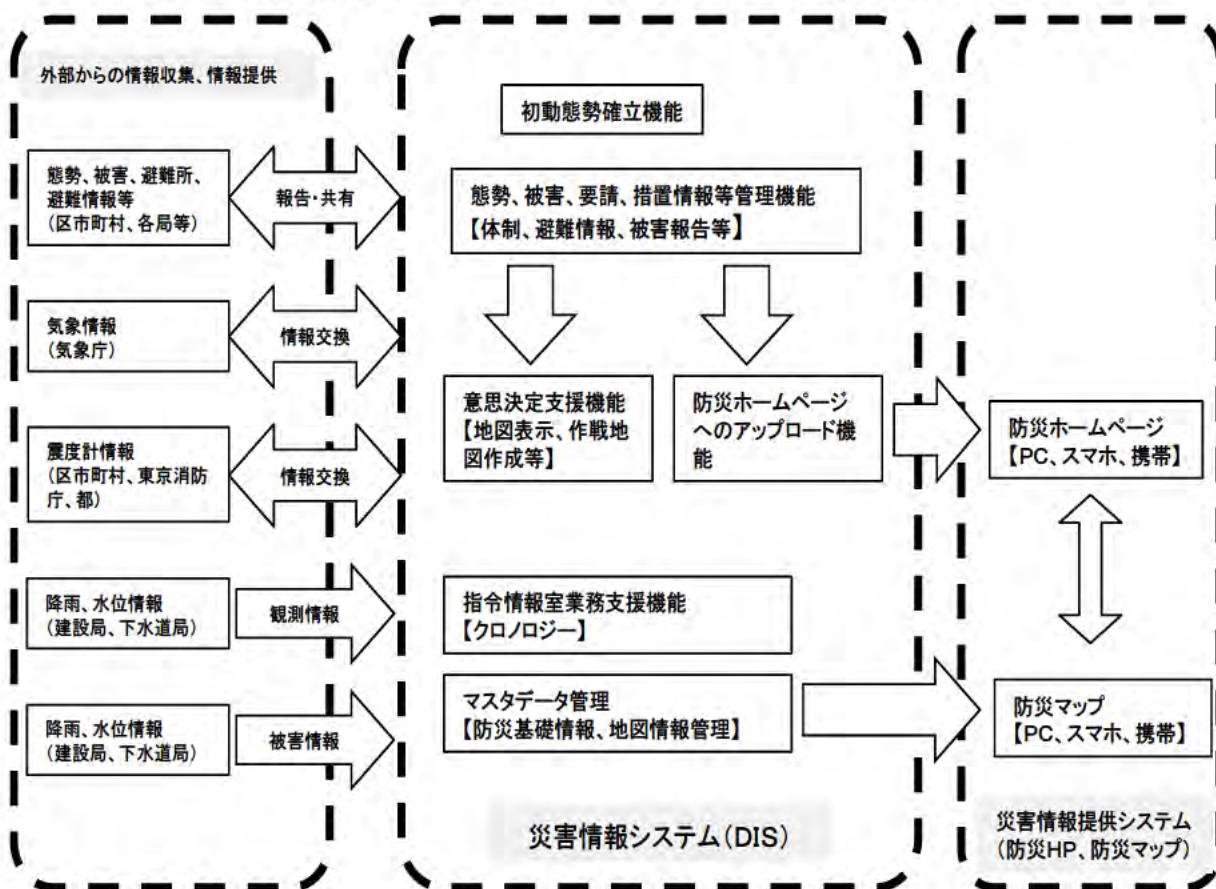
第4部

第5部

第6部

第7部

災害情報システム(DIS)/災害情報提供システム(防災ホームページ・防災マップ)関連図



(2) 詳細な取組内容

■ 区

- 災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都に報告する。
- 家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第 53 条に基づく被害状況を都に報告できない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。

ア 報告すべき事項

- (ア) 災害の原因
- (イ) 災害が発生した日時
- (ウ) 災害が発生した場所又は地域
- (エ) 被害状況（被害の程度は、「エ 認定基準」に基づき認定）
- (オ) 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
- (カ) 災害救助法適用の可否及び必要とする救助の種類
- (キ) その他必要な事項

イ 報告の方法

- 原則として、東京都災害情報システム（DIS）への入力による。
- システム障害等により入力できない場合は、「災害報告取扱要領」（平成 5 年 4 月都総務局災害対策部）に定められた報告様式等に基づき、電話、FAX などあらゆる手段により報告する。

【報告の種類・期限等】

報告の種類		入力期限	入力画面
発災通知		即時	被害第 1 報報告
被害措置概況速報		即時及び都が通知する期限内	被害数値報告 被害箇所報告
要請通知		即時	支援要請
確定報	災害確定報告	応急対策を終了した後 20 日以内	被害数値報告
	各種確定報告	同上	被害箇所報告
災害年報		翌年度の 4 月 20 日	被害数値報告

ウ 災害救助法に基づく報告

災害救助法に基づく報告については、第 2 部第 13 章第 5 節第 2 応急対策「9 災害救助法の適用」に定めるところによる。

エ 被害程度の認定基準（災害報告取扱要領より）

(ア) 人的被害

人的被害については、次により区分して示すが、重軽傷者の別が把握できない場合は、負傷者として報告する。

区分	認定基準
(1) 死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認できないが、死亡したことが確実なもの。

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

(2) 災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）。
(3) 行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。
(4) 重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1月以上の治療を要する見込みのもの。
(5) 軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1月未満で治療できる見込みのもの。

(イ) 住家の被害

区分	認定基準
(1) 住家	「住家」とは、現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
(2) 世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
(3) 棟	一つの独立した建物をいう。
(4) 全壊	「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
(5) 半壊	「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
(6) 一部損壊	「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
(7) 床上浸水	「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
(8) 床下浸水	「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

(ウ) 非住家の被害

区分	認定基準
(1) 非住家	住家以外の建物をいう。官公庁庁舎、学校、病院、公民館、神社仏閣等及び土蔵、倉庫、納屋等は非住家で公共建物という。常時人が居住している場合は当該部分は住家とする。
(2) 非住家被害	非住家に対する全壊、半壊程度の被害を受けたもの。

(エ) 田畑の被害

区分	認定基準
(1) 流失、埋没	耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕農が不能となったもの。
(2) 冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもので、耕地、作物に被害を受けたもの。
(3) 地割れ	地割れや液状化のため、耕地に被害を受けたもの。

(オ) その他の被害

区分	認定基準
(1) 道路決壊	高速自動車道、一般国道、都道及び区道が決壊し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたもの。
(2) 道路の一部損壊	(1)の道路の一部が損壊し、道路の決壊にいたらない程度に被害を受けたもので、応急的に修理を要するもの。
(3) 橋りょう流失	区道以上の道路に架設した橋が一部、又は全部流失し、一般の渡橋が不能となった程度の被害を受けたもの。
(4) 橋りょうの一部損壊	(3)の道路に架設した橋の一部を損壊し、橋りょうの流失にいたらない程度に被害を受けたもので、応急的に修理を要するもの。
(5) 堤防決壊	河川の堤防、あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊した程度に被害を受けたもの。
(6) 堤防の一部損壊	堤防決壊にいたらない程度に被害を受けたもので、応急的に修理を要するもの。
(7) 被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
(8) その他の被害	農業用施設、林業用施設、砂防施設、港湾及び漁港施設、農作物等の被害で、特に報告を必要とするもの。

(カ) 被災者

区分	認定基準
(1) 被災世帯	災害によって何らかの被害を受けた世帯。
(2) 被災者	被災世帯の構成員をいう。

※罹災者…罹災証明等の公的な被害証明を受けた者とする。

(キ) 被害額

- 物的被害の概算額を千円単位として計上する。

■参照（別冊「資料編」）

資料震 2.7.6 災害報告取扱要領

■ 各通信事業者

- 次により臨機の措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。
 - 応急回線の作成、網措置等通信の疎通確保の措置をとる。
 - 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとる。
 - 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、電気通信事業法第8条第1項及び電気通信事業法施行規則第55条の定めるところにより、一般の通話、電報に優先して取扱う。
- 災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言サービスを速やかに提供する。
- 通信の被害、疎通状況の案内と通信輻輳時における利用者への時差通信等の協力要請について、報道機関及びホームページ、SNS等を通じて広報する。

■ NTT東日本

- 区の要請に基づき、避難所等へ、被災者が利用する災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に努める。

第3節 広報体制

(1) 対策内容と役割分担

区民へ正確な情報を迅速かつ確実に提供を行う。

機 関 名	対 策 内 容
区	● 警察署、消防署等と連携した広報活動
警視庁 第十方面本部 各警察署	● 余震、津波等気象庁の情報 ほか
自衛隊	● 情報収集と広報活動
日本郵便 板橋郵便局	● 業務被害、応急対策の措置状況等、業務運営状況及びその見通し等
各通信事業者	● 通信の被害、疎通状況の案内等 ● 災害用安否確認サービス提供開始の案内 ● 災害時用公衆電話の開設状況 ● 避難所 Wi-Fi 等の開設状況
東日本高速道路 中日本高速道路 首都高速道路 東京西局	● 応急対策の措置状況等
東日本旅客鉄道 東京支社	● 災害の規模、被害範囲、駅周辺や沿線の被害状況等
東京電力グループ 大塚支社	● 電気による二次災害等を防止するための方法等
東京ガスグループ 北部導管事業部	● ガス供給の応急対応、復旧状況 ● マイコンメーター復帰操作、ガス機器の使用上の注意事項等
各放送機関	● 発災時の応急措置、災害に関する警報等の周知
都本部	● 震災発生直後に行う広報内容 ● 被災者に対する広報 ● 被害情報や鉄道運行状況、道路情報等の提供 ● 多様な通信手段による都民への情報提供
都政策企画局	● 各広報媒体を活用し、災害対策本部の発する情報を基に広報活動を実施 ● 都庁総合ホームページを災害対策用への切り替え、迅速な情報提供 ● 報道機関に対する発表 ● 要請文の作成
都総務局	● 都政策企画局その他の関係機関に対し必要な情報提供の指示及び要請、無線一斉通報 ● 各広報媒体を活用し、災害対策本部の発する情報を基に広報活動を実施 ● 東京都防災ホームページを災害対策用に切り替え、迅速な情報提供を行うほか、東京都防災 X (旧 Twitter)、東京都防災アプリを活用して災害情報等を発信 ● 東京都等が保有するデジタルサイネージにおいて災害情報を発信
都生活文化スポーツ局	● 被災外国人への対応として、外国人災害時情報センターを設置し、災害対策本部の発する情報を基に、(一財)東京都つながり創生財団と連携して、外国人が必要とする情報の収集・提供、区市町村等が行う外国人への情報提供に対する支援等を行う。
都水道局	● 地震発生直後に行う広報 ● 応急対策開始後に行う広報 ● 応急対策の進捗に伴う広報 ● 水道局事業所の各所管区域内を対象とする広報
都下水道局	● 下水道施設の被害状況や復旧等の状況、下水道の使用制限や使用自粛等についての広報
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	● 災害情報、消防活動状況等の広報
東京管区气象台 (気象庁)	● 地震・津波の詳しい状況やその解説、地震活動の見通しや防災上の留意事項など

機 関 名	対 策 内 容
関東総合通信局	- 電気通信事業者の被災・復旧状況等 - 放送局の被災・復旧状況等
日本銀行	災害応急対策に関する情報

(注) 都総務局と都政策企画局は、災害発生時に、協働して広報発信を行うものとする。

(2) 業務手順

■ 区

ア 区災対本部からの発表

(ア) 区民への広報体制

- 区災対本部 本部長室は、災害広報情報を統一的に収集し、発表する。
- 区の災害広報担当は、災対政策経営部広聴広報班とする。
- 区の所有する広報媒体を十分に活用して広報活動に当たる。

(イ) 報道機関への広報体制

- 「防災報道センター」を開設し、区災対本部において収集した災害広報情報を報道機関へ発表する。

イ 警視庁・東京消防庁からの発表

警視庁及び東京消防庁が収集した災害情報等については、それぞれの庁内記者クラブ等に対して発表する。

ただし、人的被害に関する情報については、原則、東京都が発表した後に必要に応じて発表する。

ウ 各防災機関からの発表

被害状況及び施設の復旧等に関する情報は、各防災機関の記者クラブ等で発表するが、必要に応じて都本部においても発表する。

(3) 詳細な取組内容

■ 区

- 当該区域や所管施設において災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに警察署、消防署等と連携して、必要な広報活動を実施する。
- 区は、ケーブルテレビ局などの地域放送局を活用して、被災・復旧などの情報を放送する。

ア 広報体制

- 区災対本部 本部長室は、災害広報情報を統一的に収集し、発表する。発表する情報は地図情報等を活用して一元管理を行い、専用のアプリやポータルサイトと連携させ、避難所開設状況等の情報発信が視覚的にわかりやすいものとなるよう検討する。
- 区の災害広報担当は、災対政策経営部広聴広報班とする。
- 区の所有する広報媒体（ホームページ、区 LINE や X (旧 Twitter) 等 SNS、広報紙、掲示板への貼り紙等）を十分に活用するとともに、音声・テロップ・手話等を利用した要配慮者に配慮した広報活動に当たる。
- 事前の予定稿の作成等、迅速な広報活動に努める。

- 主な広報事項は、次のとおりである。

主な広聴広報事項	
1	災害情報及び区の防災態勢
2	区の応急復旧対策
3	避難誘導、その他注意事項
4	交通機関運行状況
5	区民の士気、相互扶助精神の高揚方策
6	災害に関する要望、苦情、相談等
7	その他必要事項

イ 災害広報情報の収集

- 災対広聴広報班は、他の部の調査等を行う班と緊密な連絡をとり、正確かつ迅速な情報収集に努める。
- 災対情報統括班は、必要に応じてアマチュア無線技術者と連携し、広範な情報収集に当たる。

ウ 区民への広報

(ア) 区民に対する広報

区民に対する広報は、第7章第5節第2の1の「1 情報通信連絡体制（警報及び注意報などの第一報）」に準じて行う。

広報手段	対応
広報車	● 災害発生のおそれのある場合において、危険が予想される地域を重点的に広報車を出動させる。 ● 出動車は極力無線を装備し、区災対本部と緊密な連絡をとり、情報に適した広報区域、周知事項を決定し、効果的な広報活動を行う。 ● 広報車は、区広報車のほか、宣伝車の借上げを考慮する。
防災行政無線	● 各小・中学校、公園等に設置の防災行政無線を用いて、区民に対し、迅速かつ正確な広報活動を行う。

(イ) 被災者に対する広報

上記（ア）に加えて、次の情報伝達手段も積極的に活用し、避難所情報の提供等も行う。

- 区広報紙
- 回覧板
- GISや二次元コードなど（ITの積極的な活用）

エ 記録写真の作成

- 発災時における被害地の状況を写真に収め、復旧対策広報活動の資料等として活用する。
- 写真撮影は原則として広報車に同乗し取材するものとする。

オ 報道機関への広報

(ア) 防災報道センターの開設

- 災対広聴広報班は、「防災報道センター」を開設する。
- 災対広聴広報班は、防災報道センターに、臨時電話、パソコン、FAX等を設置する。

(イ) 報道機関への発表

- 危機管理部長、各部長又は広聴広報課長は、区災対本部において収集した災害広報情報を報道機関へ発表する。

第4節 広聴体制

(1) 対策内容と役割分担

発災後、被災者からの相談及び被災者への支援に関することなどの相談窓口を設置することで、混乱を防止するとともに、被災者等のニーズを把握する。

各 機 関	対 策 内 容
区	- 被災者のための相談所を開設 - 広聴内容を関係機関に連絡
警視庁 第十方面本部 各警察署	- 臨時相談所を開設 - 交通規制に係るテレホンコーナーを開設
都総務局	都各局の相談窓口をとりまとめ都民等へ周知
都各局	相談窓口等を開設するとともに、都総務局に報告
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談等に対応

(2) 詳細な取組内容

■ 区

被災者のための相談所を設け、要望事項や苦情を聴取し、その解決を図る。

■ 参照

第2部第13章第5節第3の「4 被災者の生活相談等の支援」

ア 区の広聴体制

- 区民生活の速やかな復旧を図るため、広聴活動を展開し、被災住民の動向と要望事項の把握に努める
- 主な広聴広報事項は、次のとおりとする。

主な広聴広報事項

- 1 災害情報及び区の防災態勢
- 2 区の応急復旧対策
- 3 避難誘導、その他注意事項
- 4 交通機関運行状況
- 5 区民の士気、相互扶助精神の高揚方策
- 6 災害に関する要望、苦情、相談等
- 7 その他必要事項

イ 臨時被災者相談所等の設置

(ア) 臨時被災者相談所

被害地及び集団避難所等に臨時被災者相談所を必要に応じ設け、相談、要望、苦情等を聴取し、速やかに関係部及び関係機関に連絡して早期解決に努める。

(イ) 相談所の規模及び構成員

相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況を検討して決める。

第4章 二次災害・危険防止対策

第1節 公共施設等の応急対策による二次災害防止

(1) 公共施設等の応急対策

ア 対策内容と役割分担

(ア) 公共施設等の応急危険度判定

地震が発生したとき、応急対策上重要な役割を果たす公共施設等について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、早期に被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定する。

機 関 名	対 策 内 容
区	- 都立及び区立の公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施 - 応急危険度判定技術者が不足する場合、他団体（他行政庁、民間団体）への協力要請 - 社会公共施設の管理者から判定実施の支援要請があった場合、公共建築物に準じて、公共的施設の判定を実施
社会公共施設の管理者	- 所管する公共的施設が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施 - 判定が困難な場合、都又は区に判定実施の支援要請
都	- 都立及び区立の公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施 - 応急危険度判定技術者が不足する場合、他団体への協力要請 - 社会公共施設の管理者から判定実施の支援要請があった場合、公共建築物に準じて、公共施設の判定を実施

■ 区

区では、発災直後に区有建築物の点検（安全確認としての第一次的な判断）及び被害調査を行い、必要に応じて応急危険度判定を行い、防災拠点としての機能を応急的に判定する。

機 関 名	対 策 内 容
区	- 区有建築物の施設管理者は、応急危険度判定又は第一次的な判断として「災害時における所管施設の点検・被害調査マニュアル」を参考に、準用する国土交通省発災時チェックシートに基づく緊急点検をする - 緊急点検後、施設使用可否判定が困難な場合、施設経営課に応急危険度判定実施の支援要請
施設経営課	- 区有建築物のうち避難所が被災した場合、優先して応急危険度判定を実施 - 区有建築物の施設管理者からの応急危険度判定実施要請の対応窓口の設置 - 必要に応じて応急危険度判定の実施には、建築技術職員

第1部	都市整備部	● 応急危険度判定技術者が不足する場合、都への協力要請 ● 民間の社会公共施設の管理者から判定実施の支援要請があった場合、民間の社会公共施設の判定を実施	の人員調整を実施
第2部	民間の社会公共施設の管理者	● 所有する社会公共施設が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施 ● 判定が困難な場合、都または区に応急危険度判定実施の支援要請	

(イ) 公共施設等の応急対策

機 関 名	対 策 内 容
各施設管理者	● 状況に応じて必要な措置をとる。
都	● 状況に応じて必要な措置をとる。

■ 区

区では、発災直後の点検（第一次的な判断）・被害調査の後に、必要に応じて応急危険度判定を行う。

機 関 名	対 策 内 容
区 施設経営課	● 区有建築物については、状況に応じて必要な措置をとる。 ● 区有建築施設の応急処理を行う場合、別表 関係業界動員態勢系統図（149 頁）により協力要請をする。

イ 詳細な取組内容

(ア) 公共施設等の応急危険度判定

a 区有建築物が被災した場合

■ 区

- 区は、その所管する公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。

- 区有建築物の施設管理者は、区有建築物が被災した場合、応急危険度判定又は第一次的な判断として「災害時における所管施設の点検・被害調査マニュアル」を参考に、準用する国土交通省発災時チェックシートに基づく緊急点検を直ちに実施する。
- 区施設経営課は、区有建築物のうち避難所となる施設を優先して、応急危険度判定を直ちに実施する。
- 避難所以外の区有建築物の施設管理者は、緊急点検後、施設使用可否判断が困難な場合、必要に応じて応急危険度判定の実施を施設経営課に要請する。
- 施設経営課は、その判定を実施することが困難な場合、区都市整備部長に判定実施の支援を要請する。
- 都市整備部長は、応急危険度判定を実施する際、建築技術職員の人員調整を図り、判定業務に支障が生じないように配慮する。

- その判定が困難な場合、都災害対策本部に判定実施の支援を要請する。

b 民間の公共施設が被災した場合

■ 社会公共施設の管理者

- 民間の社会公共施設の管理者は、その所有する社会公共施設が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。
- 民間の社会公共施設の管理者は、その所有する社会公共施設の判定が困難な場合、都又は区に判定実施の支援を要請する。

■ 区

区災対本部は、第13章第5節第2応急対策「1 被災建築物の応急危険度判定」により、民間の社会公共施設の管理者等から支援の要請があった場合は、民間の社会公共施設の応急危険度判定を実施する。

(イ) 公共施設等の応急対策

a 区有建築物

■ 区

(a) 目的

区（施設経営課）は、区有建築物の地域災害時における区民の安全を保持するため、区有建築物が被災した時、又は防災計画に基づく緊急の改修を必要とする場合には、直ちにこれに対処できるような態勢を整備する。

(b) 方針

区（施設経営課）は、被害施設の緊急補修等にあたっては、地元事業者である（一社）建設業協会（建築）、電設会（電気）、防災電友会（電気）、管友会（給排水）、防水業協会、塗装協力会、調査測量設計事業共同組合、（一社）東京都建築士事務所協会 板橋支部、（一社）建設関連協会、その他協力事業者とあらかじめ協定を結び、緊急時、区の要請により直ちに出勤して、区有建築施設応急処理を行う。

(c) 応急対策事項

緊急に実施を予期されるものは次のとおりである。

- 1) 建築施設の補修・修繕
- 2) 建物に付帯する電気施設の補修・修繕
- 3) 建物に付帯する機械施設の補修・修繕

(d) 地域発災時における各主管部課との連絡

1) 政策経営部（施設経営課）の措置

別表（149 頁）による、施設経営課（事務担当班、技術担当班）を各施設の所管部の庶務担当課からの連絡窓口とする。

2) 各主管部の措置

各施設に被災の発生、又は発生のおそれがある場合は、直ちに区有建築物の施設管理者は、各施設の所管部の庶務担当課へ連絡する。各施設の所管部の庶務担当課は、被災状況等のとりまとめを行い、施設経営課に報告するとともに応急処置の要請を行う。

(e) 実施要領

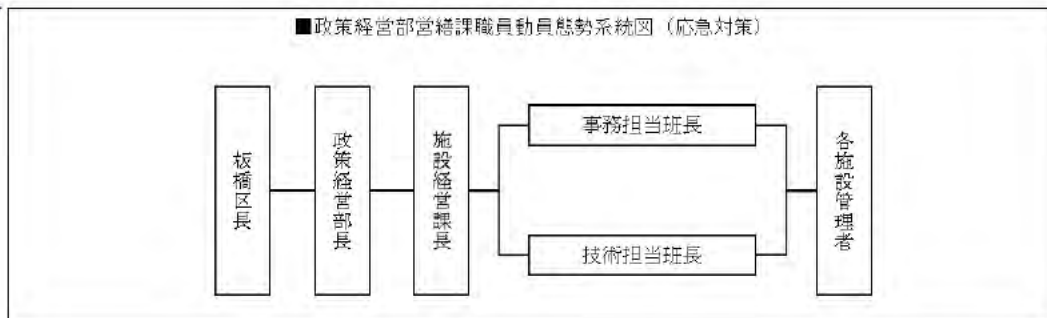
- 1) 政策経営部長及び都市整備部長は、地域災害の発生、又は発生のおそれがあるとき、直ちに区長（本部長）に報告し、その指示に従い適切な処置をとる。
- 2) 政策経営部長は、区長（本部長）の指示に従い、施設経営課長をして現場の状況を把握し、別表（施設経営課職員動員態勢・関係業界動員態勢）（149頁）により指令伝達し、その指揮監督の任にあたる。
- 3) 施設経営課長は、現場における災害の状況及び処置経過等について施設管理担当部長に報告するとともに、主管部庶務担当課長に連絡する。
- 4) 軽微な災害については、1)、2)を省略することができる。

(f) 事後処理方法

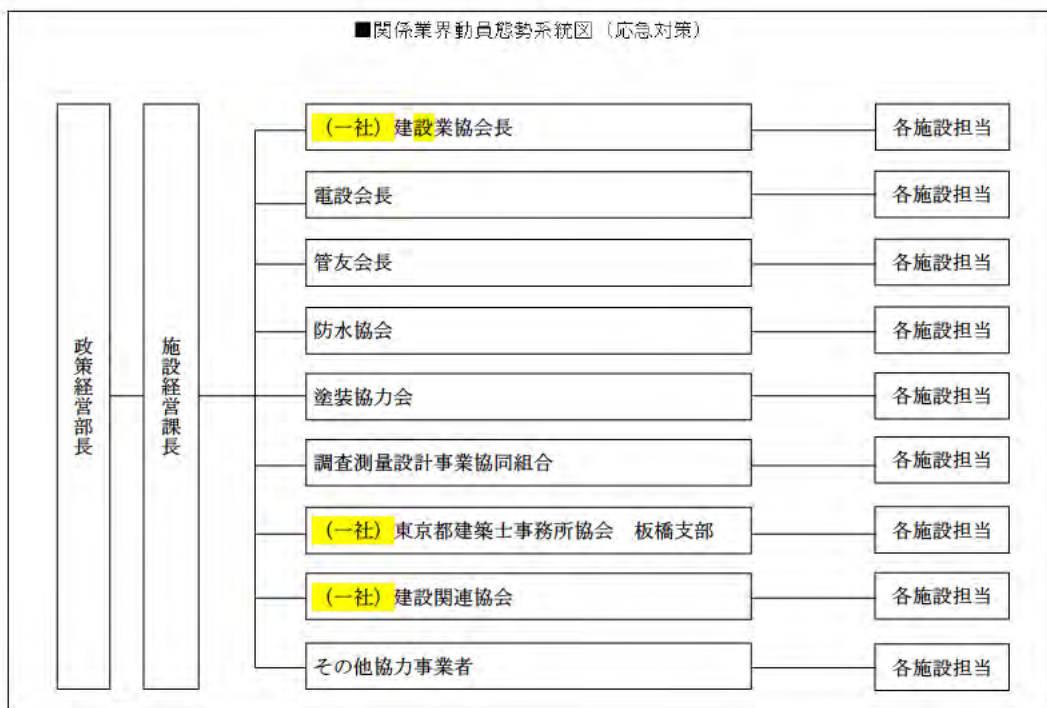
東京都板橋区工事施行規程第15条（緊急に起工しなければならない場合）の規定により処理する。

■別表

■政策経営部営繕課職員動員態勢系統図（応急対策）



■関係業界動員態勢系統図（応急対策）



b 医療施設

■ 各医療機関

- 事業継続計画（BCP）等あらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。
- 通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとるなど万全を期する。

c 福祉施設等

■ 各施設管理者

- 福祉施設等の責任者は被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認する。必要に応じて応急修理を行い、安全を確保する。
- 業務継続計画（BCP）等あらかじめ策定した計画に基づき、利用者の安否確認や安全確保、サービスの継続を行う。
- 施設独自の復旧が困難である場合は、区が組織した「要配慮者班」等関係機関に連絡し援助を要請する。
- 震災の被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

d 学校施設

■ 各学校（施設管理者）

- 学校長は、児童・生徒等の安全確保を図るため、避難計画（学校防災計画）等を作成し、この計画に基づいて行動する。
- 自衛防災組織を編成し、役割分担に基づき行動する。
- 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。
- 学校施設が、避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、余震や火災予防についても十分な措置をとる。
- 学校施設の応急修理を迅速に実施する。

e 区立文化施設・社会教育施設

■ 各施設（施設管理者）

- 管理者は、利用者等の避難誘導に当たっては、あらかじめ定められた避難場所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。
- 災害状況に即した対応ができるよう各施設の担当部署との緊急連絡体制を確立する。

f 文化財施設

■ 各施設管理者

- 文化財に被害が発生した場合には、その所有者又は管理者は、直ちに東京消防庁等の関係機関に通報するとともに被害の拡大防止に努め、被災状況を速やかに調査し、都教育委員会を経由して、その結果を文化庁長官に報告する。
- 関係機関は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。

g 応急仮設住宅となりうる公的住宅等

■ 各施設管理者

- 各住宅の管理者は、発災後速やかに被害の概況は調査し、必要に応じて応急措置を講じる。

(2) 河川等の施設の応急対策

区有公共土木施設が地震・津波等により被害を受けるおそれがあるときは、水害を警戒、防御する。被害を受けたときは、速やかに応急対策を行い、二次災害を防止する。

(3) 急傾斜地崩壊防止施設の応急対策

ア 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区	● 発生状況等を情報収集し都建設局に報告、応急措置の実施、避難対策の実施
都建設局	● 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設における、応急措置及び応急復旧対策の実施
都環境局	● 保全地域の急傾斜地崩壊防止施設における、応急措置及び応急復旧対策の実施

イ 業務手順

■ 区

- 区は、土砂災害の発生状況等の情報収集を行い、都建設局に報告する。
- 区は、土砂災害による急迫した危険が認められる場合、適切に避難指示等の判断が行えるよう、都建設局から情報提供を受ける。
- 区は、土砂災害の危険性が高い箇所について関係機関や区民に周知を図り、応急対策を行うとともに、災害のおそれがある場合は避難対策を実施する。

第2節 危険物等の応急措置による危険防止

都、区又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

(1) 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置

ア 対策内容と役割分担

(ア) 石油等危険物施設の応急措置

機 関 名	対 策 内 容
区	● 必要に応じ、区民に対する避難の指示等の措置を実施
事業者等	● 危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置
東京消防庁等	● 関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、当該危険物施設の実態に応じた措置を講ずるよう指導 ● 必要に応じて、応急措置命令等を実施

(イ) 火薬類保管施設の応急措置

機 関 名	対 策 内 容
区	● 必要に応じ、区民に対する避難の指示等の措置を実施
事業者等	● 危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置
都環境局	● 危険防止措置を指導 ● 被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告 ● 必要に応じて、緊急措置命令等を実施
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	● 石油類等危険物施設の応急措置
関東東北 産業保安監督部	● 危険防止措置の監督又は指導 ● 必要に応じて、緊急措置命令等を実施 ● 緊急の場合、未使用の火薬類の回収、返納等の措置の指示 ● 実情を把握し、適切な指示、命令等を実施

(ウ) 高圧ガス保管施設の応急措置

機 関 名	対 策 内 容
区	● 必要に応じ、区民に対する避難の指示等の措置を実施
事業者等	● 危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置
防災事業所	● 出動要請を受けて応援出動
警視庁 第十方面本部 警察署	● ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関との連絡通報 ● 区長からの要求等により、避難を指示 ● 避難区域内への車両の交通規制 ● 避難路の確保及び避難誘導
都総務局	● 都区市境付近での漏えい事故の際、関係機関への連絡通報
都環境局	● 事業者に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示 ● 被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告 ● 被害拡大のおそれがある場合、防災事業所に緊急出動要請 ● 安全維持等のため必要な場合は、事業者に緊急措置を命令
東京消防庁 第十消防方面本部 消防署	● 災害の進展等により、区民を避難させる必要がある場合の区への通報 ● 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における災害対策基本法第50条に掲げる避難指示等及びその後の区への通報 ● 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制 ● 災害応急対策の実施
関東東北産業 保安監督部	● 都及び関係機関と連絡のうえ、高圧ガス製造の施設者等に緊急保安措置を講ずるよう指導
東京都高圧ガス地域 防災協議会	● 災害拡大のおそれがある場合、指定した防災事業所等に出動要請し、災害の拡大防止を指示

(エ) 毒物・劇物取扱施設の応急措置

機 関 名	対 策 内 容
区	● 必要に応じ、区民に対する避難の指示等の措置を実施 ● 毒物・劇物取扱事業者に対して、応急措置を指示 ● 毒物・劇物の飛散等に対し、除毒作業を事業者に指示 ● 災害情報の収集、伝達
事業者等	● 危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置
都下水道局 西部第二下水道事務所	● 下水道への流入事故の際は、排出防止の応急措置を指導 ● 災害情報の収集、伝達
都教育庁	● あらかじめ計画した、発災時の対策に基づく行動を指導
都福祉保健局 保健所設置市	● 毒物・劇物取扱事業者に対して、応急措置を指示 ● 毒物・劇物の飛散等に対し、除毒作業を事業者に指示 ● 災害情報の収集、伝達
警視庁 第十方面本部 各警察署	● 毒物・劇物の飛散、漏出等の事故が発生した場合、関係機関との連絡通報 ● 区長からの要求等により、避難を指示 ● 避難区域内への車両の交通規制 ● 避難路の確保及び避難誘導
東京消防庁 第十消防方面本部 消防署	● 災害の進展等により、区民を避難させる必要がある場合の区への通報 ● 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における災害対策基本法第50条に掲げる避難指示等及びその後の区への通報 ● 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制 ● 災害応急対策の実施

(オ) 化学物質関連施設の応急措置

機 関 名	対 策 内 容
区	● ○ 必要に応じ事業者に応急措置を指示
事業者等	● ○ 危険が想定される場合等は区等関係機関に連絡、応急措置を実施
都環境局	● ○ 化学物質対策 ○ 区市町村と連絡調整、必要に応じて関係機関に情報提供 ● ○ PCB対策 ○ 区市町村との連絡調整により、PCB保管事業者に関する情報収集を行うとともに、環境省環境再生・資源循環局へ報告

(カ) 放射線等使用施設の応急措置

- 放射線同位元素使用者等は、放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合においては、放射線同位元素等の規制に関する法律に基づいて定められた基準に従い、直ちに応急の措置を講じ、原子力規制委員会に報告する。
- 原子力規制委員会は、必要があると認めるときは、放射性同位元素使用者等に対し、放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

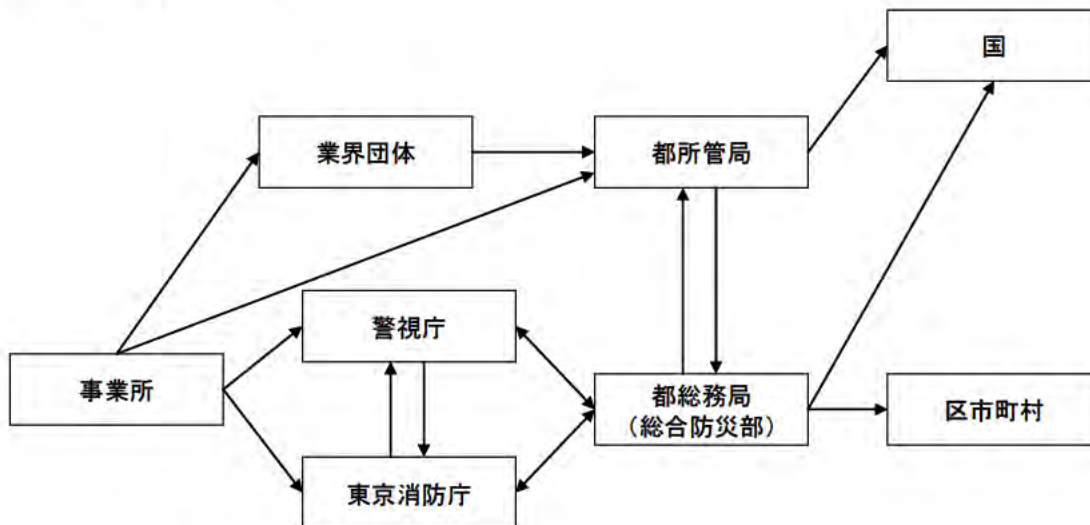
機 関 名	対 策 内 容
区	● 関係機関との連絡を密にし、必要に応じ、区民に対する避難の指示等の措置を実施
都福祉保健局	● RI 使用医療施設での被害が発生した場合、RI 管理測定班を編成し、必要な措置を実施
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	● 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に必要な措置をとるよう要請 ● 事故の状況に応じ、必要な措置を実施

(キ) 石綿含有建築物等の応急措置

機 関 名	対 策 内 容
区	● 都の協定締結団体等と連携して、石綿飛散防止対策を実施 ● 住民、作業員、ボランティア等への石綿ばく露防止の注意喚起 ● 建築物等からの飛散・ばく露防止の応急措置の支援・実施
建築物所有者等	● 建築物等の倒壊・損壊に伴う飛散・ばく露防止の応急措置を実施
都環境局	● 都民、作業員、ボランティア等への石綿ばく露防止の注意喚起 ● 協定締結団体等と連携して、石綿飛散防止対策を実施 ● 建築物等からの飛散・ばく露防止の応急措置の支援

イ 業務手順

<一般的な事故報告等の流れ>



ウ 詳細な取組内容

(ア) 石油等危険物施設の応急措置

■ 区

事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- 区民に対する避難の指示等
- 区民の避難誘導
- 避難所の開設、避難住民の保護
- 情報提供、関係機関との連絡

■ 事業者等

発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

(イ) 火薬類保管施設の応急措置

■ 区

事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- 区民に対する避難の指示等
- 区民の避難誘導
- 避難所の開設、避難住民の保護
- 情報提供、関係機関との連絡

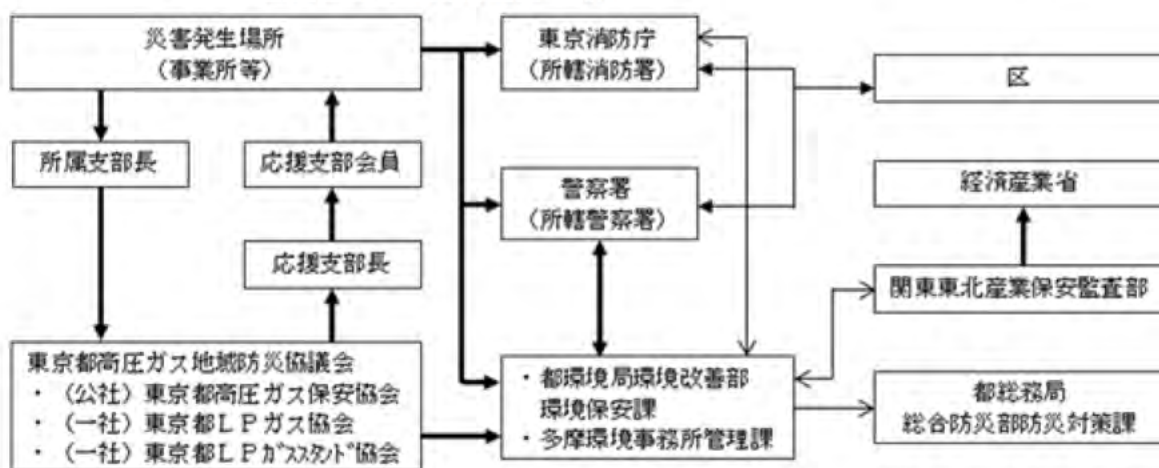
■ 事業者等

発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

(ウ) 高圧ガス保管施設の応急措置

a 高圧ガス震災時応援連絡体制

- 高圧ガス漏えい事故が発生し、災害が拡大するおそれがある場合には、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定している防災事業所が応援出動する。
- 防災事業所自体が地震の被害を受け出動できない場合は、被害を受けていない地域の協議会支部が、ガスの種類に応じ、支部単位で応援出動する態勢をとることとし、応援の要請を受けた支部長は、連絡網を通じて支部の会員をまとめ応援出動する。



(注) 太線は応援出動体制を示す。

b 高圧ガス漏えい事故発生時の広域連絡体制

高圧ガス貯蔵施設が被害を受け塩素ガス等の有毒ガスが漏えいした場合、気体としての特性から、都県境を越えるなど広範囲に被害が拡大するおそれがある。このため、都は近接の他県市との間に広域情報連絡体制を定めている。

c 高圧ガス大規模漏えい時に係る連絡通報窓口

d 関係機関による通報

関係機関は高圧ガス大規模漏えい等緊急の場合、所定の様式に基づき通報する。

e 機関別の対応措置

■ 警視庁（第十方面本部、各警察署）

- ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。
- 区長が避難の指示を行うことができないと認めたとき、又は区長から要求があったときは、避難の指示を行う。
- 避難区域内への車両の交通規制を行う。
- 避難路の確保及び避難誘導を行う。

■ 区

事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- 区民に対する避難の指示等
- 区民の避難誘導
- 避難所の開設、避難住民の保護
- 情報提供、関係機関との連絡

■ 防災事業所

高圧ガスの移動や事業所における事故に対し、出動要請を受けて応援出動する。

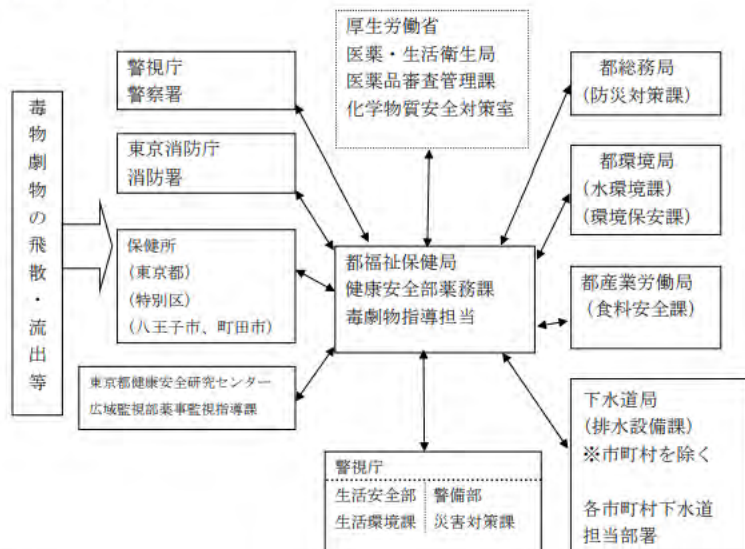
■ 事業者等

発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

(エ) 毒物・劇物取扱施設の応急措置

a 連絡系統

(機関別対応措置)



b 機関別対応措置

■ 都福祉保健局、区

- 毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透、及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講ずるよう指示する。
- 毒物・劇物が飛散、漏えいした場合には、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示する。
- 関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達に努める。

■ 警視庁（第十方面本部、各警察署）

- 毒物・劇物の飛散、漏出等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。
- 区長が避難の指示を行うことができないと認めたとき、又は区長から要求があったときは、避難の指示を行う。
- 避難区域内への車両の交通規制を行う。
- 避難路の確保及び避難誘導を行う。

■ 区

事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- 区民に対する避難の指示等
- 区民の避難誘導
- 避難所の開設、避難住民の保護
- 情報提供、関係機関との連絡

■ 事業者等

発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

（オ） 化学物質関連施設の応急措置

■ 区

a 化学物質対策

適正管理化学物質取扱事業者から事故に関する情報を収集し、必要に応じて同事業者に応急措置を実施するよう指示するとともに、関係機関に情報を提供する。

b PCB 対策

PCB 保管事業者等から事故に関する情報を収集し、必要に応じて同事業者等に破損、漏洩している機器の調査・確認を行うとともに、応急措置の実施及び PCB 汚染状況を表示するよう指示する。また、関係機関に情報を提供する。

■ 事業者等

c 化学物質対策

適正管理化学物質取扱事業者は、事故により危険が想定される場合は速やかに区及び関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

d PCB 対策

発災により PCB 機器が破損・漏えいしている場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

（カ） 放射線等使用施設の応急措置

■ 区

関係機関との連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- 区民に対する避難の指示等
- 区民の避難誘導
- 避難所の開設、避難住民の保護
- 情報提供、関係機関との連絡

(キ) 石綿含有建築物等の応急措置

■ 区	● 住民、作業員、ボランティア等に対し、石綿ばく露防止について注意喚起を行う。 ● 都の協定締結団体と連携して、倒壊建築物等の石綿露出状況調査及び環境モニタリングを実施する。 ● 建築物所有者等が実施する応急措置の支援を行い、必要に応じて応急措置を実施する。
■ 建築物所有者等	● アスベストの露出等が確認された場合は、速やかに飛散・ばく露防止の応急措置を実施する。

(2) 危険物輸送車両等の応急対策

ア 対策内容と役割分担

(ア) 危険物輸送車両等の応急対策

機 関 名	対 策 内 容
区	● 必要に応じ、区民に対する避難の指示等の措置を実施
事業者等	● 危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置
都環境局	● 関係機関との密接な情報連携 ● 必要な場合、一般高圧ガス等の移動制限又は一時禁止等の緊急措置を命令 ● 災害拡大のおそれがある場合、防災事業所に応援出動を要請
警視庁 第十方面本部 各警察署	● 事故の状況把握及び区民等に対する広報 ● 施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示 ● 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等の措置
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	● 関係機関と密接な情報連絡を行う ● 災害応急対策の実施
関東東北産業 保安監督部	● 都及び関係機関との密接な情報連絡 ● 高圧ガス輸送者に対して、必要に応じ、移動制限又は一時禁止等の緊急措置命令
関東運輸局	● 危険物輸送の実態に応じた対策を推進
第三管区海上保安本部 (東京海上保安部) (東京湾海上交通センター)	● 関係事業者等に対し災害の実態に応じた措置を指導
JR 貨物	● 事故の拡大等防止のため、立入禁止等の措置 ● 消防、警察等の関係機関への通報

(イ) 核燃料物質輸送車両等の応急対策

核燃料物質の輸送中に、万一事故が発生した場合のため、国の関係省庁からなる「放射性物質安全輸送連絡会」(昭和58年11月10日設置)において安全対策を講じる。

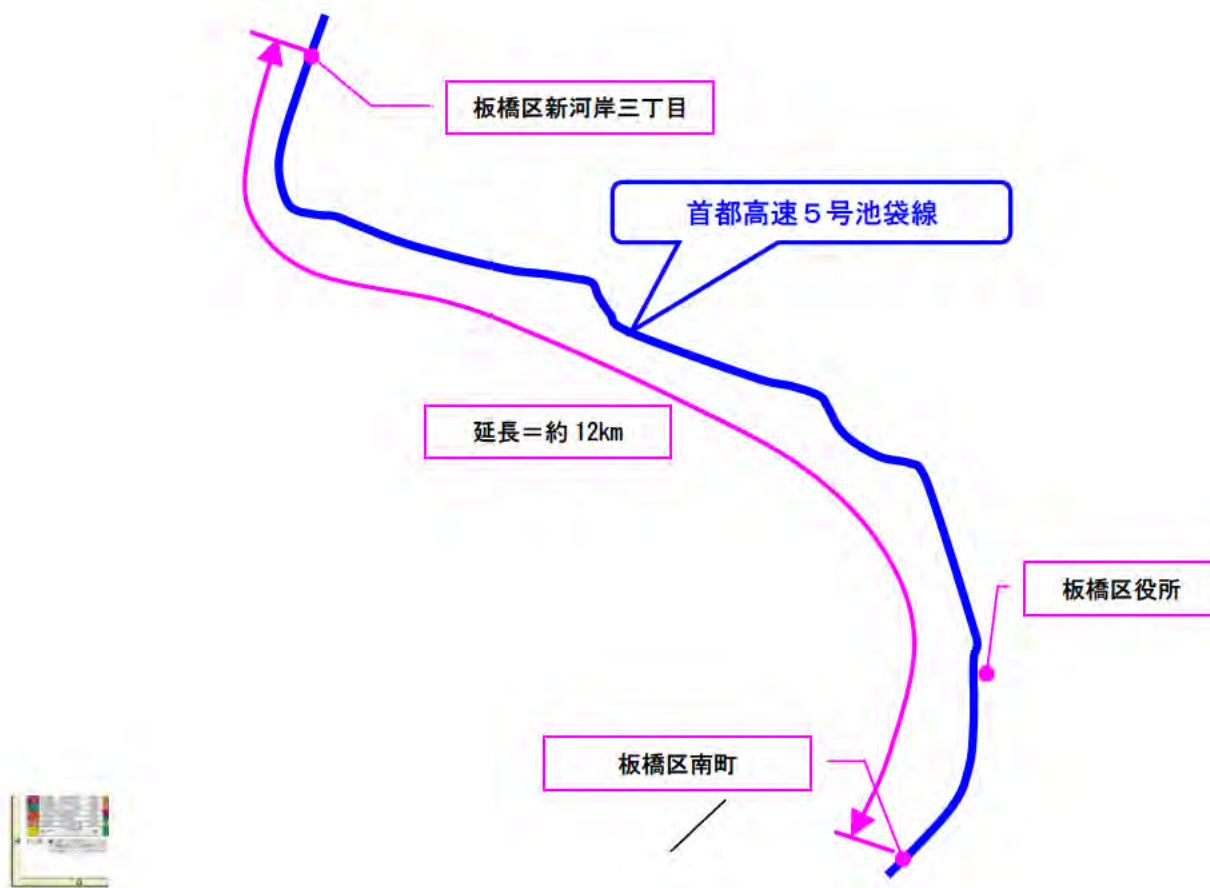
機 関 名	対 策 内 容
区	● 関係機関と連絡を密にし、必要に応じ、区民に対する避難の指示等の措置を実施
事業者等	● 関係機関への通報等、応急の措置を実施 ● 警察官等の到着後は、情報を提供し、指示に従い適切な措置を実施

第4章 二次災害・危険防止対策

第2節 危険物等の応急措置による危険防止

機 関 名	対 策 内 容
原子力規制委員会 国土交通省 厚生労働省 総務省 環境省 警察庁 総務省消防庁 海上保安庁	- 放射性物質輸送事故対策会議の開催 - 派遣係官及び専門家の対応
都総務局	- 事故の通報を受け、直ちに関係機関に連絡 - 国への専門家の派遣要請や都民の避難等の措置
警視庁 第十方面本部 各警察署	- 事故の状況把握及び区民等に対する広報 - 施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示 - 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	- 事故の通報を受けた旨を都総務局に通報 - 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施
第三管区 海上保安本部	- 事故の状況に応じ、原子力事業者等と協力して、現場海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施 - 都知事からの要請を受け、動員されたモニタリング要員等を搭載しての海上モニタリングの支援

【核燃料物質の想定輸送ルート】



イ 詳細な取組内容

(ア) 危険物輸送車両等の応急対策

■ 区

事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

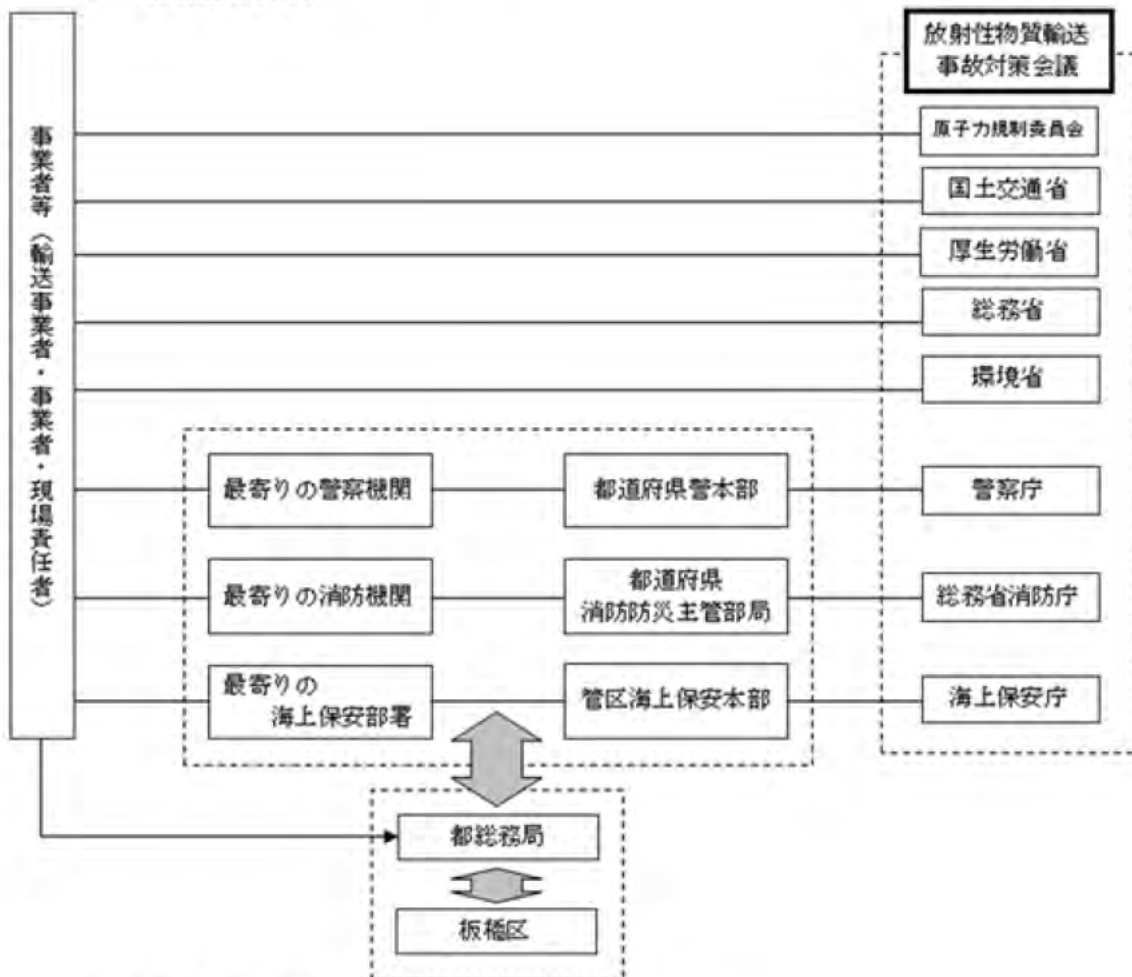
- 区民に対する避難の指示等
- 区民の避難誘導
- 避難所の開設、避難住民の保護
- 情報提供、関係機関との連絡

■ 事業者等

発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

(イ) 核燃料物質輸送車両の応急対策

a 情報連絡体制



b 各機関の対応

■ 区

(a) 事故情報の収集・連絡

都総務局と連携し、事故の状況、事業者及び関係機関の応急対策の活動状況等の情報を収集する。

(b) 区民への広報

- 区長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を行う。
- 事故の状況に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制及び災害対策本部の設置等、必要な体制をとるものとし、機関相互の連携を図る。
- 国が原子力緊急事態宣言を発出し、原子力災害対策本部及び現地災害対策本部を設置した場合、区災対本部を設置し、必要に応じて次の措置を講ずる。
 - 退避・避難収容活動
 - 緊急輸送活動
 - 事故状況の情報収集、被害状況の調査
 - 各種規制措置と解除（飲料水・飲食物の摂取制限等）
 - 区民の健康調査
- 関係機関と連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。
 - 区民に対する避難の指示等
 - 区民の避難誘導
 - 避難所の開設、避難住民の保護
 - 情報提供、関係機関との連絡

■ 事業者等

- 事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急の措置を講ずる。
- 警察官、海上保安官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置をとる。

(3) 危険動物の逸走時対策

ア 対策内容と役割分担

区民が飼養している特定動物等（特定動物及びその他人に危害を加える恐れのある危険動物）の危険動物の逸走の通報があった場合は、関係各局の協力の下、動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集等を行う。

機 関 名	対 策 内 容
区	● 事故時には必要に応じ、次の措置を実施 ● 区民に対する避難の指示等 ● 区民の避難誘導 ● 避難所の開設、避難住民の保護 ● 情報提供、関係機関との連絡
警視庁 第十方面本部 各警察署	● 情報の受理及び伝達並びに必要な措置（警察官職務執行法）
都総務局	● 情報収集並びに国及び他府県等との連絡調整等の運営管理
都福祉保健局	● 情報収集、特定動物等の捕獲等に関する措置及び関連局（庁）との連絡調整
都産業労働局	● 産業動物の飼い主に対する逸走した家畜の捕獲等を指導
都建設局	● 都立動物園の逸走動物の捕獲等必要な措置
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	● 情報の受理及び伝達並びに被災者の救助及び搬送

第5章 医療救護・保健等対策

【医療救護活動におけるフェーズ区分】

区 分		想定される状況
0	発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により、傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
1	超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況
2	急性期 (72時間～1週間程度)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
3	亜急性期 (1週間～1か月程度)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況
4	慢性期 (1～3か月程度)	避難生活が長期化しているが、ほぼ復活して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5	中長期 (3か月以降)	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

【主な医療救護活動】

災害時の医療救護活動のフェーズ区分と必要な活動

全 体 概 要		フェーズ0 被災直後 被災～6時間まで	フェーズ1 超急性期 72時間まで	フェーズ2 急性期 1週間程度まで	フェーズ3 亜急性期 1か月程度まで	フェーズ4 慢性期 3か月程度まで	フェーズ5 中長期 3か月程度以降
医療ニーズ		外傷治療・救命救急のニーズ				食生活・生活習慣、感染症・災害時の生活習慣、公衆衛生的ニーズ	
必要な医療救護活動		都内全域の広域的な活動			区市町村中心の救護活動		
① 区	区市町村災害医療コーディネーター	緊急医療救護所の設置・運営					
		地区医療救護所・婦科医療救護所・要介護等への派遣					
② 都		避難所医療救護所・医療救護活動拠点・災害災害センターの設置					
		災害医療センターの参集 医療対策拠点の設置					
		災害DMATの活動					
東京都災害医療コーディネーター		都医療救護所・重傷医療救護所・重傷救急等の派遣					
地域災害医療コーディネーター		主に日本DMATによる支援活動				主に他区市町村の医療救護所による支援活動	
③ 災害拠点病院		主に重症者の収容・治療				平常時の医療体制へ徐々に移行	
④ 災害拠点連携病院		主に中等症者又は重症の安定した重症者の収容・治療				平常時の医療体制へ徐々に移行	
⑤ 災害医療支援病院		診療継続または区市町村の定める医療救護				平常時の医療体制へ徐々に移行	
⑥ 診療所等							

※ 被害状況等により、活動期間は、長期化または短縮します

第1節 初動医療体制等

(1) 医療情報の収集伝達体制

ア 対策内容と役割分担

区は、都と連携し、医療機関の被害状況や活動状況、区が設置する医療救護所の情報等について迅速かつ的確に把握する。

機 関 名	活 動 内 容
区	- 区医師会及び区災害医療コーディネーター等と連携して、人的被害及び医療機関(診療所、歯科診療所及び薬局)の被災状況や活動状況等を把握し、圏域内の医療対策拠点に報告 - 地域住民に対する相談窓口の設置
区医師会 区歯科医師会 区薬剤師会	被害状況及び活動状況等を把握し、区へ報告
都福祉保健局	- 都福祉保健局を保健医療福祉調整本部(※)として位置付け、関係各機関と協力し、以下本章における保健医療活動の総合調整を図る。 - 区市町村、東京消防庁、都医師会、都歯科医師会及び都薬剤師会など関係機関と連携し、東京都災害医療コーディネーターを中心に被害状況及び活動状況等を収集 - 東京都地域災害医療コーディネーターは、東京 DMAT や地域災害時小児周産期リエゾンの支援を受け、各二次保健医療圏内の医療機関の被害状況等を収集し、東京都災害医療コーディネーターと情報を共有 - 医療機関の被害状況及び活動状況等を区市町村と情報を共有 - 各種広報媒体や報道機関等を通じた都民への広報

※ 保健医療福祉調整本部

平成 29 年 7 月 5 日付厚生労働省関係局連名通知「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」において示された組織。

大規模災害時に都道府県災害対策本部の下に設置され、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行う。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

機 関 名	活 動 内 容
区医師会	区から「災害時の医療救護活動についての協定（資料震2.6.52）」に基づく医療救護班の派遣要請があった場合は、ただちに医療救護班を編成し活動を開始
区歯科医師会	区から「災害時の歯科医療救護活動についての協定（資料震2.6.54）」に基づく歯科医療救護班の派遣要請があった場合は、ただちに歯科医療救護班を編成し活動を開始
区薬剤師会	区から「災害時の救護活動についての協定（資料震2.6.58）」に基づく薬剤師の派遣要請があった場合は、ただちに薬剤師班を編成し活動を開始
区柔道整復師会	- 区から「災害時の医療救護活動についての協定（資料震2.6.51）」に基づく協力要請があった場合は、応急救護の実施及び衛生材料の提供等、医療救護活動等に協力する。 - 医療救護所において行う応急救護は、医師の指示により実施
医療ボランティア	被災者に対する医療救護活動
都福祉保健局	- 医療救護に関する総合的な指揮命令及び連絡調整 - 東京都災害医療コーディネーターの助言を受け、都内全域の医療救護活動等を統括・調整 - 東京都災害時小児周産期リエゾンの助言を受け、都内全域の小児周産期領域に係る医療救護活動等を統括・調整 - 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請 - 災害発生現場等の多数傷病者に対し救命処置を実施するため、東京DMATを派遣 - 災害時の精神科医療ニーズに対応するため、東京DPATを派遣 - 区市町村から要請があった場合、又は都において医療救護の必要があると認めた場合は、都医療救護班等を派遣 - 東京都立病院機構のほか、都医師会、日赤東京都支部、災害拠点病院に都医療救護班を、都歯科医師会に都歯科医療救護班を、都薬剤師会に都薬剤師班の派遣をそれぞれ要請し、医療救護所等へ派遣 - 医療救護体制が不足する場合には、九都県市相互応援協定等に基づき、応援を要請 - 相互応援協定等に基づく医療救護班や日本DMAT等医療救護チームの要請・受入システムや医療スタッフ等の受入体制を確立し、活動拠点等を確保（各二次保健医療圏） - 基幹災害拠点病院及び地域災害拠点中核病院に二次保健医療圏医療対策拠点を設置 - 東京都地域災害医療コーディネーターは、東京DMATの支援を受け、都職員とともに圏域内の医療救護活動等を統括・調整 - 東京都地域災害医療コーディネーターは、必要に応じて地域災害医療連携会議を開催し、圏域内の医療救護活動を調整 - 地域災害時小児周産期リエゾンは、都職員とともに圏域内の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整 - 都保健所は、公衆衛生的見地から地域災害医療コーディネーター及び市町村を支援
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	- 都福祉保健局と連携して、可能な範囲で救急隊を派遣 - 東京DMATと連携して、救命処置等を実施
日赤東京都支部	- 都からの要請又は自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動等に協力する。 - 医療救護班は、都と締結した「災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約」に基づき、都医療救護班として医療及び助産救護活動等を行う。 - 血液救護班を設置し、災害時の救護活動における輸血用血液供給業務を実施
献血供給事業団	- 都から「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づく血液製剤等の供給要請があった場合は、日赤東京都支部などと協力して行う。 - 都外から血液製剤の輸送要請があった場合、東京都赤十字血液センター等と協力して行う。

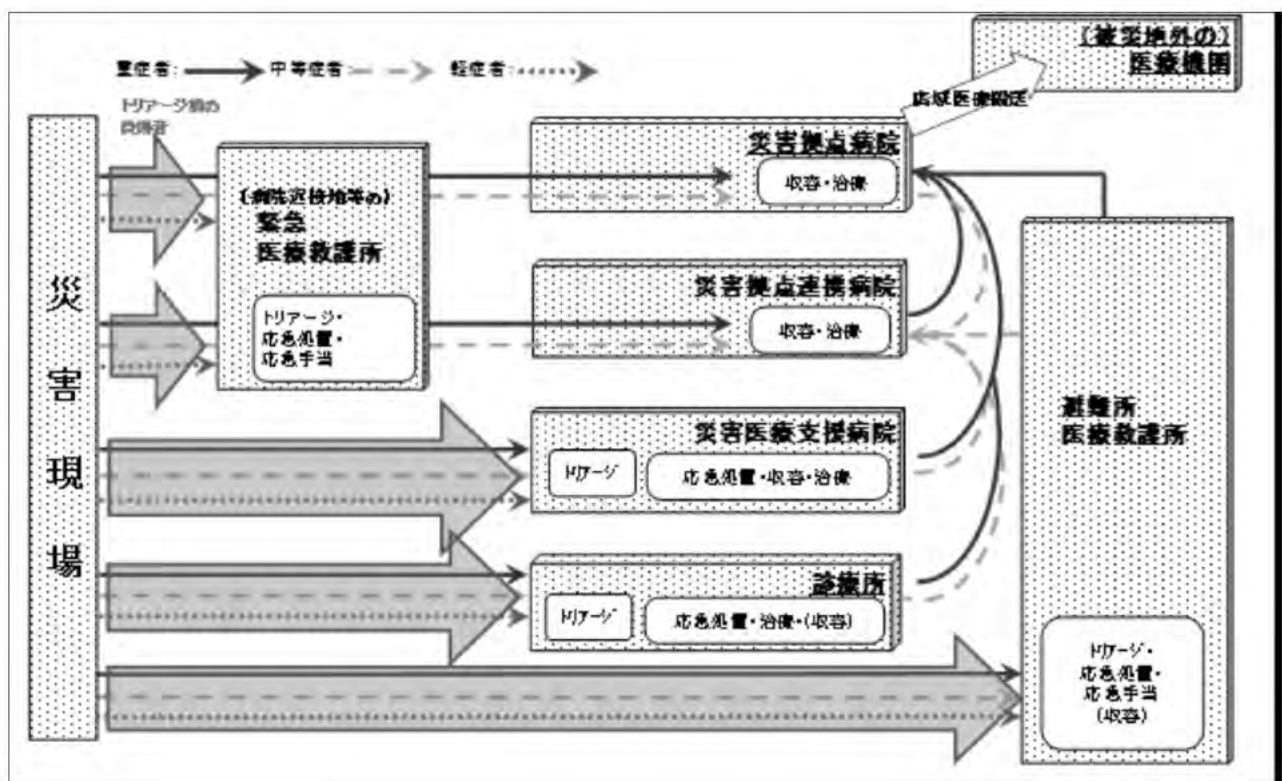
イ 業務手順

- 都は、医療機関に対して、空床の確保や収容能力の臨時拡大等の対応を行うよう要請する。
- 都は、東京 DMAT を被災現場に派遣し、救出救助の部隊と連携して多数傷病者等の救命処置等を実施する。都から出場要請を受けた東京 DMAT は、東京消防庁とともに被災現場へ出場し、東京消防庁の指揮下で救命処置等の医療救護活動を行う。
- 都は、都医師会、都歯科医師会、都薬剤師会及び日赤東京都支部等の関係機関に対して、都医療救護班、都歯科医療救護班及び都薬剤師班（以下この章において「都医療救護班等」という）の編成を要請し、区からの要請を受けて派遣する。
- 都医療救護班等は、区の計画等に基づき、区が設置した医療救護所等において医療救護活動を実施する。
- 都は、都内被害状況に応じ東京 DPAT を派遣する。
- 医療救護所を設置する場所は、原則として 500 人以上の避難所、福祉避難所、医療機関及び災害現場とする。

【災害時医療救護の流れ】

※ 災害拠点病院は主に重症者を、災害拠点連携病院は主に中等症者を受入れる。

災害医療支援病院は、専門医療や慢性疾患への対応、その他医療救護活動を行う。



【緊急医療救護所等】

名称	説明
緊急医療救護所	区が、発災直後速やかに、災害拠点病院などの近接地等（病院開設者の同意がある場合は、病院敷地内を含む。）に設置する医療救護所で、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所。
医療救護活動拠点	区コーディネーターを中心に、医療救護活動方針の確認や、情報収集・情報交換等を行う。特に、医療機関や緊急医療救護所における人的・物的不均衡がないか確認し、医療救護活動が継続的に行えるよう調整をする場所。

ウ 詳細な取組内容

(ア) 災害医療コーディネーターの活動

名称	活動内容
東京都 災害医療コーディネーター	都が把握する被災地の負傷者の状況及び医療機関の対応状況を踏まえ、東京 DMAT、医療救護班等の派遣や医療救護所、医療機関の確保等について都に対して医学的な助言を行う。
東京都地域 災害医療コーディネーター	二次保健医療圏域内の負傷者の状況、医療機関の対応状況等を踏まえ、東京都災害医療コーディネーターに必要な支援を要請する。
板橋区 災害医療コーディネーター	板橋区の医療救護活動を統括・調整するため、区に対して医学的な助言を行う、区が指定する医師。

(イ) 災害時小児周産期リエゾンとの連携活動

名称	活動内容
東京都 災害時小児周産期リエゾン	重点的に小児周産期領域に係る医療救護活動を行う地域の選定、多数傷病者を受け入れる二次保健医療圏の設定、等について、東京都災害医療コーディネーターと連携の上、都に対して医学的な助言を行う。
地域 災害時小児周産期リエゾン	小児周産期領域に係る二次保健医療圏域内の負傷者の状況、医療機関の対応状況等を踏まえ、災害時小児周産期リエゾンと調整する。

(ウ) 東京 DMAT との連携活動

■ 東京消防庁（第十消防方面本部、各消防署）

東京 DMAT が出場する場合には、連携活動を行う。

■ 東京 DMAT の活動

- 東京 DMAT の出場に当たっては、医療対策拠点における東京都地域災害医療コーディネーターの支援活動を除いて東京消防庁との連携によることとし、「東京 DMAT 運営要綱」に基づき活動する。
- 災害発生直後からおおむね 72 時間後までの間、災害発生現場等、医療の空白地帯において、多数傷病者に対し救命処置を実施するため、東京 DMAT を派遣する。
- 都は、東京 DMAT チームが効果的な活動を行えるよう、東京 DMAT 指定病院と情報の共有等を行うなど連携を密にするとともに、医療従事者等の迅速かつ円滑な派遣に努める。
- 都は、各被災現場の被害状況、出場可能な指定病院及びチーム数等を踏まえ、出場先及び出場順序について、福祉保健局、東京消防庁で協議の上、決定する。決定に際しては、東京都災害医療コーディネーターに助言を求めることができる。

- 都は、災害現場の東京 DMAT チームとの連絡体制の確立に努めるとともに、必要に応じ東京 DMAT に対し、医療資器材等の支援を行う。
- 都は、東京都地域災害医療コーディネーターの活動を補佐するため、医療対策拠点に、東京 DMAT を派遣する。
- 他県からの応援 DMAT の受入に当たっては厚生労働省（DMAT 事務局）と調整する。
- 他県からの応援 DMAT 及び応援医療救護班の活動状況等について、派遣した当該他道府県市等へ情報提供する。

(エ) 東京 DPAT との連携活動

■ 都福祉保健局

■ 東京 DPAT の活動

- 東京 DPAT は、「東京都災害派遣精神医療チーム運営要領」に基づき活動拠点本部での活動や被災区市町村での精神保健医療活動等を行う。
- 災害発生直後から、被災した精神科病院の患者の搬送の支援や急性増悪患者の対応、災害派遣医療チーム等との連携を行うため、東京 DPAT を派遣する。
- 都は、各被災現場の被害状況、出場可能な登録医療機関及びチーム数等を踏まえ、出場先及び出場順序について、都福祉保健局が決定する。決定に際しては、必要に応じて東京都災害医療コーディネーターに助言を求める。
- 他県からの応援 DPAT の受入に当たっては厚生労働省（DPAT 事務局）と調整するとともに、活動状況等について、派遣した当該他道府県市等へ情報提供する。

(オ) 緊急医療救護所の設置

■ 区

- 区は、発災後すみやかに緊急医療救護所を設置する。
- 緊急医療救護所を設置する場所は、災害拠点病院・災害拠点連携病院等の医療機関の敷地内、又は、医療機関近接地の公園・公共施設等とする。
- 緊急医療救護所では、一次トリアージ、重傷者・中等症者の搬送、軽症者の応急手当を行うとともに、災害対策本部と連携して避難所への誘導等を行う。

(カ) 医療救護活動拠点の設置

■ 区

- 区は、発災後ただちに健康推進課（区役所3階）に医療救護活動拠点を設置する。
- 医療救護活動拠点では、区災害医療コーディネーターを中心に緊急医療救護所でのトリアージや傷病者に適した医療支援について調整するほか、区内の医療機関の情報を収集し、医療機関の調整を行う。

(キ) 医療救護班等の活動

■ 医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班

医療救護班等の活動は、被災直後の超急性期においては、災害拠点病院及び災害拠点連携病院の敷地内または近接地に設置する緊急医療救護所を中心とし、その後は、避難所等における医療救護所を中心とする。

a 医療救護班等の活動内容

区 分	内 容
医療救護班	● 傷病者に対するトリアージ ● 傷病者に対する応急処置及び治療 ● 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び搬送順位の決定 ● 助産救護 ● 死亡の確認及び遺体の検案への協力 ● 以上のほか、状況に応じて遺体の検案に協力する。
歯科医療救護班	● 傷病者に対するトリアージの協力 ● 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 ● 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 ● 避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導 ● 検視・検案に際しての法歯学上の協力
薬剤師班	● 医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 ● 傷病者に対するトリアージの協力 ● 医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品等の仕分け、管理及び受発注 ● 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援 ● 避難所の衛生管理・防疫対策への協力

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

b 医療救護班の編成・派遣等

- (a) 区は、板橋区医師会、板橋区歯科医師会及び板橋区薬剤師会との災害時における協定に基づき、医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班の編成・派遣を要請する。

■参照（別冊「資料編」）

資料震 2.6.52 災害時の医療救護活動についての協定書（板橋区医師会）

資料震 2.6.53 緊急災害時救急医療機関及び収容施設（板橋区医師会）

資料震 2.6.54 災害時の歯科医療救護活動についての協定書（板橋区歯科医師会）

資料震 2.6.58 災害時の救護活動についての協定書（薬剤師会）

- (b) 区は、上記の派遣状況を都福祉保健局へ報告する。
- (c) 区の対応能力のみでは十分な医療救護活動が困難な場合は、地域災害医療コーディネーターに協力を要請するものとする。
- (d) 医療救護班等は、主に緊急医療救護所、医療救護所等で活動するほか、避難所等の巡回を行うものとする。

■参照（別冊「資料編」）

資料震 2.8.1 医療救護所一覧

(ク) 医療救護活動協力機関の活動内容

■ 都看護協会

都看護協会は、医療救護所等において、看護業務を行う。

■ 柔道整復師会、区

- 区は、板橋区柔道整復師会との災害時における協定に基づき、負傷者の応急手当についての協力を要請する。

■参照（別冊「資料編」

資料震 2.6.51 災害時の医療救護活動についての協定書

- 都柔道整復師会は、医療救護所等において、医師の指示に基づく応急救護を行う。

■ 医療ボランティア、区

- 区は、医療ボランティアの受入れを円滑に行うため、窓口を設置する。
- 医療ボランティアは、医療救護所等において、被災者に対する医療救護活動を行うものとする。

(ケ) 職種による色の定め

■ 医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班、医療救護活動協力機関

都は、災害現場における相互認識を高めるため職種による色を定め、災害現場で活動する際には、この色のユニホームなどを身に付けることとしている。

区においても、これに準じて色を定める。

ユニホーム等の色	職種
赤	医師・歯科医師
緑	看護師・歯科衛生士・歯科技工士
青	薬剤師
白	臨床検査技師・放射線技師
紺	柔道整復師
黄	事務

(3) 負傷者等の搬送体制

ア 対応内容と役割分担

機 関 名	内 容
区	● 被災現場から医療救護所等まで搬送 ● 区が派遣する医療救護班等の医療スタッフの搬送 ● 搬送は、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従って、搬送先施設等の受入体制を確認し行う。
警視庁 第十方面本部 各警察署 自衛隊	● ヘリコプター等を活用し、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）等へ搬送
都総務局	● 災害拠点病院の対応能力では不足する場合に、都は、「九都県市災害時相互応援協定」及び、「首都直下地震応急対策活動要領」に基づき、関係機関に対し医療機関への広域搬送に必要な措置を要請
都福祉保健局	● 東京消防庁等の関係機関と調整して、搬送手段を確保 ● その他協定締結団体等による重傷者等の広域搬送を実施 ● 災害拠点病院の対応能力では不足する場合に、都は「九都県市相互応援協定」及び、「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、関係機関に対し医療機関への広域搬送に必要な措置を要請
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	● 搬送は、被災現場等から医療機関への重症者の搬送を優先し、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従い、搬送先施設等の受入体制を確認し行う。 ● 負傷者等の医療機関への搬送は、状況に応じて、都福祉保健局と連携して行う。

イ 業務手順

- 搬送は、原則として被災現場から医療救護所等までは区が対応し、医療機関又は医療救護所等から災害拠点病院等の病院までは、都及び区が対応する。
- 医療機関や医療救護所で対応できない重症者は、日本DMATなどの医療従事者による医療搬送を中心とする。搬送車両がない場合は、都又は区が調達する。

ウ 詳細な取組内容

■ 区、都、医療機関、東京消防庁等

(ア) 負傷者の搬送

a 搬送先と役割分担

搬送先	実施主体（原則）
被災現場から医療救護所等まで	区
緊急医療救護所等から災害拠点病院等の病院まで	都及び区

b 緊急医療救護所等から災害拠点病院等の医療機関への搬送体制

(a) 搬送の要請等

緊急医療救護所等で、災害拠点病院又は災害拠点連携病院に収容する必要がある負傷者等が発生した場合、次の対応を行う。

- (1) 受入れ先施設の選定を区災害医療コーディネーターに依頼する。
- (2) 区災害医療コーディネーターは医療救護活動拠点のスタッフに搬送手段の確保と搬送を指示する。
- (3) 区又は都に搬送を要請する。

(b) 搬送手段の確保

- 都及び区は、搬送手段を有する機関と連携して、緊急度や搬送人数等に応じた搬送手段の確保に努める。
- 負傷者等の災害拠点病院等への搬送は、都福祉保健局及び区が、東京消防庁等の関係機関と連携し、車両・ヘリコプター（東京都ドクターヘリを含む。）・船舶等により行う。
- 都本部に集まる道路障害物除去情報及び警視庁及び東京消防庁のヘリコプターが収集した画像情報をはじめとした道路交通情報を効果的に活用し、搬送路を決定する。

■ 参照（別冊「資料編」）

資料震 2.8.2 救急告示医療機関一覧

(イ) 医療スタッフの搬送

- 区が派遣する医療救護班等の医療スタッフの搬送は、原則として区が対応する。また、区医師会等と協議し、発災後すみやかに搬送態勢を確立するよう努める。
- 都が派遣する医療救護班等の搬送は、都が対応する。
- 都医療救護班等の搬送にあたって、既に締結している関係機関との協定に基づき、バス、船舶、トラック等による搬送を活用する。
- 発災直後において道路通行が不可能なときは、医療救護班等の移送手段として、都建設局が所有する水上バス等を活用する。移送に当たっては、清掃船

等により河川障害物除去が行われた後、安全を確保した上で実施する。

(ウ) 医療資器材・医薬品の搬送

区が設置する緊急医療救護所等で使用する医療資器材・医薬品の搬送態勢を確立する。

(4) 保健衛生体制

ア 対策内容と役割分担

避難所等における健康の維持、管理及び増進に関わる保健衛生対策を迅速かつ円滑に行う。

各 機 関	対 策 内 容
区	● 保健活動班を編成し、被災住民に対する健康に関する相談を行う。 ● 保健所は、保健衛生に関して被災住民や営業施設等に対し、必要な情報を速やかに提供する。 ● 区単独では対応が困難な場合は、都に応援を要請するほか、区が独自に他道府県市等と結ぶ応援協定に基づき、保健活動班の派遣を要請 ● 派遣職員の受入れ及び搬送体制の確立、並びに活動拠点の確保を図る。 ● 「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の確保 ● 「食品衛生指導班」による食品の安全確保 ● 被災動物の保護に関する都、関係団体等への協力
都福祉保健局	● 避難所や保健医療福祉関連施設等の被災状況を把握 ● DHEAT に関する総合的な連絡調整を行う。 ● 保健活動班に関する総合的な連絡調整を実施 ● 区市町村における保健活動班の活動を支援 ● 区市町村が行う被災者や在宅生活者の健康相談を支援 ● 関係機関と連携し、被災者に対する適切な保健衛生活動を実施 ● 被災区市町村からの応援要請に基づき、都内の非（小）被災区市町村、国及び他道府県市等に保健活動班の派遣を要請 ● 被災区市町村からの応援要請に基づき、避難所での精神保健相談、支援者支援等を行う東京 DPAT 及び他県 DPAT を派遣 ● 「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の確保 ● 「食品衛生指導班」による食品の安全確保 ● 関係団体等との協働による「動物救援本部」の設置 ● 負傷又は放し飼い状態の被災動物の保護

イ 業務手順

(ア) 保健衛生に関する情報提供

保健所は、保健衛生に関して被災住民や営業施設等に対し、必要な情報を速やかに提供する。

(イ) 保健活動班の編成・派遣

区は、巡回健康相談等を行うため、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成して避難所等に派遣する。

(ウ) 被災動物の保護

都福祉保健局は、関係団体等と協力して「動物救援本部」を設置し、関係団体等と協力して被災動物を保護する。

ウ 詳細な取組内容

(ア) 保健所の指揮調整機能支援等

■ 都福祉保健局

- DHEATに関する総合的な連絡調整を行う。
- 被災区、中核市及び保健所政令市からの要請に基づき、DHEATを派遣する。
- 国へ他道府県及び指定都市からのDHEATの応援派遣に関する調整を依頼する。
- 他道府県及び指定都市からのDHEATの派遣場所の調整を行う。

(イ) 保健活動

■ 区

a 保健活動班の編成・派遣等

区は、避難所での健康相談、地域における巡回健康相談、その他必要な保健活動を行うため、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成して避難所等に派遣する。

b 保健活動班の活動内容

保健活動班は、環境衛生指導班や食品監視班、防疫班と連携し、避難住民等の健康管理に関して、次の活動を行う。

- 避難所における健康相談
- 地域における巡回健康相談
- その他必要な保健活動

■ 都、区

a 連絡調整等

- 都は、区における保健活動班の活動が円滑に行われるよう支援する。
- 都は、区における保健活動班による巡回健康相談等が円滑に行われるよう、通信機器を活用した支援を実施する。

b 他県市からの応援保健活動班の受入れ

- 区は、災害時における協定書等に基づき、協定締結先の自治体に、保健活動班の派遣を要請する。
- 区は、都と協議のうえ、必要に応じて応援協定に基づき、他県市への保健活動班の派遣を都に要請する。
- 都は、被災区市町村からの応援要請に基づき、都内の非（小）被災区市町村に保健活動班の派遣要請を行うとともに、国を通じて他道府県市に保健活動班の派遣を要請する。
- 都及び区は、派遣職員の受け入れ及び搬送体制の確立、並びに活動拠点の確保を図る。

(ウ) 地域精神保健活動

■ 都福祉保健局

- 都全体の精神保健に関する情報を収集し、迅速に区へ提供する。
- 被災状況に応じて、東京 DPAT 登録医療機関へ派遣要請を行うとともに、厚生労働省（DPAT 事務局）を通して、他県 DPAT へも派遣要請をし、受入れの調

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

整を行う。

- 被災区市町村の要請に基づき、東京 DPAT 及び他県 DPAT を派遣する。
- 避難所等での精神疾患の急性増悪者等への対応等を行うため、東京 DPAT 及び他県 DPAT を派遣し、災害派遣医療チーム・保健師チーム等と連携により支援を行う。
- 東京 DPAT 及び他県 DPAT は、被災区市町村の災害医療コーディネーターの助言の下、避難所での保健師チーム等との連携により、精神保健相談、精神保健に関する普及啓発等の活動を実施する。
- 東京 DPAT 及び他県 DPAT は、被災区市町村で活動する支援者に対して、支援者の心身の健康を維持できるよう助言等を行う。
- 東京都全域及び区市町村間の精神保健医療に関する連絡調整を行う。
- 都立の3つの精神保健福祉センターにおいて、精神保健福祉相談を実施する。

(エ) 精神医療体制の確保

■ 都福祉保健局

- 東京 DPAT 及び他県 DPAT は、派遣された区市町村内の精神科医療機関の機能補完を行う。

■ 都福祉保健局、区

- 必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。
- 被災住民の心的外傷後ストレス障がい(PTSD)をも視野に入れて、メンタルヘルスケア体制整備を図り、被災の状況に即して活動する。
- 精神科病院・診療所の外来実施状況について、状況の把握・提供ができるよう努める。

(オ) 在宅難病患者への対応

- 保健所は、専門医療が必要となる難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等に罹患している在宅難病患者へ必要に応じて医療機関情報の提供や災害医療支援病院での対応を要請する等の支援を行う。
- 都は、区からの要請に応じ、医療機関及び近江市等と連携し、在宅難病患者の搬送及び救護体制の支援に努める。

(カ) 在宅人工呼吸器使用者への対応

■ 区

a 安否確認

区は、「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」を活用して作成した「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」を基に、「災害時個別支援計画」で定めた方法により、在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。

b 在宅療養の継続や避難等の支援

- 人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。
- 在宅療養の継続や避難等に際し、「災害時個別支援計画」による支援が困難な場合は都へ支援を要請する。

■ 都福祉保健局

区からの要請に応じ、人工呼吸器使用者の支援について、医療機関及び他道府
県市等と調整に努める。

(キ) 透析患者等への対応

区及び医師会等は、都福祉保健局が実施する次の取組に協力する。

＜都が実施する取組＞

- 東京都透析医会及び日本透析医会災害時情報ネットワーク等との連携により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集し、関係機関に情報を提供する。
- 被災状況に応じ、水の供給、患者搬送について関係機関と調整する。
- 他県市への支援要請について、必要な調整を図る。

(ク) 被災動物の保護

■ 区

被災動物の保護に関して都、関係団体等へ協力する。

■ 都福祉保健局

- 負傷又は放し飼い状態の被災動物を保護する。
- 関係団体等と協働し、「動物救援本部」を設置する。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

第2節 防疫体制の確立

(1) 対策内容と役割分担

被災地や避難所における防疫対策を迅速かつ的確に行うことにより、感染症の発生及びまん延を防止する。

機 関 名	活 動 内 容
区	● 災害の種類、程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒や避難所及び患者発生等の消毒、ねずみ族、衛生害虫の駆除等を行う。 ● 「防疫班」、「消毒班」、「食品衛生指導班」及び「環境衛生指導班」を編成し、防疫活動を実施 ● 被災戸数及び防疫活動の実施について、都福祉保健局に対し、迅速に連絡 ● 防疫活動の実施に当たって、対応能力が十分でないと認める場合は、都福祉保健局又は区医師会に協力を要請 ● 都が活動支援や指導、区市町村調整を行う場合、協力する。 ● 被災地や避難所における感染症発生状況の把握 ● 感染症の流行状況等を踏まえた予防接種の実施 ● 避難所等における感染症の集団発生時の疫学調査及びまん延防止対策の実施 ● 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保 ● 保健活動班を編成し、被災住民に対する健康調査及び健康相談を行う。 ● 被災動物の保護に関する都、関係団体等への協力
都福祉保健局	● 区市町村の防疫活動を支援・指導 ● 都医師会、都薬剤師会等に区市町村の防疫活動に対する協力を要請 ● 他県市を含め被災地以外の自治体に対して防疫活動への応援要請と連絡調整を実施 ● 被災地や避難所における感染症発生状況の把握及び情報提供 ● 感染症の流行状況等を踏まえて区市町村が実施する予防接種に関する指導・調整 ● 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保について保健所と調整 ● 区市町村が実施する初期防疫活動において防疫用資器材が不足したときは、都福祉保健局において調達 ● 区市町村の衛生管理対策を支援・指導 ● 「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の確保 ● 「食品衛生指導班」による食品の安全確保 ● 区市町村における保健活動班の活動を支援 ● 「動物救援本部」との協働による動物救護活動、関係機関との連絡調整 ● 負傷又は放し飼い状態の被災動物の保護
都医師会	● 都福祉保健局長(都及び区市が設置する保健所)からの要請に応じて防疫活動に協力 ● 都福祉保健局(都保健所を含む。)又は区市町村と協議の上、防疫活動を実施

■参照

第2部第10章第5節第2の「3 動物救護」

(2) 業務手順

■ 区

区は、所属職員や他自治体の応援職員等の中から、「防疫班」、「消毒班」、「食品衛生指導班」及び「環境衛生指導班」を編成（又は担当者を配置）して、防疫活動を実施する。

【班別役割分担】

班名	機関名	役割
防疫班	区	- 健康調査及び健康相談 - 避難所等の防疫指導、感染症発生状況の把握 - 感染症予防のため広報及び健康指導 - 避難所におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理
消毒班	区	- 患者発生時の消毒(指導) - 避難所の消毒の実施及び指導
保健活動班	区	- 健康調査及び健康相談の実施 - 広報及び健康指導
食品衛生指導班	区	- 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保 - 食品集積所の衛生確保 - 避難所の食品衛生指導 - その他食品に起因する危害発生の防止 - 食中毒発生時の対応 - 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立 - 食品の衛生確保、日付管理等の徹底 - 手洗いの励行 - 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底 - 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底 - 情報提供 - 殺菌、消毒剤の調整
環境衛生指導班	区	- 飲料水の塩素による消毒の確認 - 区民への簡易残留塩素検出紙の配布 - 区民への残留塩素の確認方法の指導 - 避難所の過密状況や衛生状態を調査・確認 - 避難所における室内環境の保持や寝具類の衛生確保のための助言・指導 - 避難所におけるハエや蚊の防除方法についての助言・指導

(3) 詳細な取組内容

■ 区

ア 対策方針

- (ア) 区は、災害の種類、程度に即応した防疫活動として、避難所での健康相談、避難所の防疫指導、感染症患者の予防・早期発見、飲料水の消毒の確認、避難所及び被災家屋等の消毒、ねずみ族・衛生害虫駆除、食品の衛生確保等を行う。
- (イ) 区は、災害時における防疫活動を実施するために、防疫班、消毒班、保健活動班、食品衛生指導班、環境衛生指導班を編成する。

- (ウ) 区は、被災戸数及び防疫活動の実施状況等について、都福祉保健局に報告する。
- (エ) 区長は、防疫活動の実施にあたって、区の対応能力では十分でないとするときは、都福祉保健局（食品衛生指導班、環境衛生指導班）及び地元医師会に協力を要請する。
- (オ) 区は、都の実施する防疫活動について、協力しなければならない。

イ 各班の編成及び役割

班名	役割	編成
防疫班	医療救護班・保健活動班等と緊密に連携をとりながら、被災住民の健康調査を行い、感染症患者の早期発見に努め、被災地や避難所の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて応急治療・感染拡大防止対策等を行う。	● 医師、保健師、又は看護師1名 ● 事務担当1名
消毒班	防疫班と緊密に連携をとりながら、患者発生時の消毒（指導）・避難所の消毒の実施及び指導を行う。	● 消毒担当2名 ● 運転担当1名
保健活動班	健康調査及び健康相談の実施と並行して、保健所の食品衛生指導班及び環境衛生監視班等の協力を得て、広報及び健康指導を行う。	● 保健・栄養担当2名 ● 事務担当1名
食品衛生指導班	保健所長の指揮のもとに、食品の安全を確保するとともに、都と連携して避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。	● 食品衛生監視員1名 ● 事務担当2名
環境衛生指導班	飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているか、確認を行う。それ以後は、環境衛生指導班が区民に簡易残留塩素顕出紙を配布し、消毒の確認方法を指導する	● 環境監視員2名 ● 事務担当2名

ウ 避難所の防疫措置

- (ア) 消毒班は、避難所開設後、直ちにトイレその他の要消毒場所の消毒を行い、以後、トイレ等の生活施設の衛生的管理及び消毒を行う。
- (イ) 防疫班は、避難所開設後、速やかに医療救護班、保健活動班と協力して、健康調査及び健康相談を行う。
- (ウ) 防疫班は、感染症予防のための広報及び健康指導として、食品衛生監視員及び環境衛生監視員等の協力を得て、次の活動を行う。実施にあたっては、都と協力してポスターの掲示、ビラの配付、拡声器等により周知の徹底を図る。
- 食品の保管方法
 - 水洗トイレの使用法の周知徹底及び仮設トイレの消毒方法
 - 屋内清掃、布団干し、害虫・ねずみ等の駆除の方法
 - 断水時の手洗い、うがいの方法
 - 貯水槽やプール水の安全な活用方法
- (エ) 食品衛生指導班は、給食施設の衛生的管理及び消毒を行う。
- (オ) 都は、区が行う避難所での消毒活動を支援する。

エ 消毒とその確認

- (ア) 消毒班は、被災家屋、下水及びその他不潔場所の消毒を行い、又は消毒薬を配付して指導する。
- (イ) 環境衛生指導班は、防災井戸が汚染された場合、直ちにクロール石灰等による

消毒を行う。(※汚染された井戸水は、水質検査実施後に飲用に適する水質であることが判明した場合のみ飲用水とする。)

オ 感染症対策

(ア) 感染症発生時等の対応

- 区保健所は、一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症が発生した場合や勧告入院中の患者に転院の必要が生じた場合などには、都福祉保健局と連携して、受入先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保を行う。
- 都福祉保健局及び区保健所は、被災地や避難所における感染症の発生状況を把握し、評価・分析した情報を提供するとともに、必要に応じて感染拡大防止に向けた注意喚起を実施する。

(イ) 予防措置

- 区は、インフルエンザや麻疹などの流行状況等を踏まえ、予防接種を実施する。
- 都福祉保健局は、インフルエンザや麻疹などの流行状況等を踏まえ、区に対して、予防接種の実施に関する指導・調整を行う。

(ウ) 感染拡大防止対策

区保健所は、避難所等において感染症の集団発生が確認された際には、防疫班と連携して疫学調査及び感染拡大防止対策を迅速かつ的確に実施する。

カ 被災動物の保護

区は、被災動物の保護に関して、都、関係団体等へ協力する。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

第3節 医薬品・医療資機材の供給

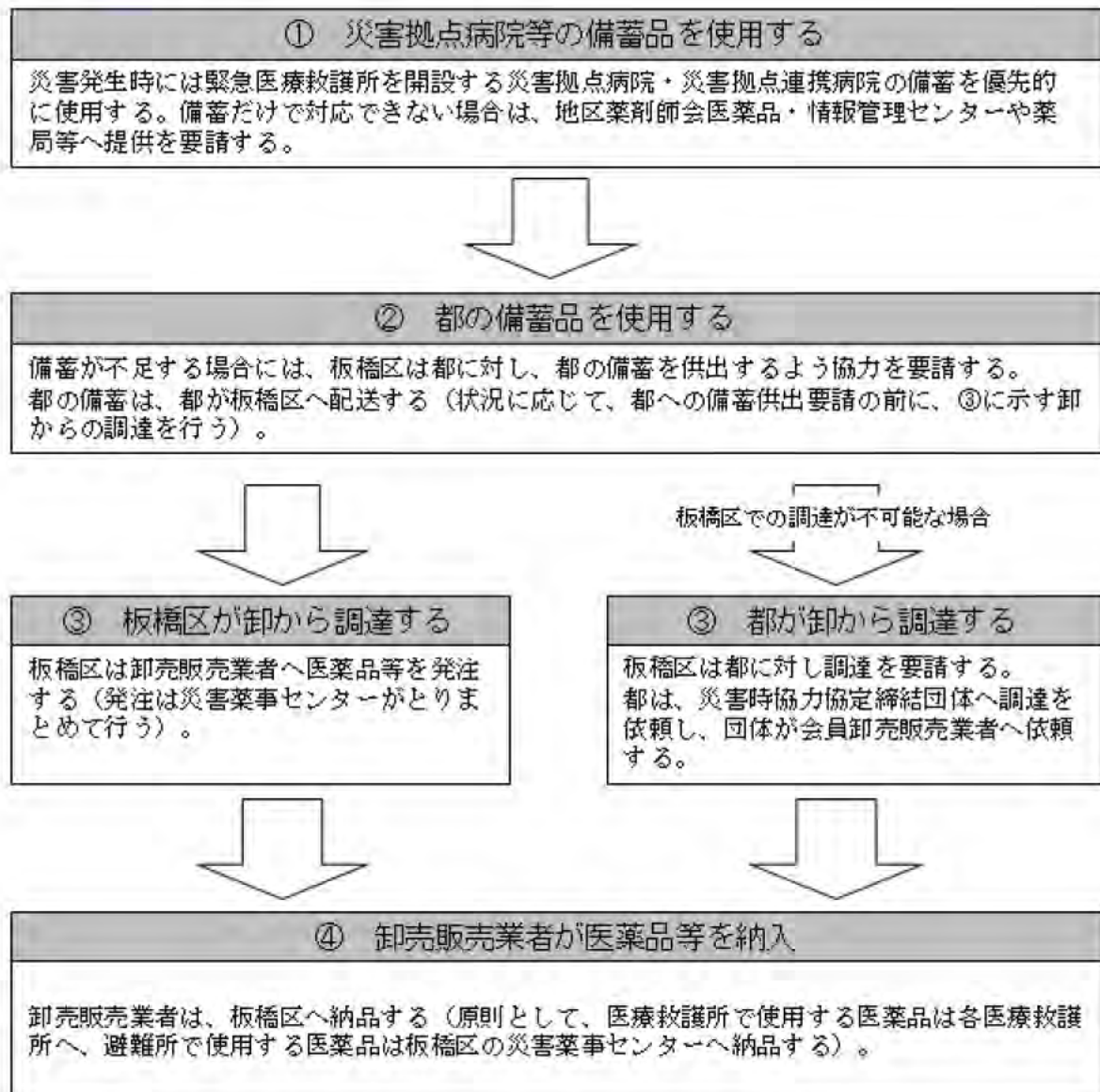
(1) 対策内容と役割分担

都の災害時医薬品供給体制を再検討し、医療物資供給体制を強化する。

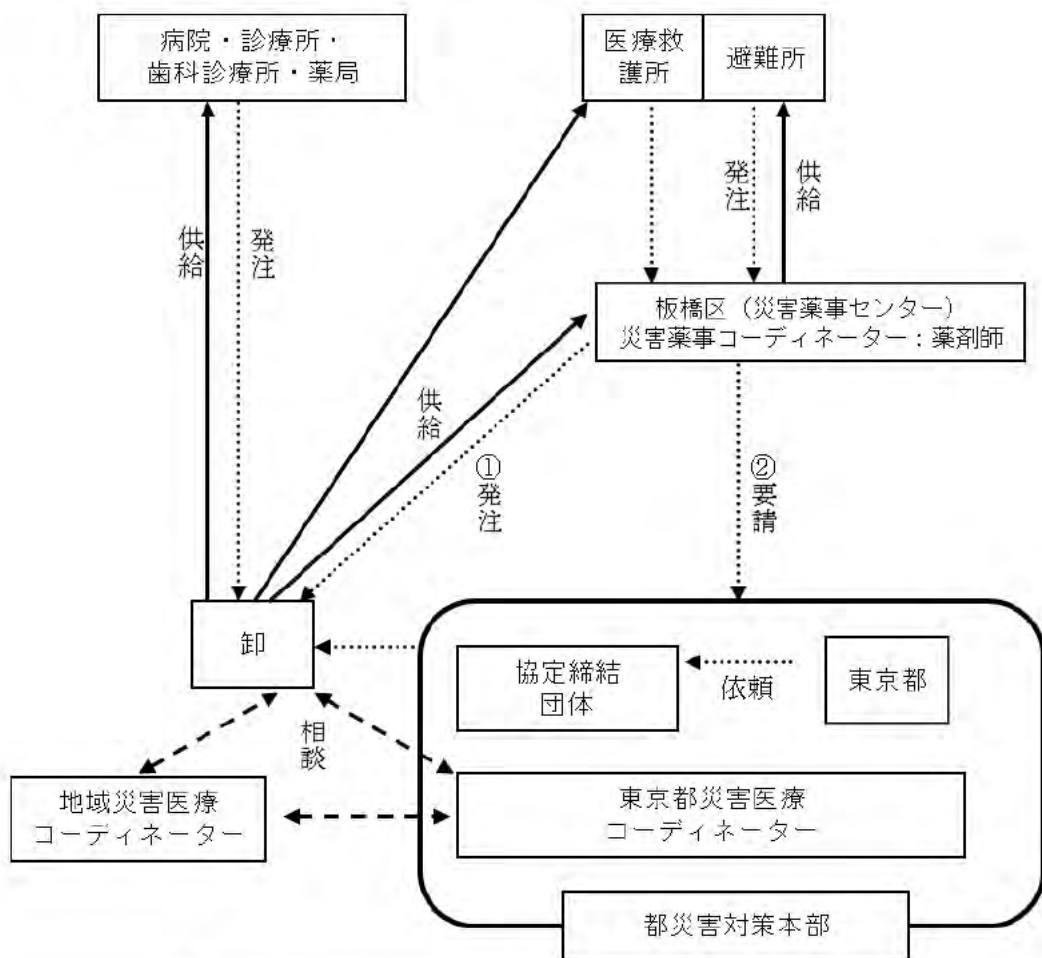
各 機 関	対 策 内 容
区	● 発災後速やかに災害薬事センターを設置 ● 発災時には緊急医療救護所が設置される各病院で備蓄している医薬品等を使用 ● 備蓄している医薬品等に不足が生じた場合は、区において独自に調達し、調達が困難な場合には都に要請
区薬剤師会	● 区災害医療コーディネーター、東京都地域災害医療コーディネーター及び東京都災害医療コーディネーターの業務に協力 ● 区の要請を受け、災害薬事センターにおける医薬品の仕分け・管理等を行う。
都福祉保健局	● 医薬品等の卸売販売業者が早期に機能を復旧できるよう、自衛隊等関係機関の協力を得ながら支援 ● 区市町村の医薬品・医療資器材が不足する場合に、要請に基づき、都の備蓄品を供給 ● 医薬品等が不足した場合には、東京医薬品卸業協会等災害時協力協定締結団体から調達 ● 災害拠点病院等が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材及び医薬品等の確保に努める。 ● 必要に応じて医薬品集積センターを設置し、仕分けた上で区市町村へ提供
東京都立病院機構	● 都立病院が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材及び医薬品等の確保に努める。
日赤東京都支部	● 日赤医療救護班は、医療救護活動に必要な医療資材を携行 ● 都から「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定」に基づく供給要請があった場合、東京都赤十字血液センター(日赤東京都支部)と献血供給事業団とが密接な連携の下に供給を行う。 ● 血液製剤の都外からの輸送等については日赤が行うほか、状況により都をはじめ各機関に協力を要請
献血供給事業団	● 都から「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づく血液製剤等の供給要請があった場合は、東京都赤十字血液センター(日赤東京都支部)等と協力して供給を行う。 ● 都外から血液製剤の輸送要請があった場合、東京都赤十字血液センター等と協力して行う。

(2) 業務手順

ア 区が使用する医薬品等の調達手順



イ 卸売販売業者からの医薬品等調達の流れ

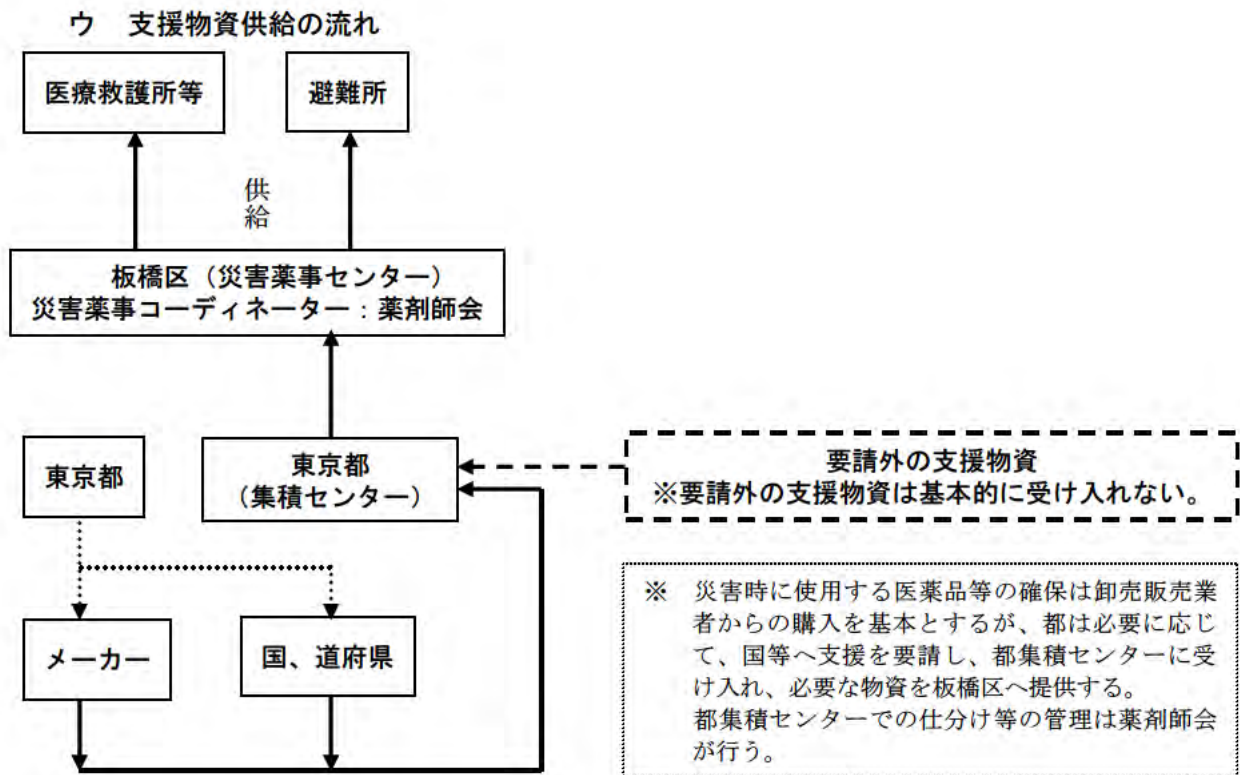


※都の協定締結団体
東京都薬剤師会、日本産業・医療ガス協会、東京医薬品卸業協会、
大東京歯科用品商協同組合、日本衛生材料工業連合会、日本医療機器協会

- ① 区は、卸売販売業者へ必要な医薬品等を発注し、卸売販売業者が区へ納品する。
- ② 区での調達不可能的場合は、区は都へ調達を要請し、都が災害時協力協定締結団体へ依頼する。団体の会員である卸売販売業者が区へ納品する。
- ③ ①、②どちらの場合でも発注（又は調達要請）方法、及び卸売販売業者からの納品方法は以下のとおりとする。

医薬品の 使用場所	調達方法	
緊急医療 救護所等	発注	区の災害薬事センターでとりまとめて発注（又は 調達要請）
	納品	卸が各医療救護所へ直接納品
避難所医療 救護所	発注	区の災害薬事センターでとりまとめて発注（又は 調達要請）
	納品	卸は区の災害薬事センターへ納品し、災害薬事セ ンターが仕分けた上で各避難所へ配送

- ④ 卸売販売業者は、全ての発注に対応できない場合、原則として災害拠点病院へ優先的に医薬品等を供給する。ただし、東京都災害医療コーディネーターの助言があった場合は、別途対応する。



ター長（＝区災害薬事コーディネーター（旧称：医薬品ストックセンター長）は地区薬剤師会から選任し、その他のセンターのセンター長は地区薬剤師会と区が協議のうえ決定する（中核となる災害薬事センターのセンター長は、その他の災害薬事センターを統括する）。

- 区災害薬事コーディネーターは、区災害医療コーディネーター及び地域災害医療コーディネーター（各二次保健医療圏毎に設置）、東京都災害医療コーディネーターの業務に協力する。また、備蓄医薬品等が不足し、新たな医薬品等を調達する必要がある場合における医薬品等の調達業務の調整、その他医薬品等の確保に関する業務を行う。

イ 医薬品の調達及び供給

（ア） 区の備蓄からの供給

区医師会、区歯科医師会、区薬剤師会と協議の上、医療救護所等や避難所等において、発災直後は災害拠点連携病院等の備蓄を使用する。

（イ） 薬剤師会等への要請

病院の備蓄で医薬品が不足する場合は、区薬剤師会と協議の上、区薬剤師会医薬品管理センターや薬局等へ提供を要請する。

（ウ） 都への要請

それでもなお医薬品が不足する場合は、都に対し、都の備蓄を供出するよう協力を要請する。都の備蓄は、都が区へ配送する（状況に応じて都への備蓄供出要請の前に以下に示す卸売販売業者からの調達を行う）。

【区への支援手順】

手順	各機関	対応	
1	区	区が自ら調達を行うことが不可能な場合には、区は都に医薬品等の調達を要請する。	
2	都	都は、災害時協力協定締結団体に調達を依頼する。	
3	協定締結団体	協定締結団体は、会員各社（卸売販売業者）から最も効率的に区へ納入できる者を選定し、調達を依頼する。	
4	卸売販売業者	依頼を受けた卸売販売業者は、区へ納品する。	
		【納品場所（原則）】	
		医薬品の使用場所	納品場所
		緊急医療救護所等	各緊急医療救護所等
		避難所	区の災害薬事センター

ウ 卸売販売業者からの調達

備蓄及び区薬剤師会からの提供だけでは医薬品等が不足する場合には、区薬剤師会と協議の上、医薬品等の卸売販売業者に発注し調達する。区が自ら調達を行うことが不可能な場合には、都福祉保健局へ調達を要請する。

第4節 医療施設の確保

(1) 対策内容と役割分担

各 機 関	内 容
区	● 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請
自衛隊	● 陸上自衛隊は、救護所を設営、負傷者等の受入れ及び医療処置等を実施 ● 海上自衛隊は、傷病者搬送のための船舶又は傷病者を受け入れる能力のある船舶を出動
都総務局	● 都は、災害の規模などにより、必要と認める場合、自衛隊へ災害派遣を要請
都福祉保健局	● 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請
東京都立病院機構	● 都立病院全体で災害医療提供体制の充実に図るため、都立病院における医療危機管理ネットワークを充実・強化
第三管区海上保安本部 (東京海上保安部) (東京湾海上交通センター)	● 傷病者搬送のための巡視船艇、航空機を出動

(2) 業務手順

■ 医療機関等

- 災害時には、多くの負傷者等に対応するため、災害拠点病院等に対し空床利用や収容能力の臨時拡大等を図る。
- 災害拠点病院は、重症患者等の収容力の臨時拡大、ライフラインの機能停止時の応急的な診療機能を確保する。

第5節 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等

(1) 対策内容と役割分担

行方不明者の搜索、遺体の検視・検案には、多くの遺体を一時的に安置する場所が必要となるため、都と区は連携して遺体収容所を開設し、火葬手続きを迅速に実施する。

都福祉保健局が平成9年3月に発行した「災害時における検視・検案活動等に関する共通指針（マニュアル）」に基づき、遺体の取扱いに関連する活動等を行う。

ア 遺体の搜索についての取組内容

機 関 名	対 策 内 容
区	- 関係機関と連携し、行方不明者の搜索の総括、遺体の収容を実施 - 災害救助法が適用された場合は、区長は、知事の補助機関として搜索を実施するものとする。
警視庁 第十方面本部 各警察署	- 救助救出活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う。 - 区が実施する遺体の搜索・収容に協力する。 - 各警察署において、行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。
陸上自衛隊	都の要請に基づき、行方不明者等の救助・救出を実施、救助・救出活動に伴い発見した遺体を関係機関へ引き継ぐ。
都総務局	関係機関との連絡調整に当たる。
第三管区 海上保安本部	- 東京港内及びその周辺に遺体が漂流する事態が発生した場合は、所属巡視艇により搜索を実施する。 - 必要に応じ、他の海上保安部から巡視船艇又は航空機の応援派遣を求めて搜索に当たる。 - 収容した遺体は、検視(見分)後、区市町村に処理を引き継ぐ。

※ 行方不明者には、周囲の事情から既に死亡していると推定される者を含む。

※ 上記以外の機関が、他の業務を遂行中に遺体を発見した場合は、区に連絡する。なお、上記機関が直近で活動している場合は当該機関に通報する。

イ 遺体の搬送（遺体収容所まで）についての取組内容

機 関 名	活 動 内 容
区	- 遺族等による搬送が困難な遺体を遺体収容所に搬送する。 - 状況に応じて、都及び関係機関への協力依頼等を行う。
都総務局	- 区及び関係機関等との連絡調整を実施。 - 状況に応じて、陸上自衛隊第1師団に対して、行方不明者の救出・救助、遺体の搬送協力の要請を行う。

ウ 遺体収容所の設置とその活動についての取組内容

遺体収容所においては、検視・検案の実施、死体検案書の交付、死亡届の受理、火葬許可証の交付等の関係法令に基づく手続、遺体の引渡しや一時的な保存、必要に応じて遺体の洗浄等を一括的に処理することとする。

なお、遺体収容所の開設や運営等に関して、区の対応能力のみでは十分でないと認められるときは、都及び関係機関に応援を要請する。

機 関 名	対 策 内 容
区	● 遺体収容所の設置等に関し、あらかじめ、関係機関と協議を行い、条件整備に努める。 ● 遺体収容所について、死者の尊厳や遺族感情への配慮、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、一定の条件を満たす施設を、事前に指定・公表するよう努める。 ● 災害発生後速やかに遺体収容所設置準備を実施、順次開設 ● 都及び警視庁に報告するとともに、区民等へ周知 ● 状況に応じて、都及び関係機関に応援を要請 ● 遺体収容所に管理責任者を配置、都等と連絡調整を実施 ● 都及び警視庁と連携の上、遺体収容所における検視・検案体制を整備 ● 遺体の腐敗防止の対策を徹底 ● 遺体の収容
警視庁 第十方面本部 各警察署	● 遺体収容所の開設状況の情報を収集 ● 遺体取扱対策本部を設置し、遺体収容所の開設に備えて検視班等を編成 ● 開設された遺体収容所に検視班等を派遣
都福祉保健局	● 遺体収容所の開設状況の情報を収集 ● 区市町村長の要請に基づき、遺体収容所の開設、運営を支援

エ 検視・検案・身元確認等についての取組内容

(ア) 検視・検案

■ 都・区等

機 関 名	対 策 内 容
区	● 遺体収容所における検視・検案を含めた運営の準備 ● 検視・検案は、同一場所で集中的に実施できるよう、遺体収容所の配置区分、業務の体制整備等を決定 ● 遺体収容所が複数設置された場合は、収容所間で遺体情報を共有化する。
警視庁 第十方面本部 各警察署	● 遺体収容所において、遺体の受付、検視、所持品等からの身元確認等を行う。 ● 検視班は、法令及び警視庁の内規に基づき、遺体の検視及び身元確認に必要な資料の採取等を行う。 ● 各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整の上、監察医務院長に検案を要請する。
都福祉保健局	● 知事は、監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成、遺体収容所等に派遣、遺体の検案等の措置を講ずる。 ● 検案態勢が都の対応能力のみでは不足する場合は、必要に応じて日本法医学学会、都医師会等に応援を要請するとともに、東京都の委嘱等、必要な措置を講ずる。 ● 検視・検案に必要な資器材が不足する場合、関係団体に要請
監察医務院	● 警視庁遺体取扱対策本部長（刑事部長）と調整の上、速やかに検案班を編成し、遺体収容所等に派遣 ● 検案班の指揮者（監察医務院長が指定した監察医等）は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と調整し、検案活動を実施 ● 検案班は、警視庁検視班等と協力し、遺体の検案、死体検案書の発行、その他必要な措置を講ずる。 ● 大規模災害時においては、監察医制度の施行区域（区部）にかかわらず、東京都全域において、監察医務院長が統一して検案班の編成・派遣等を行う。

■ 協力機関

関係機関が協力する検視・検案活動は、警視庁及び都福祉保健局（監察医務院）の検視・検案責任者の指揮に基づいて活動を行う。

機 関 名	対 策 内 容
都医師会	● 都の要請に応じて、遺体の検案に協力
都歯科医師会	● 都及び警視庁の要請に応じて、遺体の身元確認に協力
日赤東京都支部	● 都の要請に応じて、遺体の検案に協力
日本法医学会	● 都の要請に応じて、検案医の確保・派遣に協力

(イ) 身元確認に関する機関別活動内容

機 関 名	対 策 内 容
区	● 身元不明者の周知と身元不明遺体の保管について周知する。 ● 遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上、納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。 ● 災害対策本部と他の遺体収容所に遺体情報を報告し共有化を図る。 ● 身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管する。
警視庁 第十方面本部 各警察署	● 行方不明者と身元不明者の照合、DNA型鑑定等の身元調査を行う。 ● 身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に「遺体引渡班」に引き継ぐ。 ● おおむね2日間調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品と共に遺体を区長に引き継ぐ（引き継いだ後も身元調査は継続する。）。
都歯科医師会	● 警視庁から身元確認作業の協力要請があった場合は、速やかに1班につき歯科医師2名以上で構成する身元確認班（歯科医師班）を編成し、派遣 ● 身元確認班（歯科医師班）は、警視庁の検視責任者の指示に基づき、必要な身元確認作業に従事

■ 参照（別冊「資料編」）

資料震 2.8.4 遺体処理関係報告様式

オ 死亡者に関する情報提供についての取組内容

機 関 名	対 策 内 容
区	● 大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び警視庁（各所轄警察署）と連携を保ち、区庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設等、地域住民等への情報提供を行う体制を準備する。
都総務局	● 大規模発災時における遺体の引渡し等を円滑に実施するため、警視庁、区市町村、関係機関等と連携し、都内の広域的な死亡者に関する情報を、都民に速やかに提供する。

カ 遺体の遺族への引き渡しについての取組内容

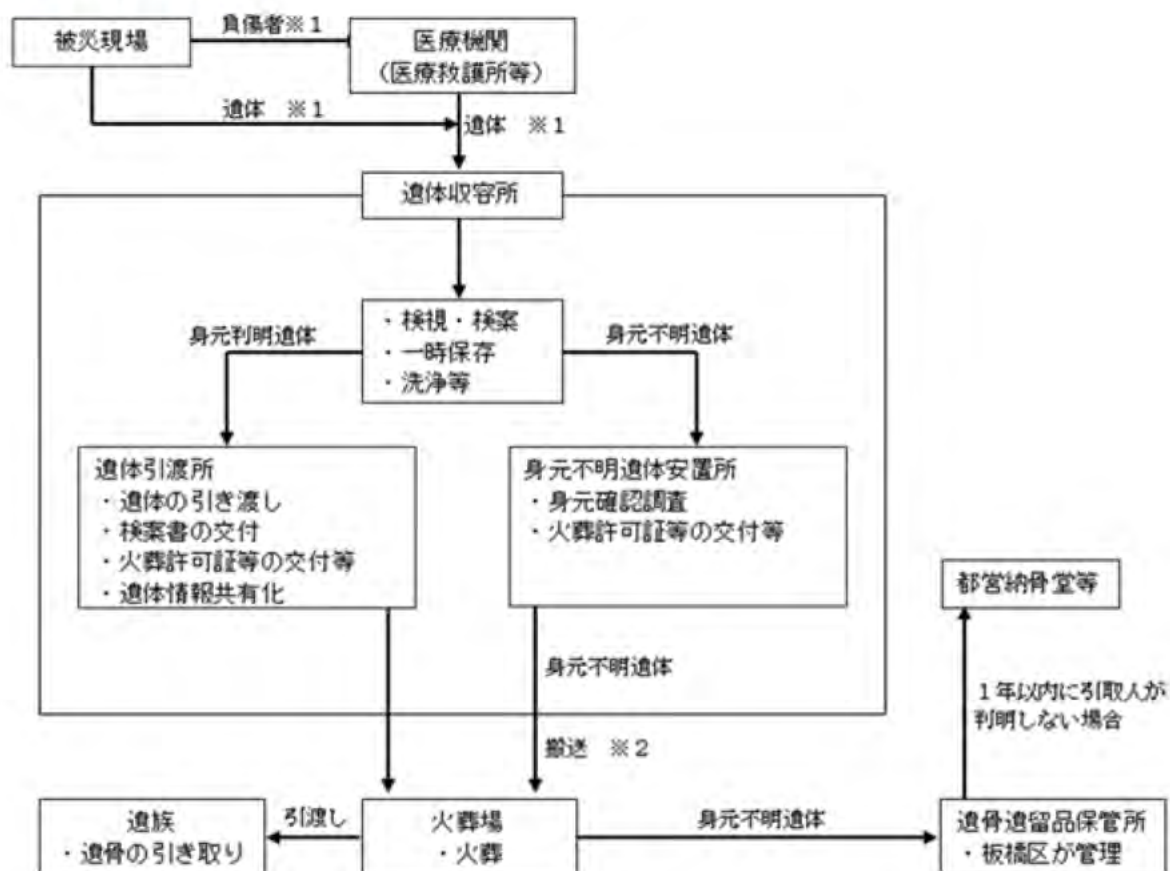
機 関 名	対 策 内 容
区	● 警視庁や関係機関と連携し、警視庁「遺体引渡班」の指示に従って、遺体の遺族への引渡しを実施 ● 家族その他より遺体の引取りの希望があるときは、遺体処理票によって整理のうえ引き渡す。
警視庁 第十方面本部 各警察署	● 区や関係機関と連携し、遺体の遺族への引渡しを実施

キ 死亡届の受理、火葬許可証等の発行等についての取組内容

機 関 名	対 策 内 容
区	● 遺族等に引き渡された検視・検案を終えた遺体について、遺体収容所等において死亡届を受理する。 ● 死亡届を受理した後、速やかに火葬許可証又は特例許可証を発行する。
都総務局	● 区市町村に対して、必要な支援措置を講ずる。

(2) 業務手順

【遺体取扱いの流れ】



※1 警視庁は、板橋区が実施する遺体の捜索・収容等に協力

自衛隊は、都の要請に基づき、行方不明者の救助・救出、遺体を関係機関へ引き継ぐ。

※2 板橋区の要請に基づき、都福祉保健局が関係機関（一般社団法人全国霊柩自動車協会等）に協力を要請

(3) 詳細な取組内容

ア 遺体の捜索期間と国庫負担

遺体の捜索期間や国庫負担の対象となる経費等については、厚生省告示「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に基づき、下表のとおり定められている。

区 分		内 容
捜索の期間		災害発生の日から 10 日以内とする。
期間の延長 (特別基準)		災害発生の日から 11 日以上経過してもなお遺体を捜索する必要がある場合は、捜索の期間内（10 日以内）に下記の事項を明らかにして、内閣総理大臣（区長の場合は知事）に申請する。 ・ 延長の期間 ・ 期間の延長を要する地域 ・ 期間の延長を要する理由（具体的に記載すること。） ・ その他（期間延長によって捜索されるべき遺体数等）
国 庫 負 担	対象となる経費	● 船舶その他捜索に必要な機械器具の借上費又は購入費で、直接捜索の作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費 ● 捜索のために使用した機械器具の修繕費 ● 機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び捜索作業を行う場合の照明用の灯油代等
	費用の限度額	金額の多寡にかかわらず「真にやむを得ない費用」の範囲
	その他	● 捜索のために要した人件費及び輸送費も国庫負担の対象 ● いずれも経理上、捜索費と分け、人件費及び輸送費として、それぞれに一括計上

イ 遺体処理の期間等と国庫負担

区 分		内 容
遺体処理の期間		災害発生の日から 10 日以内とする。
期間の延長 (特別基準)		災害発生の日から 11 日以上経過してもなお遺体を処理する必要がある場合は、期間内（10 日以内）に内閣総理大臣（ 区 長の場合は知事）に申請する。
国庫負担の対象となる経費		● 遺体の一時保存のための経費 ● 遺体の洗浄・縫合・消毒の処理等のための費用

ウ 遺体の捜索

(ア) 遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者の捜索は、区が都総務局と協議し、都、警察署等の協力のもとに、作業員の雇上げ、舟艇、機械器具等の借上げを行い、実施するものとする。

(イ) 帳票の整備

遺体の捜索を実施した場合、次の書類・帳票等を整備するものとする。

- a 救助実施記録日計票
- b 捜索用機械器具燃料受払簿
- c 死体の捜索状況記録簿
- d 死体の捜索用関係支出証拠書類

エ 遺体の搬送

区は、作業員を雇い上げ、又は警察署等の協力を得て、遺体を遺体収容所に搬送する。

オ 遺体収容所の設置

(ア) 区は、被害現場付近の適当な場所（寺院、赤塚体育館等の公共施設）に遺体収容所を開設し、必要器具を用意した上で、遺体を収容する。

(イ) 前記収容所に遺体収容のための適当な既存建物がない場合は、テント等を設備する。

(ウ) 開設状況について、都及び警察署へ報告する。

カ 遺体の収容**(ア) 遺体の一時保存**

災害時の遺体は、その顔貌の形状を止めていない場合が多く、識別を正確に行うため、遺体の一時保存を行う。

(イ) 遺体の洗浄等

泥土、汚物等が付着したまま遺体を放置することは、人道上好ましくないのみならず、いたずらに腐敗を速め、感染症発生の原因ともなりかねない。

また、遺体の識別を容易にするためにも、洗浄等の処理が必要となる。

このため、区は、都福祉保健局と協議の上、必要に応じて作業員を雇い上げ、遺体の洗浄、縫合、消毒の処置を実施する。

(ウ) 帳票の整備

a 救助実施記録日計票

b 死体処理台帳

c 死体処理費支出関係証拠書類

キ 遺体に関する情報の共有化

遺体収容所が複数設置された場合は、収容所間で遺体情報を共有化する。また、災害対策本部と他の遺体収容所に遺体情報を報告し、情報の共有化を図る。

第6節 火葬

(1) 対策内容と役割分担

遺体の火葬は、必要に応じて、区において、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を発行するほか、都は、計画に基づき、広域火葬体制を速やかに整備する。

ア 火葬特例の適用・許可証発行について

機 関 名	対 策 内 容
区	● 通常の手続が困難な場合には、緊急時の対応として、迅速かつ確かな処理を期すため、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行

イ 遺体の火葬等

機 関 名	活 動 内 容
区	● 遺体を火葬に付する場合、災害死体送付票を作成の上、指定された火葬場に送付する。 ● 遺骨及び遺留品に、「遺骨及び遺留品処理票」を付し、所定の保管所へ一時保管する。 ● 家族その他から遺骨及び遺留品の引取りの希望がある場合、「遺骨及び遺留品処理票」によって整理のうえ引き渡す。 - a 遺骨処理票 - b 遺留品処理票 ● 帳票の整備 火葬を実施した場合、次の書類・帳票等を整備する。 - a 救助実施記録日計票 - b 火葬台帳 - c 火葬費支出関係証拠書類

■参照（別冊「資料編」）

資料震 2.8.4 遺体処理関係報告様式

ウ 身元不明遺体及び遺骨の取り扱い等

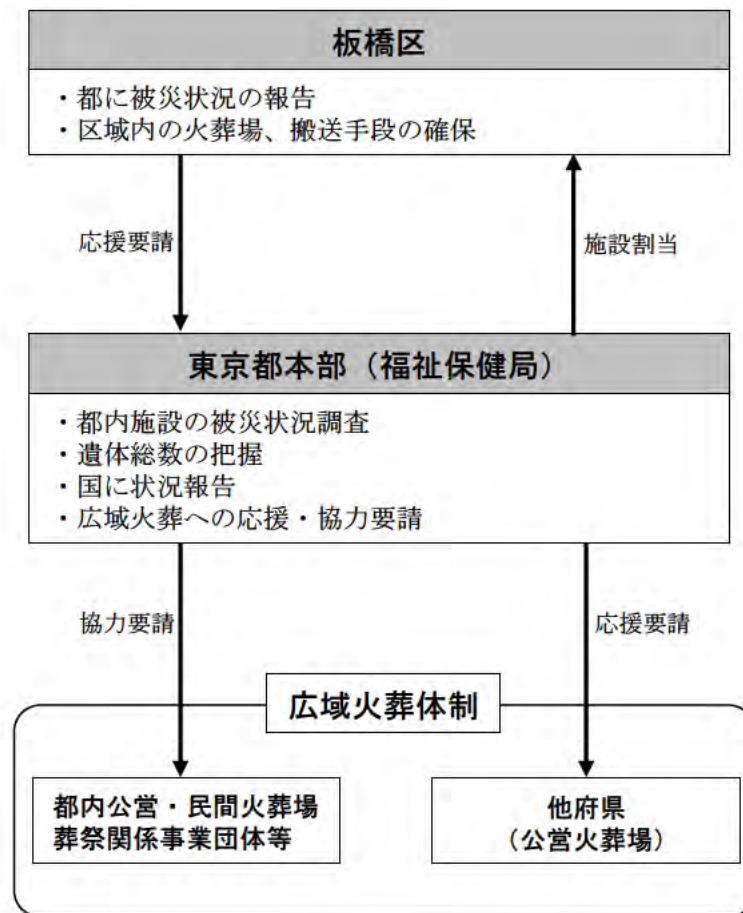
機 関 名	活 動 内 容
区	● 警視庁（身元確認班）より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（おおむね1週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。 ● 引取人のない焼骨については、火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管する。 ● 身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管する。
警視庁 第十方面本部 各警察署	● 区と協力して身元不明遺体の遺骨の引取人を調査する。

エ 広域火葬の実施について

機 関 名	対 策 内 容
区	● 火葬場被害状況の把握 ● 火葬場の被災状況を把握するとともに、棺や火葬場を確保 ● 状況に応じて、都に広域火葬の応援・協力を要請 ● 区民に対する周知 都内で広域火葬が実施される場合、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施と区民への広域火葬体制の広報に努める。 ● 火葬に必要な事項の確認 都の調整の下、割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項、手順等を確認 ● 車両の確保 ● 遺体の搬送に必要な車両を確保 ● 交通規制が行われている場合には、緊急通行車両の標章の交付を受ける。遺体収容所から受入れ火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して、遺体搬送手段の確保を要請
都福祉保健局	● 広域火葬が必要と判断した場合には、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都本部に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬体制を整備 ● 区市町村からの応援・協力要請に基づき、必要性を検証した上で、広域火葬の実施を決定。速やかに区市町村及び関係団体に周知するとともに、近隣県に今後の応援・協力の必要性を含めて通知 ● 対応可能な都内の火葬場に対し、応援を要請し、広域火葬の受け入れについての報告を求める。また、都内で対応が困難な場合には近隣県に対し、応援・協力を要請 ● 各火葬場の受入可能数に応じ、各区市町村に割り振るとともに、当該火葬場及び当該県に対し協力を依頼 ● 火葬場経営者からの応援要請に基づき、他の区市町村及び近隣県等に火葬要員の派遣を要請 ● 遺体の搬送について区市町村から要請を受けた場合は、輸送車両等の確保について、関係機関等へ協力要請する。
都建設局	● 管理する火葬場（瑞江葬儀所）や都納骨堂での受入れを実施 ● 火葬体制の整備に当たり、施設を管理している立場から、関係機関に対して助言、協力を行う。

(2) 業務手順

【火葬体制】



(3) 詳細な取組内容

■ 区

区は、遺体の火葬場への搬送に向けて、都内の公営・民間の火葬場や葬祭関係事業団体等と連携して棺や火葬場を確保し、通行可能な道路にて速やかに搬送する。

■ 都

東京都は、都内の火葬場等の被災状況や区[※]の状況を踏まえ、広域火葬を含めた迅速な火葬体制を整備する。その際、都内公営火葬場は先導的な役割を担う。

第6章 避難者対策

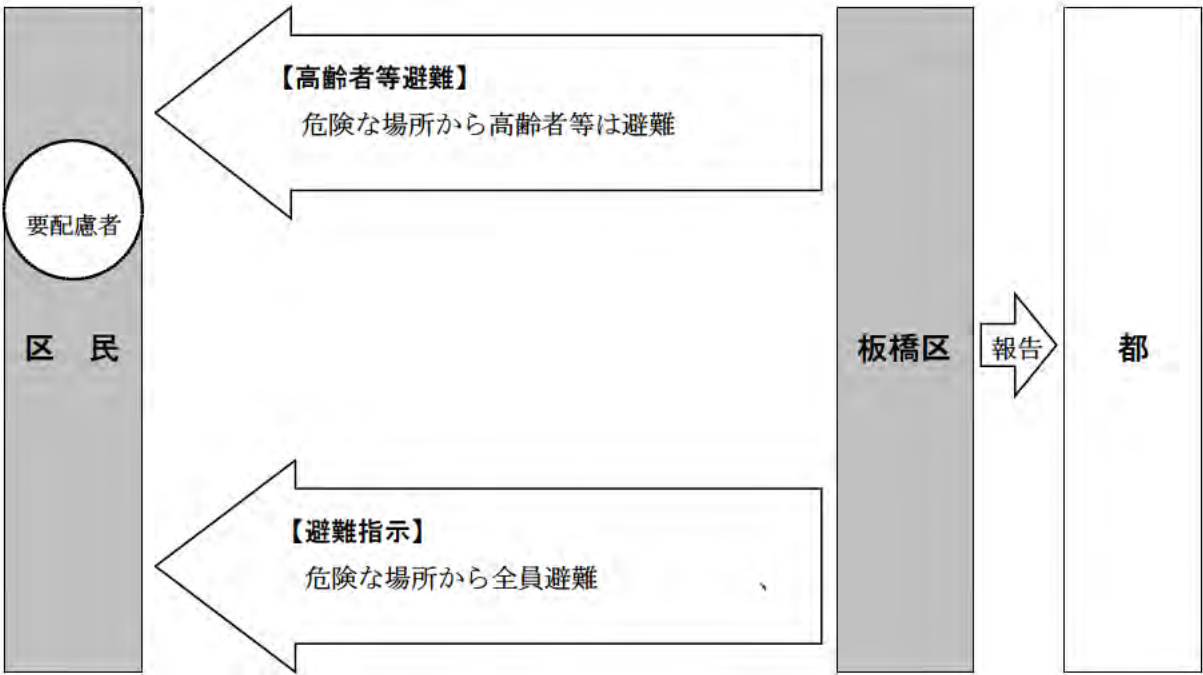
第1節 避難誘導

(1) 対策内容と役割分担

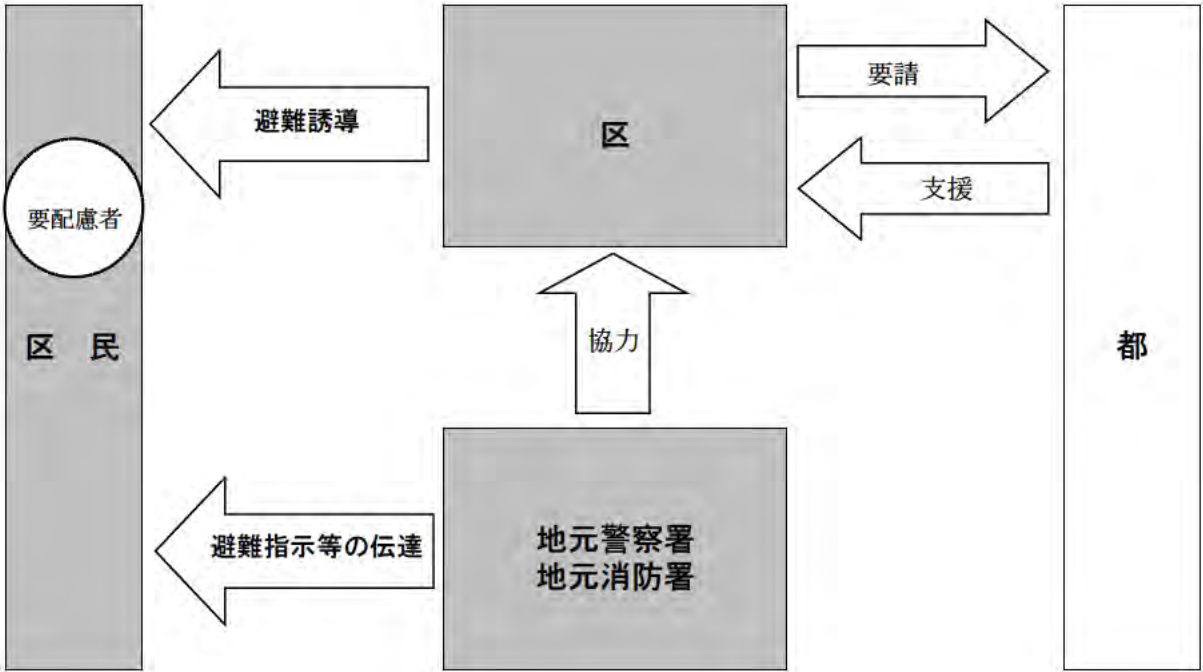
機 関 名	対 策 内 容
区	● 避難指示等 ● 警戒区域の設定 ● 避難誘導 ● 避難行動要支援者に関する情報収集、安否確認 ● 避難場所におけるトイレ機能の確保 ● 水防法に基づく立退き指示
警視庁 第十方面本部 各警察署	● (区長が避難指示できない場合) 警察官による避難指示 ● 区民の避難誘導
都本部	● 災害対策基本法に規定する知事の役割 ● (応急措置、区市町村の代行(避難指示、応急措置)) ● 区市町村からの要請に関する都関係各局との連絡調整 ● 避難指示等の対象地域、判断時期等についての助言
都関係各局	● 区市町村からの要請対応
都福祉保健局	● 要配慮者に関する区市町村及び近隣県市等との連絡調整
都建設局 都港湾局	● 地すべり等防止法に基づく立退き指示 ● 水防法に基づく立退き指示
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	● 災害の進展等により、区民を避難させる必要がある場合の区への通報 ● 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における災害対策基本法第50条に掲げる避難指示等及びその後の区への通報 ● 被災状況を勘案し、必要な情報を区、関係機関に通報 ● 避難指示等の伝達

(2) 業務手順

ア 避難指示等



イ 避難誘導



第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

(3) 詳細な取組内容

ア 避難指示・危険区域等の設定等

■ 区、関係機関

(ア) 一般的基準

避難のための指示の基準は、原則として次のような場合である。

- (a) 大地震時、同時多発の火災が拡大するおそれがあるとき。
- (b) 避難の必要を予想される各種気象警報が発せられたとき。
- (c) 河川が警戒水位を突破し洪水のおそれがあるとき。
- (d) 河川の上流地域が水害を受け、下流地域に危険があるとき。
- (e) ガスの流出拡散、又は爆発のおそれがあるとき。
- (f) 地すべり、山崩れ等により著しい危険が切迫しているとき。
- (g) その他、土砂災害警戒情報が発表される等、区民の生命、又は身体を災害から保護するため必要と認められる場合には避難指示等の発表を行う。

(イ) 避難指示の発令

機関名	内 容
区	● 人の生命、身体を保護するために必要があると認めるとき、区長は、警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限もしくは禁止し、又は退去を命ずる。 ● 地震による火災や土砂崩れなど、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、区長は、地元警察署長及び消防署長に連絡の上、対象地域、対象者及び避難先を定めて、避難を指示する。この場合、直ちに都本部に報告する。 ● 区長は、避難指示等に当たって、国又は知事に対して助言を求めることができ、助言を求められた国又は知事は所掌事務に関して技術的に可能な範囲で必要な助言を行う。 ● 区長は、屋外等で移動して避難所等へ避難する途上で被災することも考えられる場合は、自宅等の屋内に留まったり、建物の上階へ移動（垂直移動）したりする方が安全な場合もありうることから、「屋内での退避等の安全確保措置」を区民に対し指示できる（災害対策基本法第 60 条の 1・3）。
警視庁 第十方面本部 各警察署	● 区長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は区長から要請があった場合は、警察官が居住者等に避難の指示を行う。この場合、直ちに区長に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。 ● 避難の指示に従わない者に対しては、極力説得して任意で避難させる。この場合、現場の警察官は危険が切迫し、特に急を要すると認めるときは、警察官職務執行法に基づく措置をとる。
都本部	● 区から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。
都関係各局	● (水防法に基づく避難指示) ● 水防法第 29 条に基づき、都知事、その命を受けた都職員は津波等によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められる場合、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

	(地すべり等防止法に基づく立退き指示) ● 地すべり等防止法第25条に基づき、都知事又はその命を受けた都職員は、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域内の居住者に対し避難のために立ち退くべきことを指示することができる。この場合においては、直ちに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。 ● 災害発生により、区が大部分以上の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を、区長に代わって実施する。
都福祉保健局	区における要配慮者班の活動状況の把握や区への支援を行うため、「要配慮者対策統括部」を設置し、区の要配慮者対策担当部門及び近隣区市等と連絡調整を図る。
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	● 消防署長は、災害の進展等により、区民を避難させる必要がある場合、区長へ通報する。 ● 消防署長は、人命に危険が著しく切迫し、区に通報するいとまのない場合、関係機関と連携し、区民に避難を指示する。この場合、直ちに区長にその内容を通報する。

【避難情報等と居住者等がとるべき行動】

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
高齢者等避難	● 発令される状況：災害のおそれあり ● 居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難
避難指示	● 発令される状況：災害のおそれ高い ● 居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難
緊急安全確保	● 発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ● 居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保

(内閣府「避難情報に関するガイドライン」を参照)

イ 避難誘導

■ 区、関係機関

機関名	内 容
区	● 避難指示等を発令した場合、地元警察署及び消防署の協力を得て、地域又は町会・自治会、事業所単位に集団の形成を図るため、一時集合場所に避難者を集合させたのち、住民防災組織の班長や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、あらかじめ指定してある避難場所等に誘導する。（2段階避難方式） ● 避難指示等を発令するいとまがない場合又は地域の実情や災害の状況により、必要な場合は、避難場所への直接避難も行う。 ● 地域に配備されている職員は、住民が避難誘導を安全に行えるよう適切な指示を行う。一時集合場所への誘導完了後は、避難所・福祉避難所への誘導を行う 【避難行動要支援者等の避難支援】 ● 高齢者や障がい者、外国人等の避難行動要支援者については、障害の特性や住環境、言語の違いなどを踏まえ、避難方法に配慮して、防災担当部局と福祉担当部局、多文化共生担当部局等との連携の下、地域住民、住民防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。 ● 区は、震災により区民の避難が必要となった場合、避難行動要支援者の避難にあたっては、住民防災組織、民生委員等の協力を得て、避難行動要支援者を優先するとともに、身体等

第6章 避難者対策
第1節 避難誘導

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

機関名	内 容
	の特性に合わせた適切な誘導を考慮し、できるだけ集団避難を行うよう努める。 ● 事前に避難指示等が発せられた場合、避難行動要支援者の自主的避難促進のため、路線バス会社に対し、増発依頼並びに状況に応じバス雇上げにより緊急輸送に努める。
警視庁 第十方面本部 各警察署	● 一時集合場所に集合した地域住民、事業所従業員等を、町会等の役員及び事業所の責任者等のリーダーを中心にした集団単位で、指定された避難場所に避難させる。この場合、避難行動要支援者は優先して避難させる。 ● 火災等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置する。 ● 避難誘導に当たっては、現場での個別広報を行う。 ● 避難場所では、できる限り所要の警戒員を配置し、関係防災機関と緊密に連絡を取り、被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認めた場合の再避難の措置等を講じ、避難場所の秩序維持に努める。
都福祉保健局	● 区における要配慮者の活動状況の把握や区への支援を行うため、「要配慮者対策統括部」を設置し、区の要配慮者対策担当部門及び近隣県市等と連絡調整を図る。
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	● 避難指示等が発令された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況、火災拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、最も安全と思われる方向等を区、関係機関に通報する。 ● 避難指示等が発令された場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車の活用等により避難指示の伝達を行う。 ● 避難指示等が発令された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努める。

ウ 避難場所の運用

- 震災時における区内の避難場所の運用は、原則として都と調整して区が行う。ただし、所在区のみでの対応が困難な場合は都が補完する。
- 区は、以下のとおり避難場所におけるトイレ機能の確保に努める。
- 雨水貯留槽、防災用井戸等によって生活用水を確保し、水洗機能の回復を図る。
- 水洗トイレが不足する場合は、仮設トイレ等を確保し、対応する。
- 避難場所等において、非常用便槽等を活用できる施設がある場合は、区が組立てトイレ等を備蓄により確保する。
- 都災害対策本部は、区から避難場所の運用に必要な措置の要請があった場合、ただちに都各局又は関係機関等へ指令を発し、速やかに要請事項を実施する。
- 避難が長期化することが見込まれる場合は、周辺の火災等に配慮して避難所等への誘導を行う。
- 避難場所のうち、荒川河川敷については荒川下流防災施設運用協議会による「荒川下流防災施設活用計画」で、城北中央公園については東京都が大規模救出活動拠点としての運用が計画されている。住民の避難と計画通りの運用が両立して行えるよう、区は関係各機関と連携して対処する。

エ 幼稚園及び小・中学校における避難

(ア) 基本方針

幼稚園、小・中学校における園児、児童生徒の生命保護の万全を期するものとする。各学校は、教職員の役割を明確にするため、施設ごとに防災計画書を作成する。

(イ) 学校（幼稚園）における避難態勢

学校長（幼稚園長）を総指揮者とする避難対策組織を各学校（幼稚園）において編成する。あいキッズ活動時においては学校長・教職員と運営者で協力して避難態勢を編成する。



(ウ) 避難要領

各教職員は、園児・児童・生徒の生命及び身体の安全を図るため、明確適切な処置を指示する。

時期	対策内容
震動初期	a 火の始末 職員室、特別教室等火気使用場所はすぐ火を消す。 b 校内活動時 (a) 直ちに「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所を判断し、そこに身を寄せ、揺れが収まるまで様子を見る。 (b) 教員の指示に従う c 校外活動時 (a) グループ活動時には、声をかけ合い、あわてずまとまって行動する。 (b) 家に帰ろうとしてあわてて駅に行かない。 (c) 海や川の近くにいるときは、できるだけ高い所に逃げる。 d 登下校時 (a) 周囲の状況を十分に確認して、「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に身を寄せる。 (b) ブロック塀や屋根瓦、マンホールなどに近寄らない。 (c) 公共交通機関を使用している場合は、係員の指示に従う。 e その他 (a) 震動の激しい時は移動しない。 (b) あいキッズ活動時は校舎内にいる教職員等の指示に従う。
震動後	学校長、園長は、一時避難場所（校庭）への移動等必要な指示をするとともに、情報の収集に努める。
避難	a 学校からの避難場所への避難については板橋区災害対策本部教育部の指示及び災害情報等を受けて学校長が状況を判断し実施する。 b 避難誘導は責任者の指示に従って行う。
保護者への引渡し	学校は、保護者等が児童等を迎えに来たときは、安全に避難できることを確認してから、児童等を引き渡す。

オ 保育園及び児童館における避難

(ア) 基本方針

震災時における園児・児童の生命及び身体の安全の確保を図るため、保育園及び児童館・あいキッズ等における災害予防、応急対策について万全を期する必要がある（あいキッズは前頁も参照）。

このため、各施設は、それぞれ避難並びに応急保育・児童館活動に関する計画

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

を樹立しておくものとする。

(イ) 避難対策

時期	対策内容
事前準備	a 園（館）長、事業者は、施設の立地条件を考慮した上、災害時の応急保育（児童館活動）計画、指導の方法などについて、あらかじめ適正な計画を立てておくものとする。 b 園（館）長、事業者は、災害の発生に備えて、次のような措置を講じなければならない。 (a) 園児や児童が施設の管理下にあるとき、その他保育活動等の多様な場面において発災した際に、緊急避難等の指示が行えるよう、避難計画を立案し、園（館）の活動に位置づける。 (b) 区、警察署、消防署（団）、地域医療機関及び保護者への連絡網並びに協力態勢を確立する。 (c) 勤務時間外における職員の参集、連絡態勢、役割分担等の計画を作成し、職員に周知する。
災害時の態勢	a 園児や児童が施設の管理下にあるときに発災した場合、施設が安全と確認できた場合は施設内に保護するものとし、被害が差し迫っている場合は避難計画に基づいて、避難行動を行うこととする。保護者に対しては、避難計画に基づいて、園児及び児童の安全な引渡しを図る。なお、児童については、帰宅における安全を確認し、保護者等と連絡の上、児童を帰宅させる場合もある。 b 園（館）長、事業者は、園児、児童や職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、子ども家庭部又は教育委員会へ報告しなければならない。 c 園（館）長は、状況に応じ、臨時休園（館）等の適切な措置をとる。
災害復旧時の態勢	園（館）長は、災害の推移を把握し、子ども家庭部又は教育委員会と緊密な連絡を図るとともに、平常保育（児童館活動）に戻すように努める。その時期については早急に保護者に連絡する。

第2節 避難所の開設・運営

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区	● 避難所の開設 ● 福祉避難所の開設 ● 避難所の運営等対策 ● 避難所が不足する場合、野外に受入施設を開設 ● 食料・生活必需品等の供給 ● 炊き出しその他食品・生活必需品等の給与の実施が困難な場合は、都福祉保健局に応援を要請 ● 避難住民に対する健康相談 ● 「環境衛生指導班」による飲料水の衛生指導 ● 「食品衛生指導班」による食品の安全等環境衛生の確保 ● 避難住民に対する食品の衛生的な取扱指導 ● 避難所におけるトイレ機能の確保 ● 公衆浴場の確保及び区民への情報提供 ● 避難者のための通信手段確保（特設公衆電話等の手配） ● 感染症予防についての避難住民への周知、患者発生時の感染拡大防止対策 ● 避難所における防火安全性の確保
都本部	● 必要な避難所等の確保のための区市町村支援
都財務局	● 野外受入施設の開設に向けたテントの調達
都福祉保健局	● 避難所及び福祉避難所開設状況の把握 ● 避難所管理運営に関する支援 ● 避難所・福祉避難所・社会福祉施設等への福祉専門職派遣による運営支援 ● 区市町村の避難住民に対する健康相談支援 ● 野外受入施設設置に必要な資材に関する連絡調整 ● 保健医療福祉調整本部としての位置づけの下、保健医療福祉活動の総合調整を図る。 ● 「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の確保 ● 「食品衛生指導班」による食品の安全確保 ● 避難住民に対する食品の衛生的な取扱指導 ● 区市町村の衛生管理対策支援 ● 生活必需品等の配分について区市町村から要請があった場合、都福祉保健局は、都総務局等に応援を依頼するとともに、日本赤十字社に対して東京都赤十字救護ボランティア等の応援要請等の措置を講ずる。
都教育庁	● 都立学校に避難所を開設する場合の避難所運営協力の支援
日赤東京都支部	● 日赤各地区からの申請により、避難住民に対して災害救援物資を配分 ● 避難住民に対するこころのケアを実施

(イ) 開設、避難者の受入れ等

- 避難所隊※の区職員等は、区災対本部長からの指示を受け、町会・自治会等の地域代表者等から選任される避難所長や近隣協力員、教職員と協力し、速やかに避難所を開設し、被災者の受入れ態勢を整え、被災者を避難させる。

※「避難所隊」とは

- 区では、発災後の初動期の活動を行う区職員として、区災対本部長が、次の「特別活動員」を指定する。
①地域班、②情報隊、③避難所隊、④一時滞在施設隊班、⑤緊急医療救護班、⑥特命機動班
- このうち、避難所隊は、次の対応を行う。
(ア) 配備の命令を受けたときには、直ちにあらかじめ指定された避難所に参集しなければならない。
(イ) 避難所隊は避難所長の指揮のもと、避難所開設運営に関する業務及び特命事項に関する業務に従事するものとする。

(参照：第2部第6章第5節第2の1の(1)エ及び(2)エ)

- 被災者の受入れは、可能な限り町会・自治会単位に被災者の集団を編成し、住民防災組織等と連携して班を編成した上で、受け入れる。
- 避難所は、命をつなぐ場となるため、自宅に避難が可能な区民に対しては、自宅に避難を促す。
- 学校のBCP（業務継続計画）を踏まえ、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等を考慮し、早期復旧の必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

(ウ) 開設の期間

避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする（災害救助法施行規則による）。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、都知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を受ける。

(エ) 避難所の確保

- 避難所又は避難が可能な場所は、区立小中学校以外にも多様な手段で確保に努める。
- 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、福祉避難所の確保に努める。
- 必要により避難が可能な場所は、民間賃貸住宅等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

(オ) 避難者への情報提供

- 避難者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、掲示板、ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、Wi-Fi環境、FAX、SNSでの情報発信等の整備を行う。被災者の特性に応じた情報提供手段をとるものとする。
- 避難所内部における物資の供給場所や供給方法の連絡などの情報提供は、拡声器等の音声によるものと併せて掲示やビラ等文字による情報提供を実施し、要配慮者等にも情報が確実に提供できるよう配慮する。
- デジタル同報通信システムの整備に伴い、体育館内においても無線による放送内容が確認出来るよう設置された、体育館モニタリング局設備を活用し、J-ALERTによる緊急情報や避難指示等についても、瞬時に情報提供を行う

ものとする。

(カ) 運営体制（開設時の留意事項）

- 避難所を開設した場合は、町会・自治会等の地域代表者等から運営責任者（避難所長）を置き、地域毎や役割毎の班をつくり、それぞれ班長を置く。
- 避難所の運営は、地域コミュニティを形成している高齢者や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。
- 運営責任者は、避難者数・被害状況・要配慮者の状況・必要物資などを速やかに把握し、関係機関との連携に努める。
- 運営責任者（避難所長）及び運営に係る区民や避難者は、避難所の運営に際して、男女のニーズの違い等男女双方の視点のほか、LGBTQをはじめとする性的マイノリティ、高齢者、障がい者、乳幼児、児童等の要配慮者等の視点に配慮する。
- 学校教職員は、学校危機管理マニュアルや学校防災計画等に従い、避難所開設及び運営に協力する。
- 子どもが災害に遭遇して強い恐怖や衝撃を受けた場合、不安や不眠などのストレス症状が現れ、場合によってはその後の成長や発達に大きな障害となることがあることから、メンタルケアや安心して過ごせる居場所を作るなどの環境づくりに努める。
- 避難所の運営にあたっては、要配慮者の居室とトイレを接近させるなどの配慮や室内外の出入口等の段差の解消、車椅子等が通れる通路の幅員確保（バリアフリー化された場所を推奨）などに努める。
- 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いに配慮する。
- 家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底するとともに、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
- 福祉避難所の運営にあたっては、施設管理者や区職員等が協力し、不足する場合は、都福祉保健局に応援職員を要請する。
- 福祉避難所等において運営に支障を来している場合、東京都災害福祉広域調整センターへ福祉専門職員の派遣を要請する。派遣を受けた場合、福祉専門職員の福祉避難所等への派遣調整を行う。
- 区災害ボランティアセンター等を通じて、避難所で活動するボランティアを派遣する。
- 円滑な避難所運営の実施のため、ボランティア・市民活動団体等との連携を図る。
- 避難所の運営にあたって、次のボランティアの協力が必要な場合は、区のいたばし総合ボランティアセンターと協議のうえ、以下のとおり要請する。
 - a 避難所における外国人を支援するための防災（語学）ボランティア→外国人災害時情報センター

- b 福祉関連のボランティア→都福祉保健局
- ボランティアや職能団体等、専門性を有した外部支援者等の協力を得られるよう努めるとともに、必要に応じて、他の地方公共団体に対して協力を求める。
- 水（水道、受水槽、プール等）や備蓄物資の確認を行い、特に飲料水が不足する場合は、早急に災対福祉部経由で給水を要請する。
- 被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を災対福祉部で回答するよう努めるものとする。

(キ) 報告

a 区への報告

区避難所隊又は学校防災連絡会構成員は、避難所を開設した後、速やかに区災対本部長（区災対福祉部経由）に報告する。

b 都・関係機関への報告

- (a) 避難所を開設したときは、区災対本部長は、開設日時、場所、避難者数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式により、都福祉保健局及び地元警察署、消防署等関係機関に報告する。
- (b) 都福祉保健局への報告は、原則として東京都災害情報システム（DIS）への入力等により行う。なお、個別の連絡調整については、東京都防災行政無線で行う。
- (c) 福祉避難所を開設したときは、施設管理者は、開設日時、場所、避難者数（介護等に特段の配慮を要する避難者の数とその状況を含む。）、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、速やかに所定の様式により、都福祉保健局及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡する。また、都立施設について、状況に応じ、福祉避難所としての利用を検討する場合は、都福祉保健局と連絡調整する。

c 避難者等に係る情報収集及び報告

避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、都等へ報告を行う。

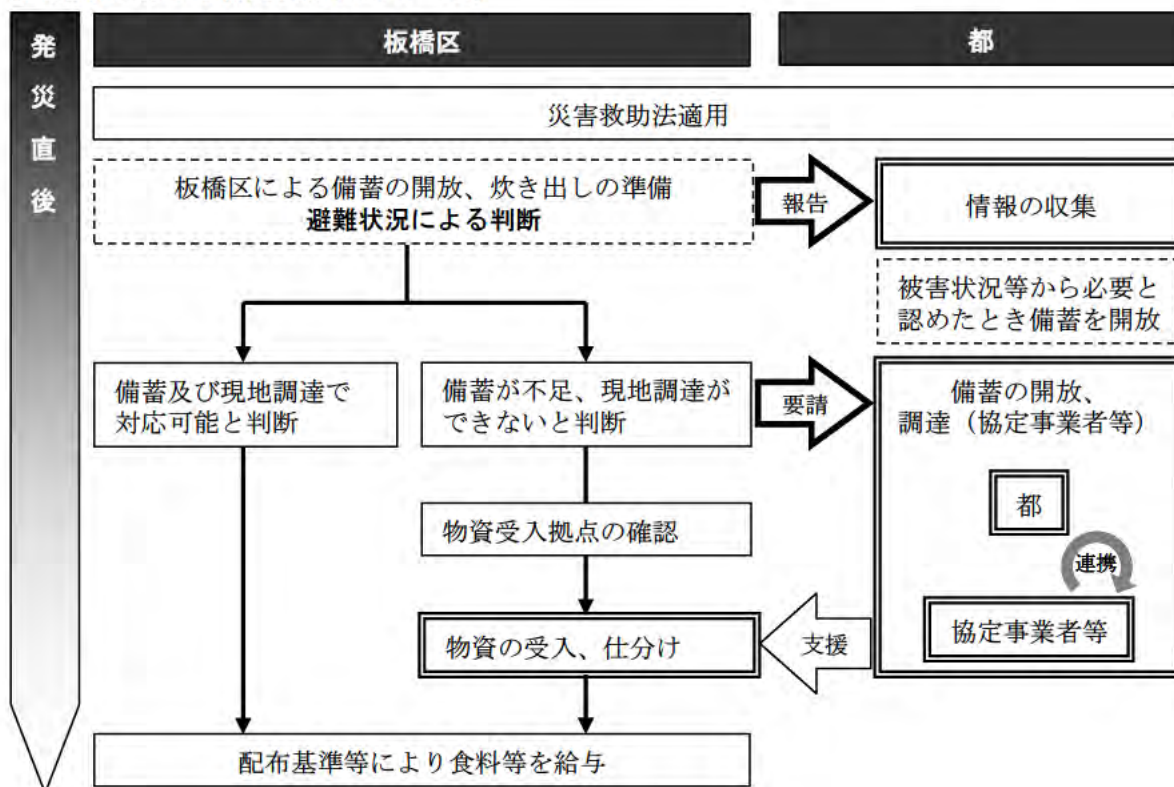
イ 食料・生活必需品等の供給・貸与

- 被災者に対する食料・生活必需品等の供給・貸与は、区が開設する避難所等において、災害救助法に定める基準を参考に必要に応じて弾力的に行う。
- 食料の確保等にあたっては、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーへの配慮に努める。
- 炊き出し等の体制が整うまでの間は、都及び区の備蓄又は調達する食料等を支給する。
- 被災者に対する炊き出しその他による食品給与の配布基準は、原則として、災害救助法施行細則を参考に必要に応じて弾力的に定める。

- この基準により難い事情がある場合（期間の延長、特別基準の設定）は、避難所開設期間延長の承認申請と同様に、別途、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を得て定める。

（第2部「第11章 物流・備蓄・輸送対策の推進」参照）

【避難所における物資供給のスキーム】



ウ 飲料水の安全確保

- 区は、避難所での飲料水の安全を確保するため、飲用に供する水の消毒確認を行う。
- 区は、環境衛生指導担当を指定し、それ以後の消毒について、消毒の確認を行う。

■参照

第2部第8章第5節第3「1 防疫体制の確立」

エ 食品の安全確保

- 都及び区は、食品衛生指導担当を指定し、食品の安全を確保する。
- 都及び区（食品衛生指導担当）は連携し、避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。
 - 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立
 - 食品の衛生確保、日付管理等の徹底
 - 手洗いの励行
 - 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底
 - 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底
 - 情報提供
 - 殺菌、消毒剤の適切な使用

(h) 乳幼児、高齢者などの食事の特性に応じた衛生指導

■参照

第2部第8章第5節第3「1 防疫体制の確立」

オ トイレ機能の確保

- 被災後、断水した場合には、学校のプール、雨水貯留槽等で確保した水を使用し、機能の回復を図る。
- 発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、区は、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを確保し、対応する。
- 発災後4日目からは、区は、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。
- 備蓄分が不足した場合には、区は都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。

カ 避難所の運営等

(ア) 避難所の運営方針

- 被災者は、着の身着のままで、避難してくる事が予想されるので、迅速な対応に心掛けるものとする。
- 避難所の運営にあたっては、町会・自治会、地域の防災リーダー等と協力し、円滑、かつ公平な運営に努めるものとし、女性、乳幼児・児童及び高齢者や障がい者等の要配慮者に対しては、福祉施設等の活用も考慮し、対応するものとする。
- 避難所の運営に際しては、特に女性に配慮したプライバシーの確保に努めるものとする。
- 区は、避難所を効果的に運営するために、避難所運営協議会の設置を支援する。避難所運営協議会が設置され、避難者による避難所の自主運営態勢が確立した場合は、区は側面からの援助とし、避難所の状況や要望等について、災害対策本部に報告のうえ対応するものとする。
- 避難所隊及び避難所班は、避難所の運営にあたるものとし、避難所長及び教職員等と協力し、避難者の支援活動を行うものとする。
- 校長及び教職員は、児童・生徒及び来校者の安全確保や施設点検を行った後は、避難所運営の支援を行い、教育の早期復旧に努めるものとする。
- 避難所班は、避難所の統合・廃止に伴い、避難者の移動や生活支援・福祉施策等について対応する。

(イ) 避難所における職員の任務

事項	内容	備考
一般的な事項	(a) 施設の点検、被害調査 (b) 児童・生徒の救護及び保護者への引渡し (c) 職員の初動態勢づくり (d) 避難所班の派遣要請 (e) 受入れ者の受付・名簿作成 (f) 受入れ者の組織編成 適当な人員ごとに班を編成し、班長を決める。班	

	長には町会・自治会等の役員をあてることが望ましい。	
	(g) 避難所に送付される食料及び物資の受払い (h) 施設の保安全管理	
記録に関する こと※	(a) 避難者名簿	様式 1
	(b) 物品受払簿	様式 2
	(c) 避難所開設日誌	様式 3
	(d) 避難所受入れ状況報告	様式 4
	(e) 避難所勤務状況表	様式 5
	(f) 支援物資等の受領書	様式 6
本部への報告 事項	(a) 避難所開設（閉鎖）報告	
	(b) 避難所受入れ状況報告	
	(c) 給食状況の報告 (朝食、昼食、夕食の見込み人員・済人員)	

※記録用紙は、備蓄倉庫等に配備しておくものとする。

■参照（別冊「資料編」）
資料震 2.10.6 避難所関係様式

（ウ） 男女のニーズに配慮した避難所運営

- 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。
- 特に、女性専用の物干し場、男女別の更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、パトロールの実施や照明の配置による視認性の向上など避難所における防犯・安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- LGBTQをはじめとする性的マイノリティ等のニーズに配慮する。

（エ） 要配慮者に配慮した避難所運営

- 要配慮者の特性に応じて必要となる物品を確保する。備蓄物資は要配慮者を優先として配布を始める。
- 要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、障がい特性や個々の状態、ニーズを把握し、必要に応じ福祉避難所へ移送し、福祉施設等への入所、介護職員等の派遣について、介護保険事業所等へ要請する。
- ニーズ等への対応
 - 飲食については、個々の要配慮者のニーズに応じた提供ができるように努める。例）別献立や別食材、食材の大きさや硬さの調整、味付け等
 - トイレは洋式を用意するとともに、介護用のおむつなど生活用品についても可能な限り確保に努める。
 - 避難所内での巡回相談や相談窓口等を設けて、要配慮者のニーズ等の把握に努めるものとする。
- 福祉避難所への移送
 - 福祉避難所の運営は、障がい特性に応じた支援が必要である。また、小中学校の避難所から福祉避難所への移送が必要な場合もあり、移送手段についても確保する。

- 要配慮者の健康状態等を踏まえ、避難所での生活が困難と判断した場合は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画等による優先度を考慮し、福祉施設等の福祉避難所に移送し、介護など必要なサービスを受けられるように配慮する。

(オ) 在宅の要配慮者支援

区は、避難所及び福祉避難所以外にも、自宅等に在宅している要配慮者に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(カ) 生活・衛生環境の確保

- 区民の避難所への適正誘導及び収容並びに過密状況を把握する。
- 立入禁止区域、土足禁止区域、喫煙（分煙）区域を設定する。
- 避難所屋内施設は火器の取り扱いに注意し、禁煙とする。
- 停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。
- 避難住民の生活環境上必要な物品を確保する。
- 区は、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成し、避難所における健康相談、その他必要な保健活動を行う。
- 避難の長期化等必要に応じて、必要な措置を講じるよう努める。
 - 避難者や避難所に係わる運営スタッフ等の健康状態及び医師や看護師等による巡回の必要性を把握し、必要な措置を講じるよう努める。
 - プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみの処理状況など、避難所の衛生状態等の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
- ごみの適切な排出方法・集積場所、トイレの使用方法・設置場所など、避難住民への衛生管理上の留意事項を周知する。
- 歯と口の健康維持および誤嚥性肺炎予防のために口腔ケア（歯みがき等）の励行を周知し、健康維持に努める。

(キ) 避難所における感染症対策

- 受付時等に避難者に対し体調の確認を行い、発熱や咳等の症状がある避難者を、症状のない避難者とは別の部屋を確保する等して、動線が極力交わらないようにする。
- 避難所内では扉を開放したり、極力窓開ける等して十分な換気に努めるとともに、避難者同士の距離をなるべく離すよう留意する。
- 手指消毒剤の使用や、手洗い、咳エチケット等、避難者に基本的な感染症対策を徹底してもらうよう呼びかけを行う。
- 感染症流行期においては、発熱や咳等の症状が無くても、避難者に対し避難所内でのマスクの着用を呼び掛け、必要に応じ備蓄のマスクを配付する等して飛沫感染の防止を図る。また、指定避難所への避難だけでなく「在宅避難」や「安全な親戚、友人宅等への避難（縁故避難）」等の避難方法を周知する。
- 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、災害対策本部と衛生

対策班が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(ク) 防火安全対策

- 避難所の管理責任者は施設管理者等を防火担当責任者として指定し、防火安全対策を講じる。

キ 公衆浴場等の確保

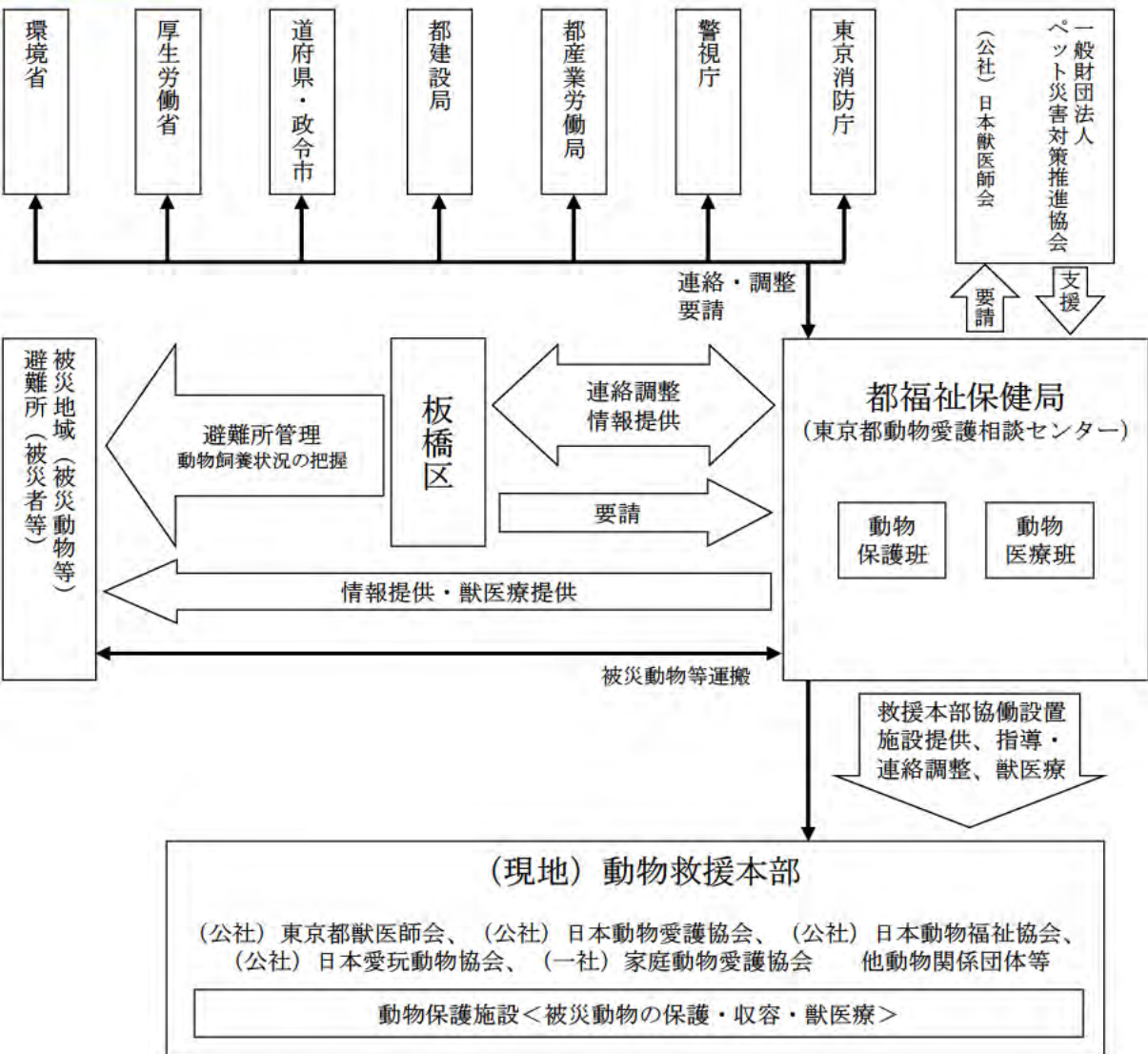
- 区災対福祉部は、保健所（災对生活衛生班）と連携して公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握する。
- 避難住民に対してその情報を提供するとともに浴場等の確保に努め、避難所の衛生管理を支援する。

第3節 動物救護

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区	● 同行避難動物の飼養場所等の確保 ● 避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供 ● 避難所等における動物の適正飼養の指導等
都福祉保健局	● 被災動物の保護 ● 関係団体等との連絡調整 ● 関係団体等との協働による「動物救援本部」の設置 ● 避難所等における動物の適正飼養の指導等

(2) 業務手順



(3) 詳細な取組内容

■ 区

ア 動物の避難及び救護活動

(ア) 同行避難の勧告

区長は、動物の飼い主が避難するときは、区の指定する避難所に、極力、動物を定められた動物避難設備（ケージ等）に収容し、又は動物用の綱（リード）をつけ同行するよう勧告するものとする。

なお、動物とは一般家庭で飼育されている登録犬、猫、小鳥その他小動物とする。

(イ) 避難所における動物の適正な飼養

● 動物避難設備への収容

避難所では、動物専用の区画を設定し、動物救護所を設置する。飼い主は、定められた動物避難設備（ケージ等）に動物を収容するものとする。

● 飼い主の飼育管理

飼い主は、平素から同行避難することを想定し、動物用の食料や用具を揃えたとともにしつけを行うものとする。避難所では、他の避難者との共生を図るよう努めるものとする。

● 負傷動物の救護及び治療

区長（本部長）は、板橋区獣医師会等に対して、避難所における負傷動物の救護及び治療にあたるよう要請することができる。

● 区は、開設した避難所に、動物の飼養場所を避難所施設に応じて確保する。避難所内に同行避難動物の飼養場所を確保することが困難な場合は、近接した避難所等に飼養場所を確保する。

● 区は、災害時の動物の同行避難や保護の観点から、動物愛護協力員（動物愛護ボランティア）等との協力体制について検討する。

● 都福祉保健局は、区と協力して、飼い主とともに同行避難した動物について、以下の取り組みを行い、適正飼養を指導する。

- 各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等
- 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整
- 他縣市への連絡調整及び要請

(ウ) 負傷動物救護所及び動物救護センター

区長は、負傷動物救護所及び動物救護センターを設置することができる。

イ 都への協力

区等関係機関や都獣医師会等関係団体は、都が、危害防止及び動物愛護の観点から実施する、負傷又は放し飼い状態の動物の保護や適正な飼養に関する対策に協力する。

第4節 車中泊

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区	● 車中泊者発生抑制に向けた普及啓発 ● 避難所環境の整備促進 ● 車中泊等の状況把握及び都福祉保健局への報告 ● 避難所に来訪できない車中泊者への必要に応じた支援（エコノミークラス症候群等防止のための普及啓発等）
警視庁 第十方面本部 各警察署	● 大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼に係る普及啓発
都本部	● 車中泊者発生抑制に向けた普及啓発 ● 車中泊者等に関する区市町村への情報提供 ● 必要な避難所確保のための区市町村支援（再掲）
都福祉保健局	● 車中泊者発生抑制に向けた普及啓発 ● 車中泊者等の情報収集（区） ● 避難所管理運営に関する支援

(2) 詳細な取組内容

発災時には、以下の通り対応することを原則とするが、地域性や避難所運営組織等の状況を踏まえ、適切な対応を図る。

■ 都、区

- 都における震災時の車中泊に係る基本的考え方（P529）に基づき、啓発事項（P529）について、発災後にも積極的な呼び掛け等を行い、混乱を防止する。

■ 区

- 多様な避難者が安全に安心して避難生活を送れるよう、平素から避難所環境の整備等に努める。
- 区は、車中泊など避難所に滞在することができないと判断した被災者等を含めた避難者等に係る情報の早期把握に努める。
- 健康面等についての相談・支援などは、区において現行で想定されている体制の中で、必要に応じて都や地域等と連携の上、対応に努める。あわせて、エコノミークラス症候群等防止のための普及啓発等に努める。

第5節 ボランティアの受入れ

(1) 対策内容と役割分担

避難所の運営におけるボランティアの受入れについて、必要な流れを示す。

機 関 名	対 策 内 容
区	「避難所管理運営の指針」に基づいたマニュアル等の業務手順によるボランティアの派遣要請及び受入れ - 区災害ボランティアセンターにおいて、必要なボランティアを派遣 - 円滑な避難所運営の実施のため、ボランティア・市民活動団体等との連携
いたばし総合ボランティアセンター	区・社会福祉協議会と協働し、区災害ボランティアセンターを設置し、必要なボランティアを派遣
都生活文化スポーツ局	- 東京ボランティア・市民活動センターと協働で、東京都災害ボランティアセンターを設置・運営し、区市町村災害ボランティアセンターを支援 - 東京都防災（語学）ボランティアを派遣
都福祉保健局	福祉関係団体等の協力によるボランティア派遣について、区市町村に対する広域的支援

(2) 詳細な取組内容

■ 区

ア ボランティア受入体制の整備

区は、避難所におけるボランティア受入が円滑に実施出来るよう、体制整備を図る。

また、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。

イ 都等への要請

- 区は、避難所の運営にあたって、次のボランティアの協力が必要な場合は、区のボランティアセンターと協議のうえ、以下のとおりボランティア派遣を要請する。
 - 避難所における外国人を支援するための防災（語学）ボランティア【外国人災害時情報センター】
 - 福祉関連のボランティア【都福祉保健局】
- 区は、「避難所管理運営の指針」に基づいた避難所運営マニュアル等の業務手順により、ボランティアを受け入れる。なお、女性の避難者やボランティアへの安全に配慮する。

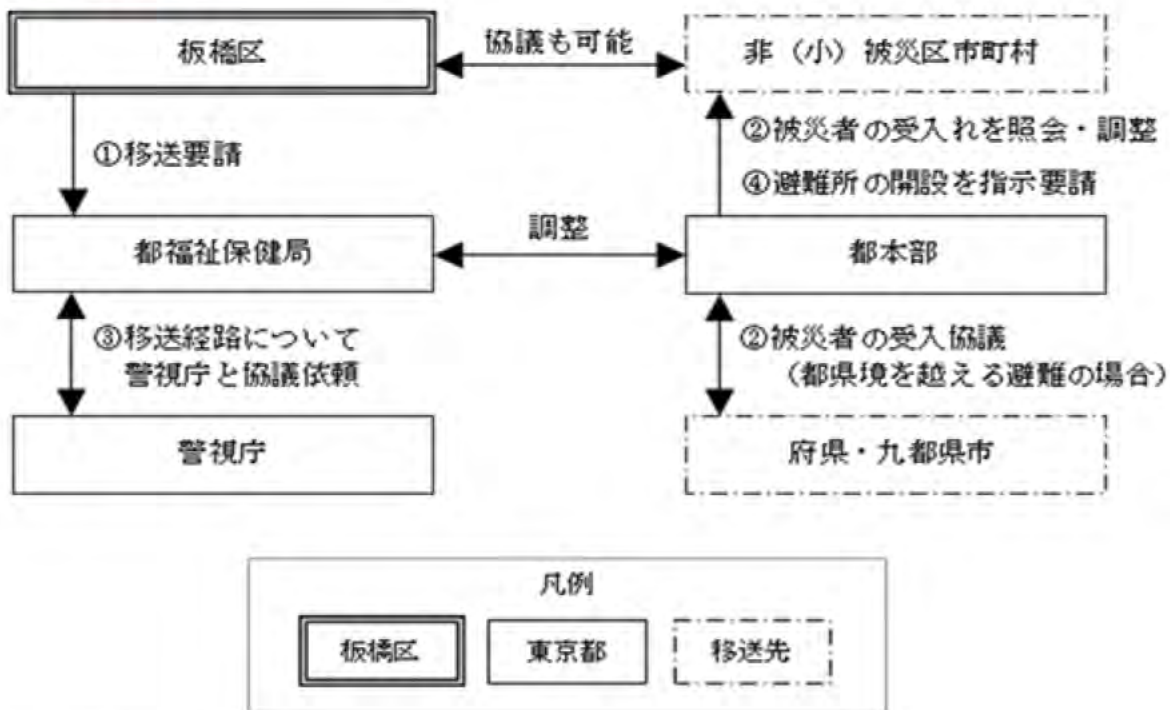
第6節 被災者の他地区への移送

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区	(被災地側) ● 他区市町村への避難についての調整 ● 移送について知事（都福祉保健局）に要請 ● 移送先における避難所運営者を決定し、移送先へ派遣 ● 移送後の避難所運営への積極的な協力 (受入側) ● 受入態勢を整備 ● 移送後の避難所運営
都本部	● 都県境を越える避難についての調整 ● 被災者の移送先の決定
都福祉保健局	● 移送先の区市町村との調整 ● 被災者の移送方法を決定、移送手段の確保 ● 区市町村による要配慮者等の移送支援

(2) 業務手順

【移送先の決定】



(3) 詳細な取組内容

ア 移送・受入れ要請

- 区長（本部長）は、区の避難所に被災者を受け入れることが困難なときは、被災者の他地区（近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接県）への移送について、知事（都福祉保健局）に要請する。なお、相互応援協定等の締結先区市町村や、他の区市町村長に協議した場合、その旨を都知事に報告しなければならない。

【都による代替措置】

知事は、区市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合で、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在の必要があると認めるときは、全部又は一部を当該区市町村長に代わり実施する。

- 必要に応じて、災害時相互援助協定等に基づき、協定自治体に対し、被災者の受入れ施設の提供を要請する。

【広域避難体制の整備】

首都直下地震等の大災害時における区の災害関連死者数減少のため、区及び8県13自治体（栃木県日光市、山梨県都留市、千葉県鴨川市、群馬県渋川市、茨城県かすみがうら市、茨城県桜川市、新潟県田上町、福島県白河市、山形県最上町、新潟県妙高市、群馬県高崎市、群馬県沼田市、山形県尾花沢市）と締結している「災害時相互援助協定」を改定することを令和5年8月に合意し、被災していない自治体への「広域避難（都県外広域一時滞在）」が可能となる体制を構築する。

イ 避難所管理者の派遣

- 都及び協定自治体に被災者の他自治体への移送を要請した場合は、所属職員の中から移送先等における避難所管理者を定め、移送先等へ派遣するよう努める。

ウ 被災者の受入れ

- 都から被災者の受入を指示された場合は、直ちに避難所を開設し、受入れ態勢を整備するものとする。この場合、避難所の運営は、次の役割分担で行う。

【本区で被災者を受け入れる際の役割分担】

対策	実施主体
避難所の運営	板橋区
避難所の運営への協力	移送元の自治体

- 災害時相互援助協定等に基づく、受入れ施設の提供を要請された場合も、上記と同様の措置をとる。

エ 人員の輸送計画

（ア） 人員輸送車の調達

- 区において必要とする車両等は、庁舎管理・車両班が調達するが、庁舎管理・車両班は同時に各関係機関に対する協力要請の窓口とする。
- 区内路線バス会社及び区内観光バス会社より雇い上げる。この場合、事前に供給協定を締結しておくものとする。

（イ） 人員の輸送

被災者の他自治体への輸送は、原則として区が都福祉保健局の協力を得て実施する。この場合には都財務局から提供されるバスを使用する。

第7節 帰宅困難者対策

第1 帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応

(1) 情報収集と判断

ア 対策内容と役割分担

機 関 名	内 容
区	- 区内の滞留者へ発災直後からの安全確保について呼びかけ - 区内の混雑状況や被害状況、交通機関運行状況、一時滞在施設の安全確認状況等について情報収集したうえで、一斉帰宅抑制や一時滞在施設の開設の可否を判断
都総務局	- 都本部内に、帰宅困難者対策部門を設置 - 都内滞留者へ発災直後からの安全確保について呼びかけ - 都内の混雑状況や被害状況、交通機関運行状況、一時滞在施設の安全確認状況等について情報収集したうえで、一斉帰宅抑制や一時滞在施設の開設の可否を判断
国 都交通局 東日本旅客鉄道 東京支社 東武鉄道 東上業務部 東京地下鉄	公共交通機関の運行状況等について情報収集し、適宜都や区市町村と共有

イ 詳細な取組内容

■ 都、区、関係機関

- 都は、都本部内に、帰宅困難者対策部門を設置し、帰宅困難者対策の対応をする。
- 区及び都は、発災直後から、都内の滞留者に対し報道機関や SNS 等を活用するなどしてなるべく迅速に安全確保のための行動を呼びかける。
- 区及び都は、都内滞留者の一斉帰宅の抑制や一時滞在施設の開設の要否等を判断するため、混雑状況や被害状況、交通機関の運行状況、一時滞在施設の安全確認等の準備状況等について情報収集し、適宜 DIS 等で共有する。
- また、都が開発中の帰宅困難者対策オペレーションシステムについても、都本部において利用可能な機能を順次活用し、GPS 情報に基づく混雑状況や SNS 投稿情報に基づく被害状況等を収集し、対応する。
- 公共交通機関の運行状況については、帰宅困難者の動向に大きな影響を与えるため、国や都、区や交通事業者が連携して情報を共有し、区内滞留者へ適切に発信する。

(2) 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入

ア 対策内容と役割分担

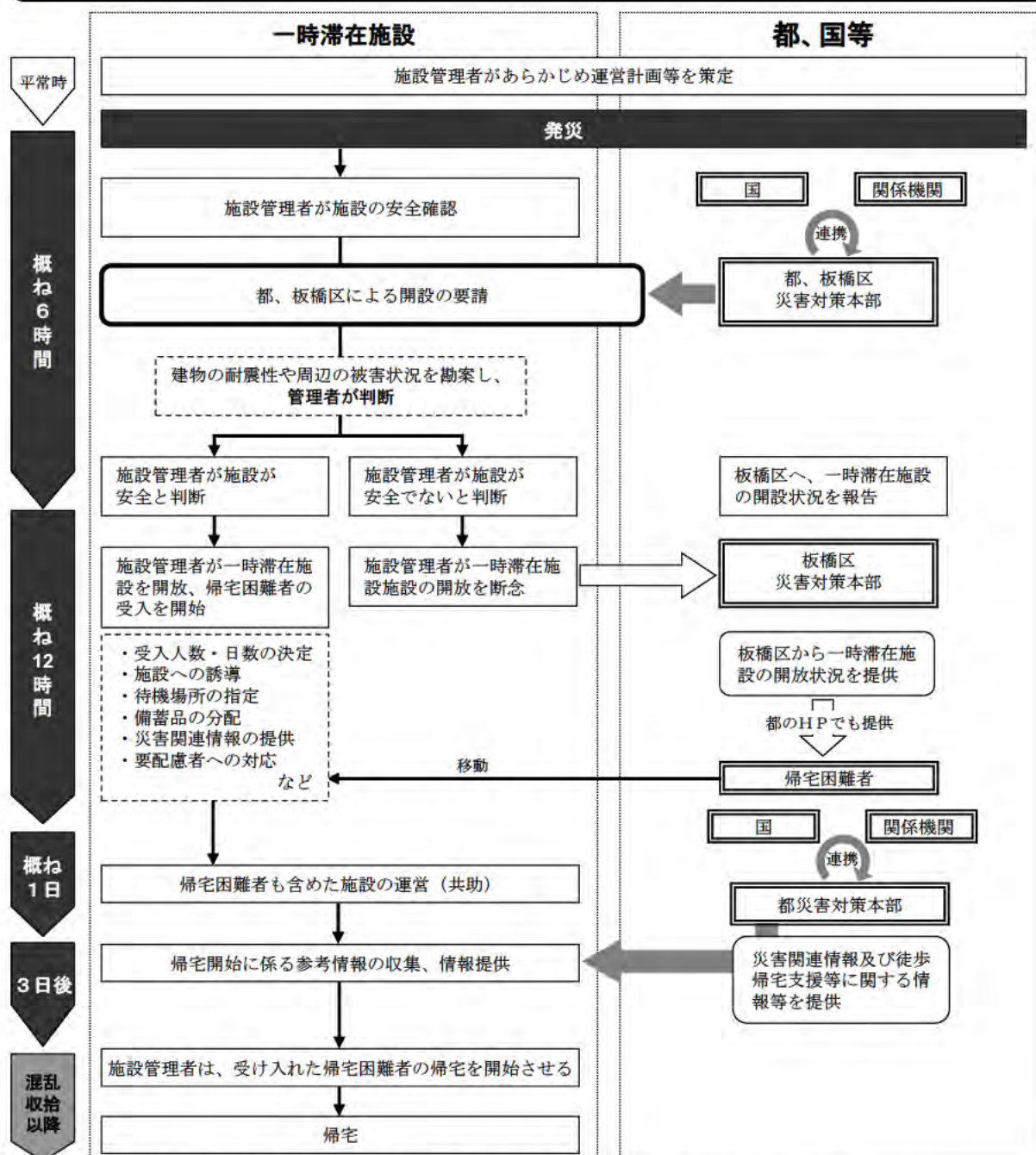
機 関 名	内 容
区	- 区立の一時滞在施設や、協定を締結している民間一時滞在施設に開設要請 - 一時滞在施設の開設・運営状況を情報収集し、滞留者への情報提供や必要に応じて施設運営の支援等を実施
一時滞在施設となる施設	施設管理者が一時滞在施設を開設し、帰宅困難者を受け入れ

第6章 避難者対策
第7節 帰宅困難者対策

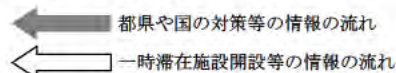
機 関 名	内 容
都総務局	● 都立一時滞在施設に開設要請 ● ○ 区市町村を通じ、民間一時滞在施設に開設要請 ● ○ 一時滞在施設の開設・運営状況を情報収集し、滞留者への情報提供や必要に応じて施設運営の支援等を実施

イ 業務手順

一時滞在施設運営のフロー図



災害関連情報については、都県、国、区市町村、関係機関から、メディアを通じて、随時行う。



ウ 詳細な取組内容

(ア) 一時滞在施設の開設

■ 区

区は、一時滞在施設の開設が必要と判断した場合、協定を締結した民間一時滞在施設等や区立の一時滞在施設などに対し開設要請を行う。

施設の開設要請後は、施設管理者もしくは区が、都のDISもしくは帰宅困難者対策オペレーションシステムにおいて施設の開設・運営状況を適宜報告する。

■ 施設管理者

施設管理者は、発災時の国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ、あるいは区からの要請等により、当該施設の待機場所や施設入口などの安全確認及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等による周辺状況を確認の上、一時滞在施設を開設する。

なお、施設管理者による自主的な判断による開設も妨げるものではない。

また、施設管理者は、当該施設が一時滞在施設としてあらかじめ公表されている場合において施設の安全が確保できないときは、帰宅困難者等による混乱を回避するためにも、施設の入口やその他の目に触れやすい場所に、一時滞在施設として開設できない旨の掲示を行う。

(イ) 一時滞在施設の運営の流れ（目標）

■ 施設管理者

災害発生からの経過時間に応じて、目標となる一時滞在施設の運営の流れは、おおむね以下のとおりとなる。

事項	災害発生からの経過時間	取組内容
1) 発災直後から一時滞在施設開設まで	発災直後からおおむね6時間後まで	● 従業員の安否確認 ● 建物内の被害状況の把握や施設の安全性の確認 ● 施設内の受入スペースや女性優先スペース、立入禁止区域の設定 ● 従業員等による運営組織の編成、備蓄や設備の確認などの運営準備 ● 施設利用案内の掲示等 ● 電話、災害時用公衆電話（特設公衆電話）、FAX、Wi-Fi等の通信手段の確保 ● 区等への一時滞在施設の開設報告
2) 帰宅困難者の受入等	おおむね12時間後まで	● 帰宅困難者の受入開始 ● 携帯トイレ・簡易トイレ使用区域の設定、医療救護所の設置などの保健衛生活動 ● 計画的な備蓄の配布など、水、食料等の供給 ● し尿処理・ごみ処理のルール確立 ● テレビ、ラジオ、インターネット等での情報の収集及び受入者へ伝達 ● 受入可能人数を超過した場合の区等への報告
3) 運営体制の強化等	おおむね1日後	● 受入者も含めた施設の運営 ● 公共交通機関の運行再開、搬送手段に関する

第6章 避難者対策
第7節 帰宅困難者対策

事項	災害発生からの経過時間	取組内容
	から 3日後まで	情報等、帰宅支援情報の提供
4) 一時滞在施設の閉設	おおむね 4日後以降	- 一時滞在施設閉設の判断 - 帰宅支援情報の提供による受入者の帰宅誘導 - 災害時帰宅支援ステーションの開設

(3) 帰宅困難者・一時滞在施設等への情報提供

ア 対策内容と役割分担

機 関 名	内 容
区	帰宅困難者や協定締結先の一時滞在施設等に対し、随時情報提供
都総務局	- 帰宅困難者等に対し、防災ホームページや防災 X (旧 Twitter)、デジタルサイネージ等の広報手段を活用して情報を提供 - 一時滞在施設に対し、DIS のほか必要に応じて無線やメール等で随時、運営に必要な情報を共有 - 帰宅困難者対策オペレーションシステムを開発し、利用可能な機能を順次活用して、帰宅困難者・一時滞在施設等に対し情報発信 - 事業所防災リーダーを通じて都内の事業所に対し、随時災害情報等を提供
報道機関	行政機関や交通機関等からの情報について、都民・事業者を提供

イ 詳細な取組内容

区
区は都と、帰宅困難者や一時滞在施設、事業所等に対し、ホームページ・SNS・デジタルサイネージなど様々な広報手段を通じて、広く災害に関する情報や一斉帰宅抑制など防災行動に関する情報を周知する。適宜、報道機関とも連携して取り組む。

【帰宅困難者対策オペレーションシステムの全体概要】（完成イメージ）



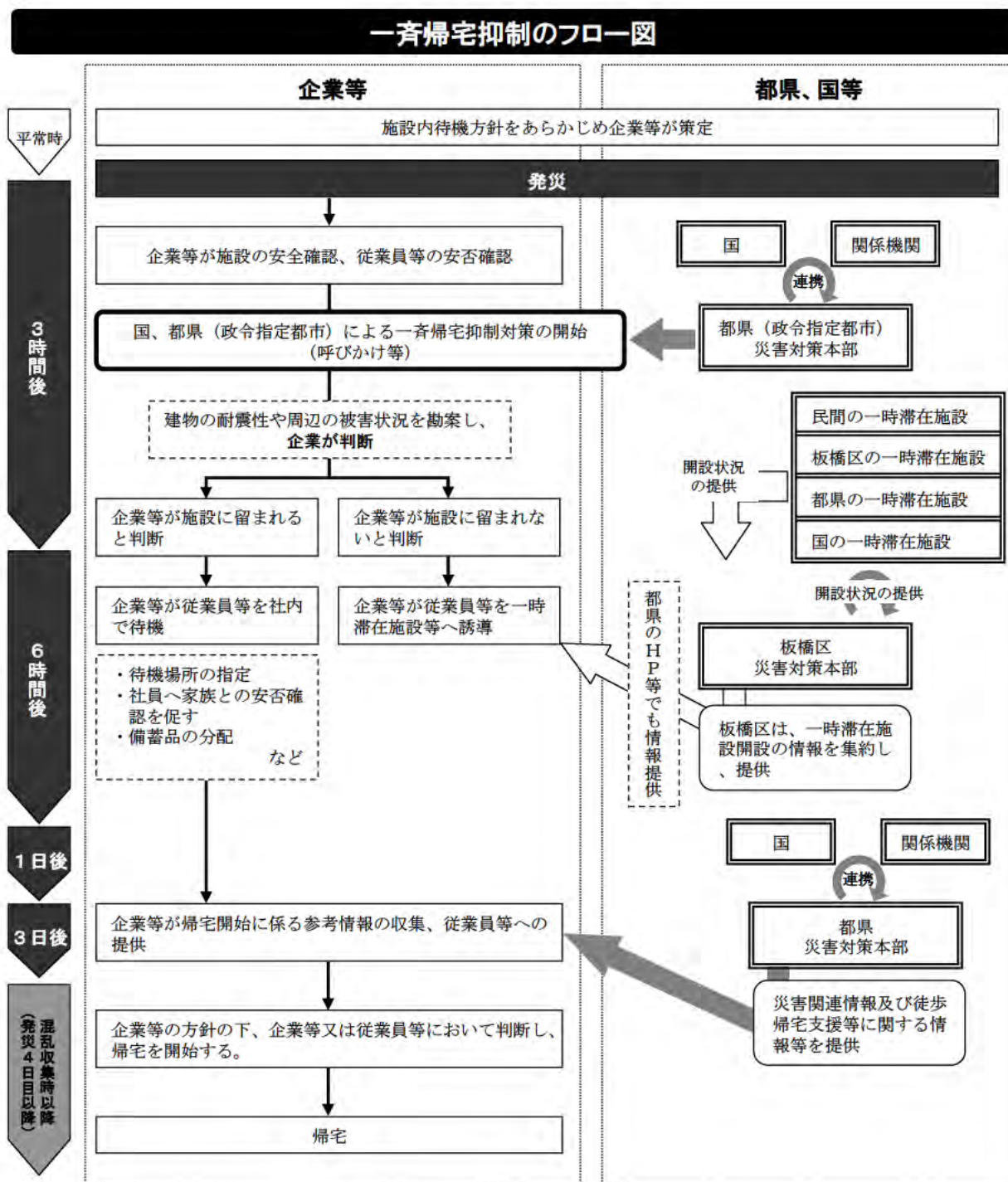
第2 事業所等における帰宅困難者対策

(1) 対策内容と役割分担

発災時には、帰宅困難者の発生を抑制するため、企業等における従業員の施設内待機や学校等における児童・生徒等の保護を図ることが必要であり、その対応について定める。

機 関 名	内 容
区	報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業所が必要な情報を得られる仕組みを構築
事業者	施設内に従業員等を一定期間待機、帰宅抑制
学校等	児童・生徒等を保護し、保護者へ連絡
都総務局	- 事業所防災リーダーを通じて、登録事業所へ災害情報や一斉帰宅抑制など防災行動に関する情報等を提供 - 事業者に対し、従業員、顧客に対する安全確保に努めるよう要請 - 事業者団体を通じて、事業者へ基本原則の周知徹底
東京商工会議所 東京経営者協会 東京青年会議所	加盟事業者に対して、基本原則の周知徹底を要請

(2) 業務手順



災害関連情報については、都県、国、区市町村、関係機関から、メディアを通じて、随時行う。

都県や国の対策等の情報の流れ
一時滞在施設開設等の情報の流れ

(3) 詳細な取組内容

ア 事業所による従業員等の施設内待機

■ 事業者

- 従業員等がチェックリストにより施設の安全を確認する。
- 各事業所防災リーダーは、都からの発信情報を参考に、一斉帰宅の抑制など事業所内で適切な災害対策を実施する。
- 国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ等を受けた後は、災害関連情報等を入手し、周辺の火災状況等を確認し、従業員等を施設内又は他の安全な場所に待機させる。なお、各事業所の自主的な判断による待機等の行動も妨げない。
- 来所者についても、従業員等に準じて、施設内又は他の安全な場所で待機させるようにする。

イ 施設内に待機できない場合の対応

■ 事業者

建物や周辺が安全でない場合は、事業所は、行政機関からの一時滞在施設等*の開設情報等を基に、一時滞在施設等へ従業員等を誘導する。なお、誘導先は地域の事情によるものとする。

また、テナントビルの場合は、施設管理者の指示に従うものとする。

(※一時滞在施設、避難場所等を指す。)

ウ 防災活動への参加

■ 事業者

事業所は、事業継続のための要員を除き、可能な範囲で、被災者支援・救助・復旧活動（特に要配慮者の保護等）に努める。

エ 情報提供体制の確保

■ 国、都、区、事業者

- 事業所は、発災時に施設内待機の判断を行うとともに、待機させる従業員等に対して災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供する必要がある。
- そのため、国、都、区は、あらかじめ報道機関や通信事業者、公共交通機関等と連携協力して、事業所が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。
- 都は、事業所防災リーダーシステム、帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて、事業所へ適宜災害情報を発信していく。

オ 学校等の対応

■ 学校等

学校等は、児童・生徒等を保護し、必要に応じて備蓄物資等を提供する。児童・生徒等の安否等について、事前に定める手段により、保護者へ連絡する。帰宅抑制している保護者の迎えが必要な児童・生徒等の安全確保を図る。

【事業所防災リーダーを通じた東京都からの情報発信の例】（イメージ）

	想定シーン	事業所防災リーダーへの呼びかけ（イメージ）
1	電車が止まる程度の地震 【朝（出勤前後）】	〇月〇日〇時〇分東京地方で最大震度●を観測する地震が発生しました。この地震の影響により、鉄道をはじめ公共交通機関の運行に中止や遅延が生じています。今後も余震等の恐れがあることに加え、出勤者等による混雑が大きくなると大変危険です。また医療やライフラインなど、エッセンシャルワーカーの円滑な出勤を優先していく必要があります。 各企業におかれては、従業員等の安全を確保するため、適宜出勤の制限やすでに出勤した方の事業所内での保護等を、適切に実施していただきますようお願いいたします。 その他、地震に関する情報は東京都防災HP等をご参照ください。
2	電車が止まる程度の地震 【日中（勤務時間中）】	〇月〇日〇時〇分東京地方で最大震度●を観測する地震が発生しました。この地震の影響により、鉄道をはじめ公共交通機関の運行に中止や遅延が生じています。今後の地震情報や運行情報にご注意ください。余震等の恐れがあることに加え、徒歩帰宅による混雑が大きくなると大変危険です。 各企業におかれては、従業員の安否を確認し、安全な帰宅ができるよう情報収集等に努めてください。従業員が安全に帰宅できない可能性がある場合は、事業所内に留まることもご検討ください。 その他、地震に関する情報は東京都防災HP等をご参照ください。
3	電車が止まる程度の地震 【夜間（勤務時間外）】	〇月〇日〇時〇分東京地方で最大震度●を観測する地震が発生しました。この地震の影響により、鉄道をはじめ公共交通機関の運行に中止や遅延が生じています。今後の地震情報や運行情報にご注意ください。余震等の恐れがあることに加え、徒歩帰宅による混雑が大きくなると大変危険です。 各企業におかれては、従業員が安全に帰宅できない可能性がある場合は、事業所内に留まることもご検討ください。 その他、地震に関する情報は東京都防災HP等をご参照ください。
4	首都直下地震クラス 【朝（出勤前後）】	〇月〇日〇時〇分東京地方で最大震度●を観測する地震が発生しました。 各企業におかれては、従業員及び建物・周囲の安全を確認したうえで、出勤している従業員を待機させてください。適宜災害時用伝言サービス等で家族の安全を確認したうえ、帰宅は控えるよう呼びかけてください。 まだ出勤していない従業員に対しては、身の安全を確保することを最優先とし、出勤の抑制等を呼びかけてください。業務継続のための活動は、従業員の安全が確保された状況で実施しましょう。 その他、地震に関する情報は東京都防災HP等をご参照ください。
5	首都直下地震クラス 【日中（勤務時間中）】	〇月〇日〇時〇分東京地方で最大震度●を観測する地震が発生しました。 各企業におかれては、従業員及び建物・周囲の安全を確認したうえで、出勤している従業員を待機させてください。適宜災害時用伝言サービス等で家族の安全を確認したうえ、帰宅は控えるよう呼びかけてください。 業務継続のための活動は、従業員の安全が確保された状況で実施しましょう。 その他、地震に関する情報は東京都防災HP等をご参照ください。
6	首都直下地震クラス 【夜間（勤務時間外）】	〇月〇日〇時〇分東京地方で最大震度●を観測する地震が発生しました。 各企業におかれては、従業員及び建物・周囲の安全を確認したうえで、事業所内の従業員を待機させてください。適宜災害時用伝言サービス等で家族の安全を確認したうえ、帰宅は控えるよう呼びかけてください。 業務継続のための活動は、従業員の安全が確保された状況で実施しましょう。 その他、地震に関する情報は東京都防災HP等をご参照ください。

第3 駅周辺での混乱防止

発災時、公共交通機関が運行停止し、特にターミナル駅やその周辺は多くの人が滞留し混乱等が発生することが想定されるが、行政の「公助」には限界があり、駅周辺の事業者や学校等が行政と連携して、混乱防止を図る。

(1) 駅周辺の混乱防止

ア 対策内容と役割分担

機 関 名	内 容
区	- 駅周辺の滞留者の誘導先を確保 - 滞留者に対する情報提供、帰宅困難者等の誘導
事業者等	- 集客施設及び駅等において、利用者を保護 - 駅前滞留者を待機可能な施設又は一時滞在施設等へ安全に案内又は誘導
都総務局	帰宅困難者に対し、区市町村や報道機関等と連携して、一時滞在施設の開設状況等について情報を提供
警視庁	所轄の警察署は、区市町村等に対して、駅周辺の混乱防止対策に係る支援を実施
東京消防庁	所轄の消防署は、区市町村等に対して、災害情報の提供等、駅周辺の二次災害発生防止に係る支援を実施
通信事業者	- 事業者及び帰宅困難者に対し、情報を提供 - 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）、災害用伝言板等の利用を周知
報道機関	行政機関や交通機関等からの情報について、都民・事業者提供

イ 詳細な取組内容

- 駅前滞留者対策協議会は、発災時に活動の拠点となる現地本部等を立ち上げる。
- また、地域によっては、現地本部に加え、駅前滞留者に掲示板等で情報提供を行う情報提供ステーションを立ち上げる。あわせて、協議会参加団体と協力し地域防災活動に必要な情報を収集する。
- 災害発生直後においては、協議会参加団体が参集して現地本部を速やかに立ち上げることが困難な場合がある。現地本部は、行政側で立ち上げを行うことも検討し、その場合は、ある程度、駅前滞留者対策協議会の参加団体が参集した時点で連携して対応する。
- 現地本部は、大型ビジョン、デジタルサイネージ、掲示板等様々な手法を活用し、駅周辺の滞留者に対し、災害情報を提供するとともに、家族等との安否確認方法も周知する。
- 駅前滞留者対策協議会参加団体は、駅前滞留者を一時滞在施設等へ安全に誘導し、その他帰宅困難者に対しては安全な待機を促す。

(2) 集客施設及び駅等における利用者保護

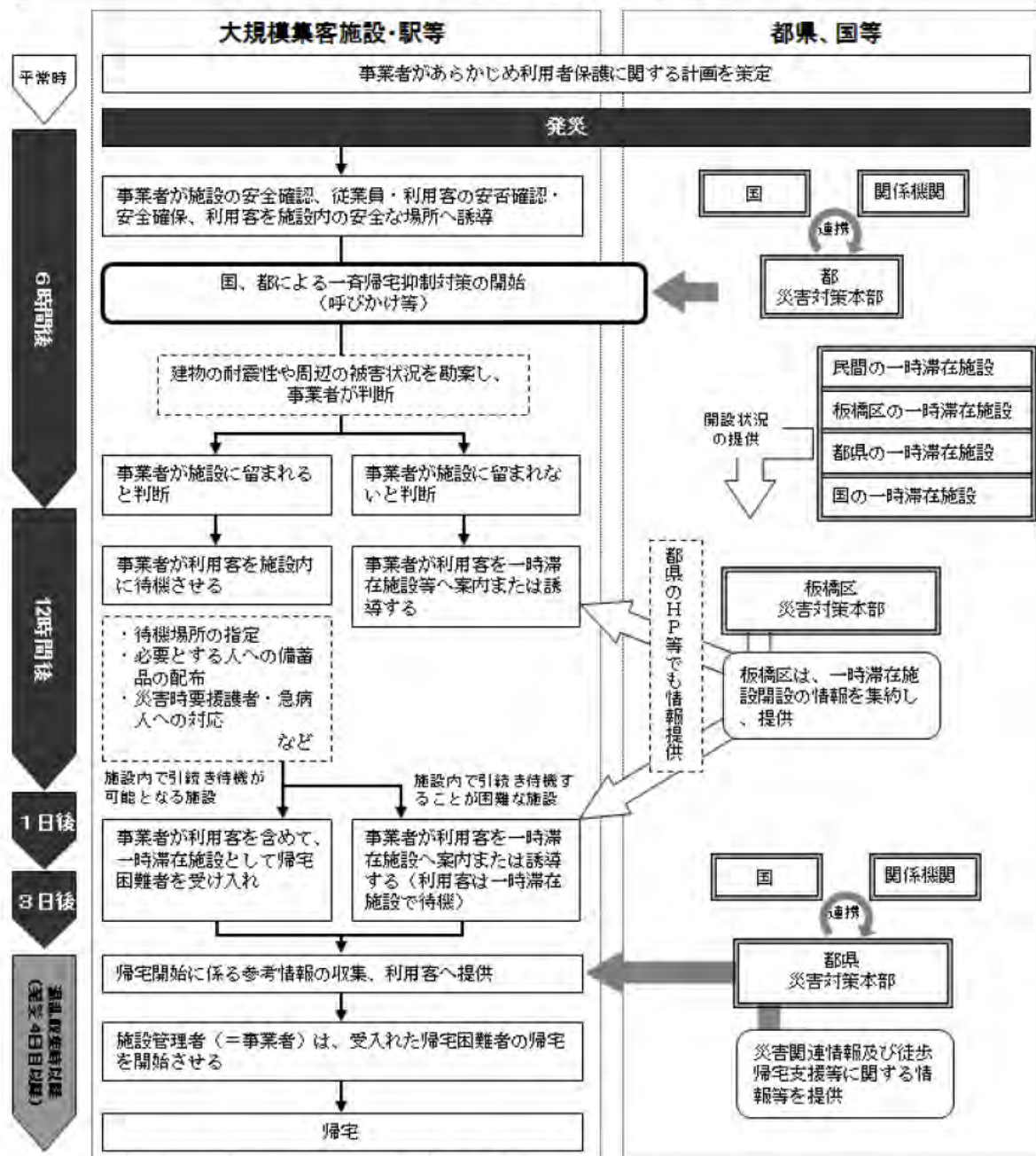
ア 対策内容と役割分担

機 関 名	内 容
区	報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者及び一時滞在施設が必要な情報を得られる仕組みを構築
集客施設及び駅等の事業者	- 集客施設及び駅等において、利用者を保護 - 駅前滞留者を一時滞在施設等へ安全に案内又は誘導

機 関 名	内 容
鉄道事業者	● 駅利用者に必要な情報を提供
国、都	● 都は、帰宅困難者対策オペレーションシステムを通じて集客施設や駅利用者等へ、都内の混雑に関する情報や一時滞在施設の開設・運営情報等を提供できるよう整備 ● 報道機関や通信事業者等と連携協力を、事業者及び一時滞在施設が必要な情報を得られる仕組みを構築

イ 業務手順

大規模集客施設・駅等での利用客保護フロー図



都県や国の対策等の情報の流れ
 一時滞在施設開設等の情報の流れ

ウ 詳細な取組内容

■ 区

あらかじめ報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者が必要な情報を得られる仕組みを構築する。

■ 集客施設、駅等の事業者

(ア) 施設の安全性の確認

事項	取組内容
施設の安全の確認	● 事業者は、利用者及び自らが管理する施設の安全を確認する。
施設の周囲の安全の確認	● 国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ等を受け、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、火災の状況等、周辺の安全を確認する。
利用者の保護	● 安全を確認できた場合、利用者を施設内の安全な場所で保護する。なお、各施設管理者による自発的な対応を妨げるものではない。

(イ) 一時滞在施設への誘導等

事項	取組内容
事業者等による案内又は誘導	● 保護した利用者については、区や関係機関との連携の下、事業者や駅前滞留者対策協議会等が一時滞在施設の開設状況を確認しながら案内又は誘導することを原則とする。
一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合	● 災害発災時、一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合においては、各事業者は、区や関係機関と連携し、施設の特長や状況に応じ可能な限り待機中の施設又は隣接施設の協力を得て、当該施設が、帰宅が可能になるまでの間、一時的に受け入れる一時滞在施設となることも想定する。 ● さらに、利用者を保護した施設が、一時滞在施設となる場合は、施設の安全性や確保可能なスペース等を勘案し、外部の帰宅困難者等の受け入れについても検討する。
帰宅困難者対策オペレーションシステムによる施設情報の提供	● 都は、帰宅困難者対策オペレーションシステムにより、都内の混雑状況や一時滞在施設の開設・運営状況を迅速に集約・発信し、帰宅困難者等が利用可能な施設を把握・移動できるよう、開発を進める。

(ウ) 建物や周辺が安全でないために、施設内保護ができない場合の対応

建物や周辺が安全でないために、施設内で利用者を保護できない場合は、区や関係機関との連携の下、事業者が一時滞在施設等へ利用者を案内又は誘導することを原則とする。

(エ) 要配慮者への配慮

利用者保護に当たって、事業者は、区や関係機関とも連携し、あらかじめ定めた手順等に基づき、要配慮者ニーズに対応する。

(オ) 利用者に対する情報提供

事業者は、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を行政機関や関係機関から入手し、施設内で待機している利用者に情報提供する。

例えば、施設に備わる電子掲示板や放送設備を活用するなど、施設の特性や状況に応じて多様な手段を用いることにより情報提供を行う。

■ 鉄道事業者

- 駅利用者に対し、構内放送や駅周辺の地図を配布するなど、駅から誘導場所までの情報を提供する。
- 駅利用者に対し、列車や代替輸送などの運行情報を提供する。

第4 復旧対策

1 帰宅ルール等による安全な帰宅の推進

(1) 対策内容と役割分担

職場や一時滞在施設等に留まった帰宅困難者は、地震発生以降の混乱が落ち着いた後、特に、救出・救助活動が落ち着くと考えられる発災後おおむね4日目以降、順次帰宅することを想定している。一方、混乱が収拾し鉄道等の公共交通機関が復旧した際には、留まっていた帰宅困難者が駅などに集中し、再度混乱を生じるおそれがある。

こうした帰宅の集中を避けるため、関係機関や事業者が連携して情報を収集し、安全な帰宅が実現できるよう対応する必要がある。さらに混乱が収拾し帰宅が可能な状況になったとしても、特に長距離の徒歩帰宅が困難な要配慮者等に対しては、優先的に代替輸送機関による搬送が必要となる可能性がある。

ア 帰宅ルールの周知・運用

機 関 名	内 容
区	● 報道機関や様々な広報手段を用い、分散帰宅などの方法を周知
事業者	● 従業員等の帰宅に際しては、災害情報を収集し、事前に策定した安全な帰宅のためのルールに基づいて実施するなど留意 ● 事業所防災リーダーは、都から発信される情報も参考にして帰宅方法を周知
国 都総務局	● 都は、事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステムにより、事業所や帰宅困難者等に情報発信し、分散帰宅などの方法を周知 ● 報道機関や様々な広報手段を用い、分散帰宅などの方法を周知

イ 鉄道運行情報等の提供

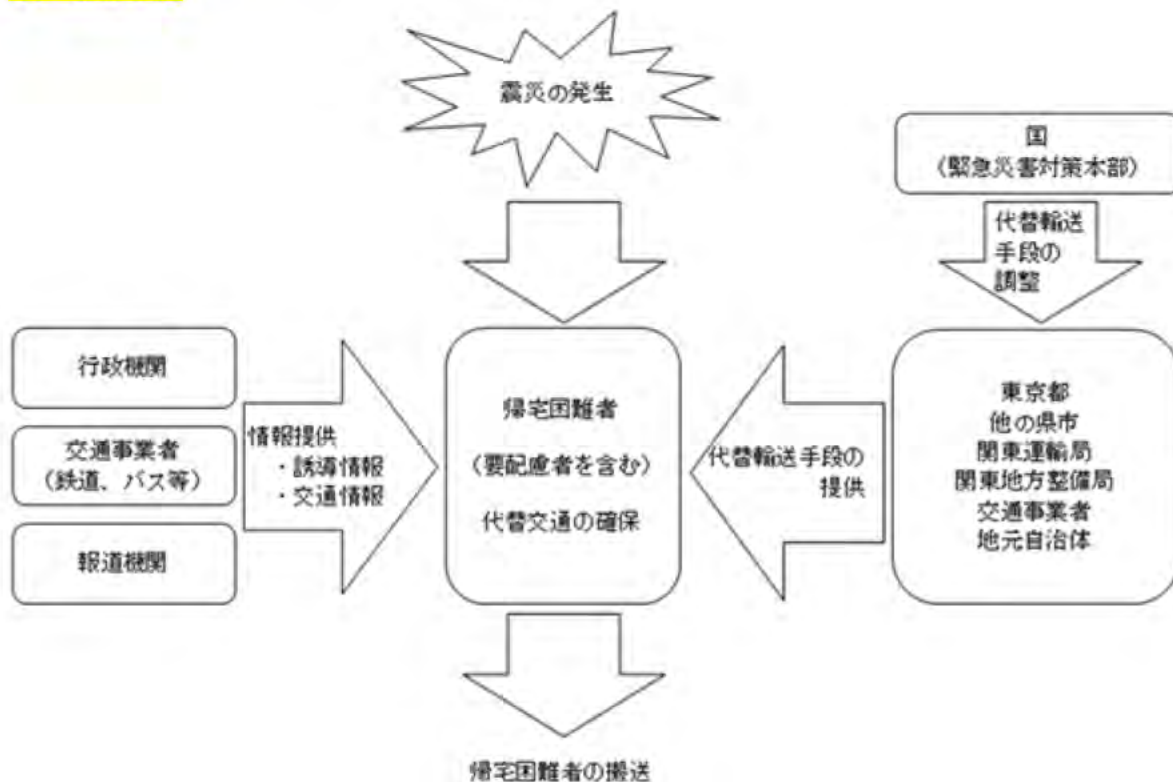
機 関 名	内 容
区	● 都や交通事業者などからの情報により、徒歩帰宅者を誘導など支援
鉄道事業者	● 折り返し運転の実施状況、乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供 ● 発災後、早期に運転を再開
都総務局	● 事業所防災リーダーを通じて、事業所に情報提供 ● 都内の交通事業者からの情報を集約し、帰宅困難者対策オペレーションシステム、都のホームページにおける帰宅困難者対策ポータルサイト等を活用して、区市町村、都民、一時滞在施設等に提供する。

機 関 名	内 容
関東運輸局	● 所管区域の総合的な交通情報の集約・提供
バス事業者	● 運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供
報道機関	● 行政機関や交通機関等からの情報について、都民・事業者提供

ウ 代替輸送手段の確保

機 関 名	内 容
区	● 徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導
国、都総務局、都建設局、都港湾局、都交通局等	● 国の緊急災害対策本部（緊急災害現地対策本部）で、内閣府作成の「帰宅困難者等搬送マニュアル（仮称）」に基づき、搬送オペレーションに係る総合調整を実施 ● バス・船舶による代替輸送手段を確保
関東地方整備局	● 船舶運行情報（利用可能な岸壁、海上経路、船舶情報等）の収集・提供を行う
関東運輸局	● 代替交通の許可等を速やかに実施
バス事業者	● バス等による代替輸送手段を確保
船舶事業者	● 船舶等による代替輸送手段を確保

(2) 業務手順



(3) 詳細な取組内容

ア 帰宅ルールの周知・運用

■ 事業者

事業者は、従業員を帰宅させるに際しては、様々な災害関連情報を従業員に提供し、事前に策定した従業員の安全な帰宅のためのルールに基づき実施するよう留意する。特に事前にルールがない場合でも、集中して帰宅せず少しずつ分散させるなど呼びかけるようにする。

事業所防災リーダーは、事業所防災リーダーシステムを通じて都から発信される情報等も参考に、帰宅方法を従業員等に周知する。

イ 鉄道運行情報等の提供

■ 区

区は、都や交通事業者などからの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援する。

■ 鉄道事業者

鉄道事業者は、折り返し運転の実施状況、乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供する。国土交通省の「大阪北部地震における運転再開等に係る対応に関する連絡会議」の結果を踏まえ、「運転再開までの対応」や「利用者への情報提供」などについて検討し、見直しが必要な事項については、各事業者の防災計画を改訂するなどして対応する。

ウ 代替輸送手段の確保

■ 区

区は、都や交通事業者などからの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援する。

2 徒歩帰宅者の支援

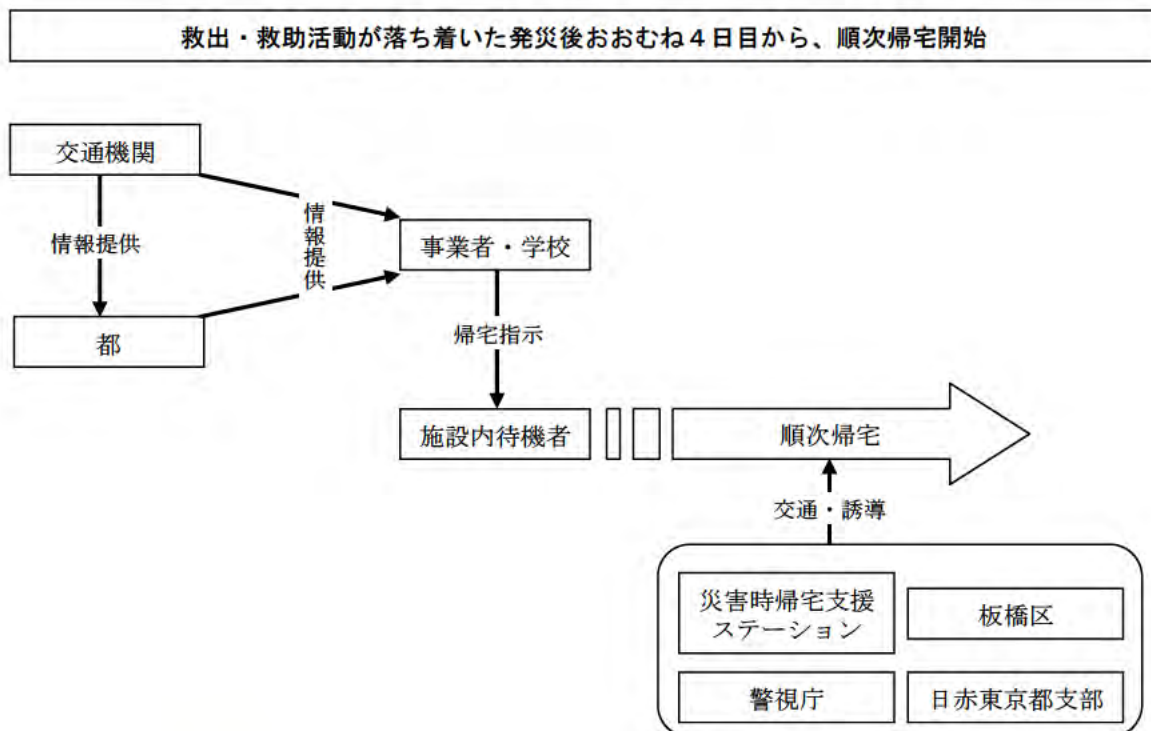
(1) 対策内容と役割分担

帰宅困難者が帰宅するにあたっては、交通機関の輸送力については限りがあることから、自宅まで帰宅可能な距離にある帰宅困難者は、原則として徒歩で帰宅するよう促さなければならない。このため、帰宅困難者等の秩序立った徒歩帰宅を促すため、徒歩帰宅支援を充実させる。

機 関 名	内 容
区	● 事業者と連携し、帰宅困難者の円滑な徒歩帰宅を支援 ● 必要により一時滞在施設により情報提供等を行う。
事業者、学校等	● 帰宅経路沿いの被害状況などの情報や、行政及び関係機関から提供される情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、従業員や児童・生徒等の帰宅を開始 ● 災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者を支援
都総務局	● 事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステムによる情報提供 ● 交通情報や災害時帰宅支援ステーションなどの情報を提供 ● 災害時帰宅支援ステーションに指定された都府施設において支援を実施

機 関 名	内 容
警視庁 第十方面本部 各警察署	- 交通規制資器材を活用した誘導経路の確保等を実施 - 避難誘導を行う警察官は、被害状況等徒歩帰宅に必要と認める情報を提供
日赤東京都支部	赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）を設置し、炊出食、飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、徒歩帰宅者情報等を提供

(2) 業務手順



(3) 詳細な取組内容

■ 区

区は、徒歩帰宅訓練の実施等を踏まえて、事業者等と連携し、徒歩帰宅者への情報提供、誘導など円滑な徒歩帰宅支援を行う。

■ 事業者・学校等

- 事業者・学校等は、帰宅経路沿いの被害状況などの情報や、行政及び関係機関（テナントビルの場合は、施設管理者を含む。）から提供される災害関連情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、企業内で定めた帰宅の優先順位等あらかじめ定めた手順により従業員等の帰宅を開始する。その際、職場近隣在住者については自宅までの帰路の安全が確認された人等から順に段階的に帰宅させることも検討する。
- 事業者等において、災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者を支援する。

第7章 物流・備蓄・輸送対策

第1節 飲料水の供給

第1 飲料水の供給

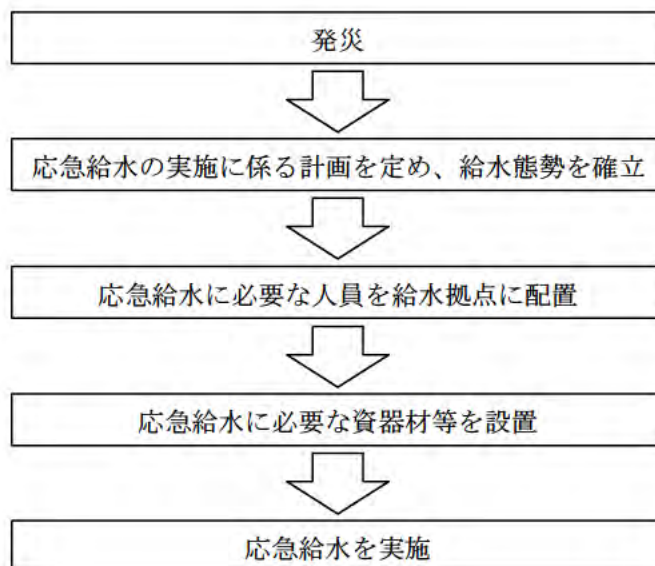
震災時における水道施設の復旧には、長時間を要し、被災者は、長期間にわたり不自由な生活を余儀なくされることが予測される。

このため、都・区間において協力して、給水拠点施設及び迅速な応急給水活動ができる態勢を整備する。

(1) 対策内容と役割分担

各 機 関	対 策 内 容
水道局 北部支所 板橋営業所	● 災害時給水ステーション（給水拠点）（浄水場・給水所）での応急給水 ● 災害時給水ステーション（給水拠点）からの距離がおおむね2 km以上離れている避難場所について、車両輸送による応急給水 ● 必要に応じて、消火栓等からの仮設給水栓による応急給水
区	● 災害時給水ステーション（給水拠点）（応急給水槽及び浄水場・給水所）での応急給水 ● 避難所応急給水栓による応急給水

(2) 業務手順



(3) 詳細な取組内容

■ 区、都

ア 震災時の応急給水の方法

応急給水の方法	内容
災害時給水ステーション（給水拠点）での応急給水	応急給水槽及び浄水場（所）・給水所等の災害時給水ステーション（給水拠点）で応急給水を行う。
車両輸送による応急給水	災害時給水ステーション（給水拠点）からの距離がおおむね2km以上離れている避難場所等で、関係行政機関等から要請があり、必要と認められる場合には、車両輸送による応急給水を行う。 給水車の要請が多数の場合は、原則、「病院等」「水を供給できない給水拠点」「避難所」の対応順位で、応急給水を行う。
仮設給水栓による応急給水	断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、特に必要がある場合に、消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。
避難所応急給水栓による応急給水	避難所応急給水栓が設置されている場合は、区市町が応急給水用資器材を接続して応急給水を行う。

イ 災害時給水ステーション（給水拠点）での都及び区の役割分担

給水拠点等	実施主体	役割分担
応急給水槽	区	● 応急給水に必要な資器材等の設置 ● 区民等への応急給水
浄水場（所）・給水所等	都	● 応急給水に必要な資器材等の設置（施設）
	区	● 施設整備後の浄水場（所）・給水所では、区や住民防災組織等が応急給水活動を開始
飲料水を車両輸送する必要がある避難場所	都	● 区により設置された仮設水槽まで飲料水を輸送・補給
	区	● 都と調整し、必要により区民等への応急給水
避難所	区	● 車両輸送、関係機関との連携 ● 応急給水に必要な資器材等の設置 ● 避難所応急給水栓を活用した応急給水
医療施設等	都	● 都の車両輸送による応急給水
防災用深井戸	—	—

民間との協定により使用可能な井戸	—	—
防災協力井戸	—	—

ウ 飲料水の給水基準

震災時における飲料水の給水基準は、1日1人あたり3Lとする。

エ 給水体制

(ア) 情報収集

震災が発生した場合、都は、給水状況や住民の避難状況など必要な情報を震災情報システム等により迅速かつ的確に把握する。

(イ) 給水体制の確立

- 都水道局は、応急給水の実施に係る計画を定め、給水体制を確立する。
- 都水道局は、浄水場（所）・給水所等の災害時給水ステーション（給水拠点）において、拠点ごとにあらかじめ職員を要員として指定している。震災時にはこれらの要員等と区が連携して、迅速な応急給水を実施する。
- 区は、道路障害物除去が遅れ輸送が困難な場合、給水が可能となるまでの間は、あらゆる方法によって飲料水及び生活用水の確保に努める。
 - 受水槽の水の利用
 - 備蓄飲料水（ペットボトル）の活用
 - ろ過器により雨水貯留槽、プールの水、井戸水等の利用 など
- 区は、交通途絶等の場合で必要があるときは、空中輸送等について、都本部（総務局）を通じ自衛隊へ要請する。

■参照（別冊「資料編」）

資料震 2.6.44 給水施設の維持管理及び運用に関する協定書

資料震 2.6.45 都立学校内の給水施設の維持管理及び運用に関する協定（都知事・都教育長）

資料震 2.11.1 震災対策における都・区間の役割分担（昭和52年合意）

オ 応急給水槽等の活用

- 都及び区は、浄水場、給水所のほか、応急給水槽についても、風水害により応急給水の必要が生じた場合には、施設の活用を図る。
- 都では、本区内で、給水拠点（応急給水槽）、給水拠点（浄水場・給水所）を次の通り整備している。

【給水拠点（応急給水槽）と給水拠点对応避難場所】

（令和3年1月1日現在）

応急給水槽 設置場所	所在地	対応避難場所※	容量
都立城北中央公園 こども広場	板橋区桜川 1-1	公社向原住宅一帯 城北中央公園一帯	1,500m ³
板橋区立城北公園 野球場	板橋区坂下 2-19	浮間公園・荒川河川敷緑地 一帯 中台三丁目地区	1,500m ³
北区立桐ヶ丘中央 公園	北区桐ヶ丘 1-8	桐ヶ丘・赤羽台・西が丘地 区	1,500m ³
都立板橋高等学校	板橋区大谷口 1-54	公社向原住宅一帯	100m ³
板橋区立西徳第二 公園	板橋区西台 3-42-1	中台三丁目地区 高島平二・三丁目地区	100m ³
都立赤塚公園	板橋区高島平 3-1	高島平二・三丁目地区	100m ³

※ 給水拠点の対応避難場所は、原則的なものであり、必ずしも住所地から限定されるものではない。

【給水拠点（浄水場・給水所）と給水拠点对応避難場所】

（令和3年1月1日現在）

浄水場・給水所 名	所在地	対応避難場所※	確保水量
板橋給水所	板橋区加賀 1-17	東京家政大学・加賀中学校一帯	26,600 m ³
三園浄水場	板橋区三園 2-10	高島平二・三丁目地区 都営成増五丁目第2アパート一帯	15,600 m ³
練馬給水所	練馬区光が丘 2-4	光が丘団地・光が丘公園一帯	66,600 m ³
大谷口給水所	板橋区大谷口 1-4	都営幸町アパート一帯 公社向原住宅一帯	11,600 m ³

※ 給水拠点の対応避難場所は、原則的なものであり、必ずしも住所地から限定されるものではない。

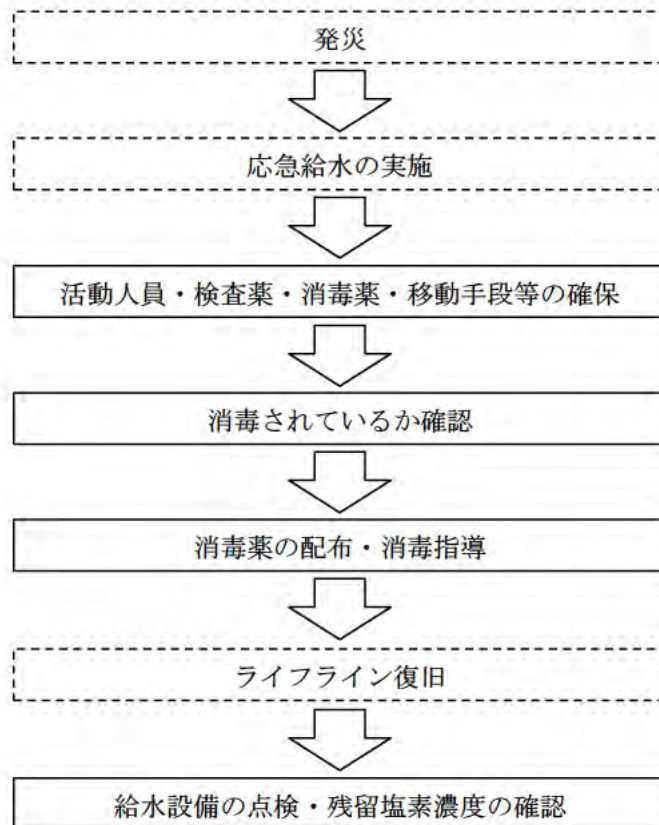
第2 水の安全確保

（1）対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区	飲料水の衛生相談を行う。
都福祉保健局	- 状況に応じて、環境衛生指導班を編成し、飲料水が塩素で消毒されているか確認を行う。 - 住民への消毒薬の配布及び消毒の確認及び飲料水の消毒指導を行う。

(2) 業務手順

【水の安全確保に係る都の業務】



(3) 詳細な取組内容

■ 区

- 区は必要により「環境衛生指導班」を編成し、飲料水の消毒効果の確認を行う。
- ライフライン復旧後、区民が給水設備の点検及び残留塩素濃度を確認し、飲用の可否等の判断方法について、適正に周知する。

■ 参照

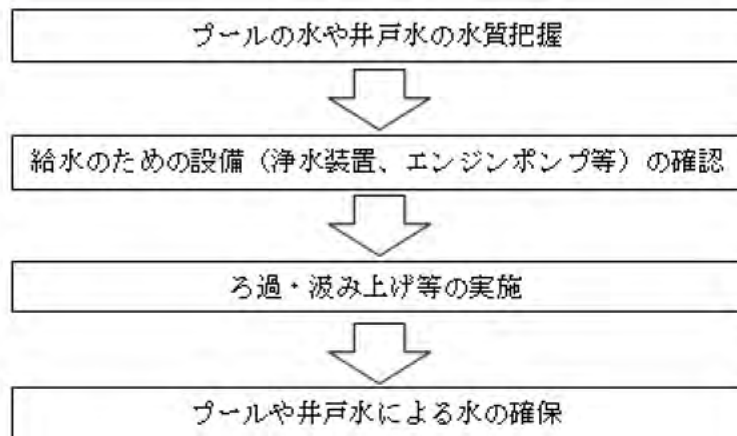
第2部第8章第5節第3の「1 防疫体制の確立」

第3 生活用水の確保

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区	● 避難場所・避難所における生活用水の確保
区民事業者	● 事業所・家庭等における生活用水の確保

(2) 業務手順



(3) 詳細な取組内容

■ 区

- 避難場所における対応
雨水貯留槽、防災用深井戸等によって生活用水を確保する。
- 避難所における対応
被災後、断水した場合には、学校のプール、防災用井戸等で確保した水を使用する。

■ 区民、事業者

- 事業所・家庭等における対応
 - 浄水機能に支障が発生している場合には、汲み置き、防災用井戸、河川水等によって水を確保する。
 - 区民の協力のもと、一般家庭等における手動式井戸を利用し、災害時の生活用水等として活用する。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

第2節 食料・生活必需品等の供給

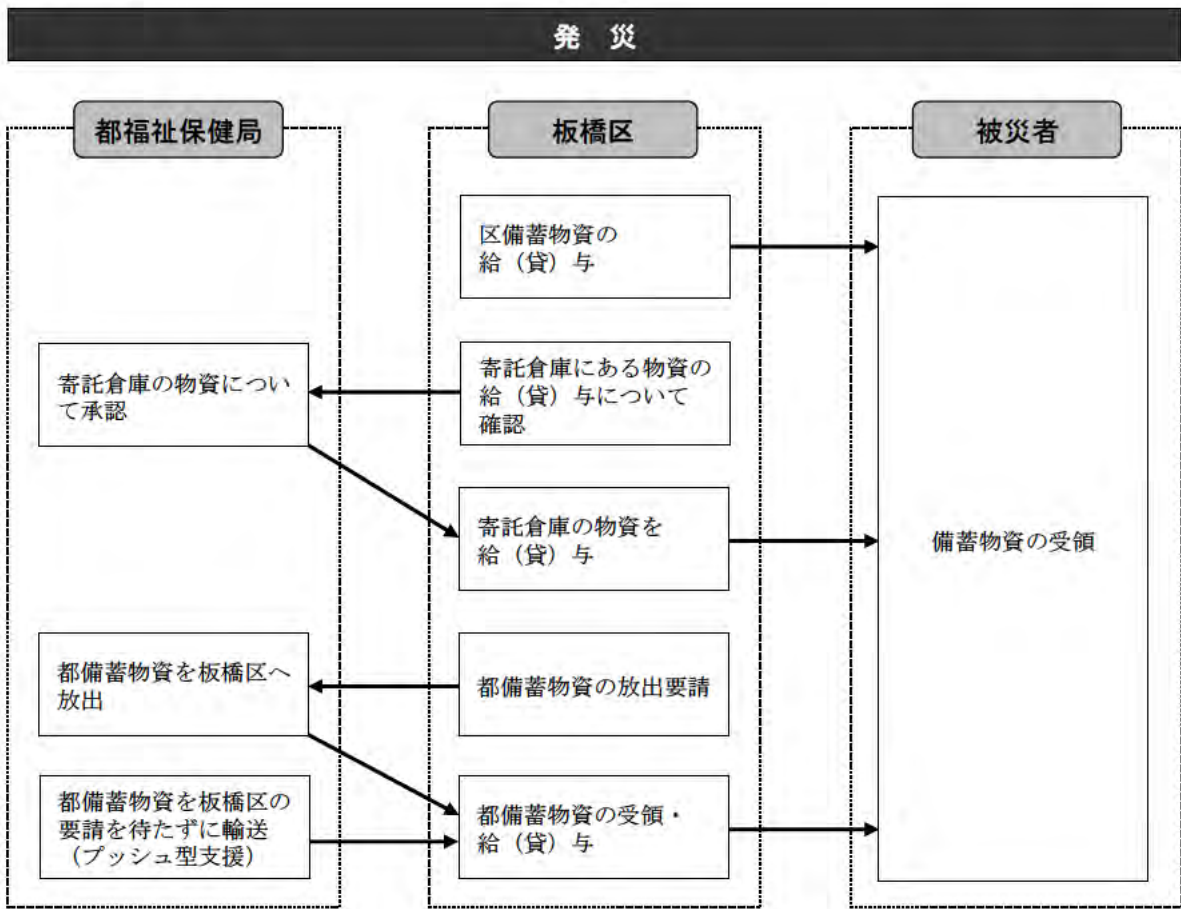
第1 備蓄物資の供給

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区	● 備蓄物資を被災者へ給（貸）与
都福祉保健局	● 都備蓄物資を区市町村へ放出

(2) 業務手順

ア 対応フロー



(3) 詳細な取組内容

■ 区	
事項	内容
食料	ア 実施方針 ● 震災時における被災者への食料の給与を実施する。 ● 被災者に対する食料の給与は、区が開設する避難所等において、災害救助法の定める基準に従って行う。

事項	内容
	●被災者に食料の給与を実施する場合、給食の順位、給食の範囲等について考慮する。 ●献立、炊き出し方法等について定めるとともに、炊き出しに必要な人員、調理器具、熱源等を確保する。
	イ 実施方法 (ア) 給食の順位 ①クラッカー ②アルファ化米 ③炊き出しによる米飯 (イ) 給食の範囲 主として避難所収容者を対象に実施するが、自宅残留被災者（在宅避難者）についても給食の対象とする。 (ウ) 実施場所及び実施時刻 実施場所：主として避難所 実施時刻：8時、12時、18時 (エ) 配分の方法 - a 避難所担当職員等は、混乱がおきないよう公正な配分方針を定め、被災者の協力を得て、配分する。 - b 一時に多数の被災者に実施するのが困難な場合は、要配慮者から優先して実施するような配慮をする。
	ウ 都の備蓄物資（食料）の給与 ●備蓄物資として都福祉保健局が区に事前に配置してある食料は、都福祉保健局長の承認を得て区が輸送し、被災者に給与する。ただし、緊急を要する場合は、被災者への給与を優先して実施し、事後に報告するものとする。 ●必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムへの入力等により、都福祉保健局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。 ●※道路障害物除去が本格化し、都からの輸送が可能と考えられる4日目以降は、原則として米飯による炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制を整える。
生活必需品	ア 実施方針 ●震災時における被災世帯に対する生活必需品等の給（貸）与を実施する。 ●被災者に生活必需品等を給（貸）与する場合、災害救助法の定める基準に従って、配分方法等について定める。 ●生活必需品の供給は、すべて世帯単位で行う。
	イ 実施方法 ●区が被災し、区において給（貸）与の実施が困難な場合、都本部に応援を要請する。 ●原則として、住家の全壊・半壊等により、日常生活を営むことが困難な避難所生活者を主とし、公正な配分計画を定め、避難所において配分する。
	ウ 都の備蓄物資（生活必需品）の給与 ●備蓄物資として、都福祉保健局が区に事前に配置してある生活必需品は、都福祉保健局長の承認を得て区が輸送し、被災者に給（貸）与する。ただし、緊急を要する場合は事後に報告する。 ●必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムへの入力等により、都福祉保健局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。

第2 多様なニーズへの対応

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。

また、要配慮者、女性、子どもなど被災者の特性によって必要となる物資は異なる。

区は、ボランティア・市民活動団体等と連携しながら、変化していく避難者ニーズの把握及びニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、生理用品、女性用下着の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮する。

各 機 関	対 策 内 容
区	● 変化していく被災者ニーズの把握及びニーズに対応した物資の確保及び配布に努める。 ● 生理用品、女性用下着等の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮する。 ● 企業、団体からの大口の支援物資について、前記（第2の3（3）ア（ウ）、イ（ウ）及び4）の体制の中で受入れを検討する
都	● 都は、広域の見地から区市町村を補完するため、国・他道府県等からの支援物資の受入体制及び事業者からの調達体制を整えて、必要な物資の確保に努める。

第3 物資の調達要請

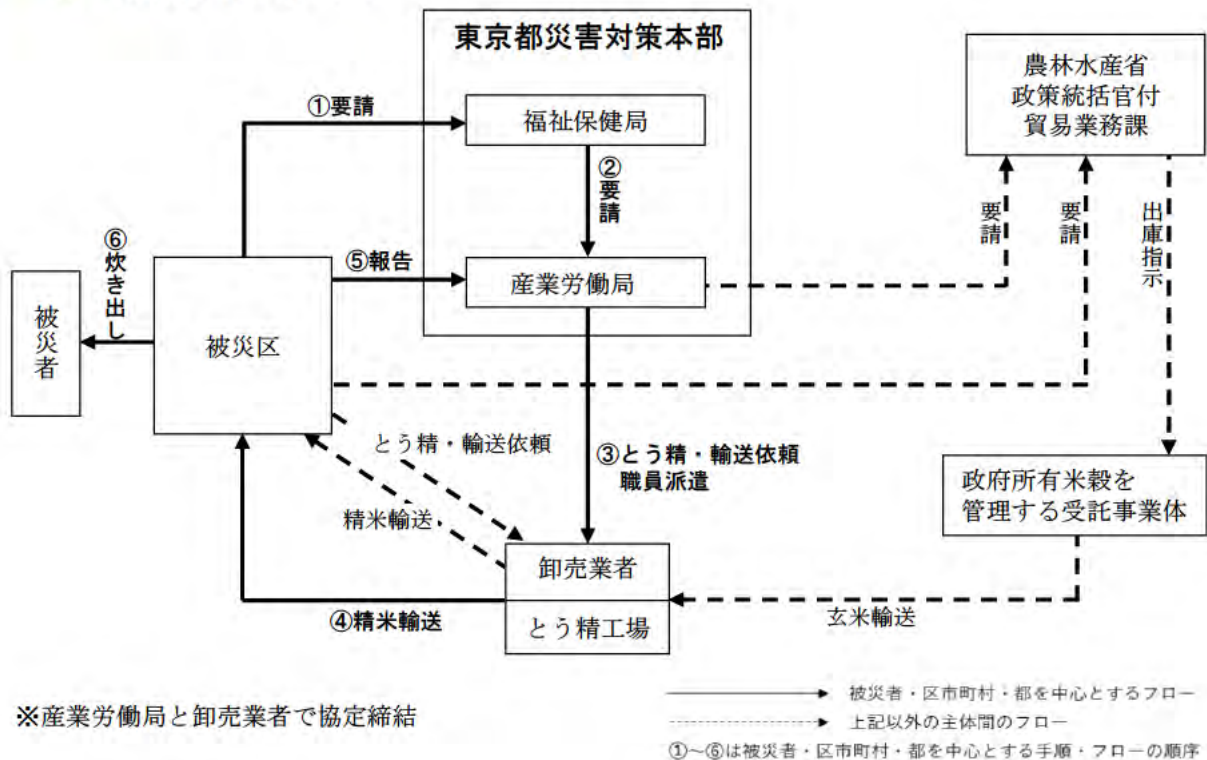
(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区	● 必要な物資の調達計画を策定 ● 状況により、物資の調達を都福祉保健局に要請 ● 現地調達が適当な場合は、現地調達する。 ● 区社会福祉協議会及び区ボランティアセンターと連携した物資の調達
都本部	● 国・他道府県等との連絡調整 ● あらかじめ協力依頼している物販事業者（小売事業者等）に物資の調達を要請
都生活文化スポーツ局	● 東京都生活協同組合連合会から応急生活物資を調達
都福祉保健局	● 状況により、関係局等に調達を依頼し、直ちに所要量を確保するとともに、都本部を通じて国・他道府県へ応援を要請
都産業労働局	● 米穀、副食品及び調味料を調達
都中央卸売市場	● 生鮮食料品を調達
農林水産省 政策統括官付貿易業務課	● 都からの米穀の放出要請に対応する。
関東農政局	● 都知事からの生鮮食料品の出荷要請に対応する。
関東経済産業局	● 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保を行う。

※輸送車両の確保、物資の輸送については、「応急対策 第5 輸送車両の確保」及び「復旧対策 第5 物資の輸送」を参照

(2) 業務手順

ア 米穀の調達フロー図



イ 考え方【再掲】

((表)「備蓄目標及び震災時の物資供給の考え方」は省略。570 頁参照)

- 炊き出し等の体制が整うまでの間は、都及び区の備蓄又は調達する食料等を支給する。
- 道路障害物除去が本格化し、輸送が可能と考えられる4日目以降は、原則として米飯による炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制を整える。

(3) 詳細な取組内容

■ 区

ア 食料の調達

災害の発生によって、食料の流通機構は、一時的に混乱状態になることが予想されるので、平時から災害用食料を備蓄するほか、緊急に食料を調達し得る措置を講じておき、食料の確保に万全を期するよう計画するものとする。

(ア) 調達方針

a 調達計画の策定

- 区は、災害時において被災者に対する炊き出しその他による、食料の供給のための調達（備蓄を含む。）計画を策定する。
- 調達計画は、令和4年に実施された都の被害想定結果をもとに、食品の多様化や高齢者等に配慮した主食及び副食の調達数量、調達先その他調達に

必要な事項について定める。備蓄物資の総量については、家庭の備蓄率やSDGsの理念を踏まえて検討する。

- また、各避難所や備蓄倉庫に配備している備蓄物資について、数量や倉庫ごとのレイアウトなどの配備計画を検討し、備蓄物資体制最適化計画を策定する。

b 調達方法

- 区は、災害救助法適用後において、炊き出し等食料の供給を実施しようとするときは、状況によりその調達を都福祉保健局に要請する。
- ただし、被害の状況により、現地調達が適当と認められる場合は、区が調達する。調達は支援物資のほか、協定団体等からの調達その他の方法により災対本部・物資調達各班で行う。

(イ) 調達内容等

区分	内容
(1) 第1次調達分	都区役割分担に基づく区の備蓄（1日分）に、区の自主備蓄（2日分）を追加（計3日分） ■備蓄目標 給食需要量＝避難生活者×1.2×3食×3日 （都区役割分担による） ↓ 「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成24年4月東京都）より 避難者数（1日後）＝71,832人 ↓ 給食需要量＝517,190食（2日分） ■備蓄量（令和2年4月現在） アルファ化米 268,600食 クラッカー 292,040食 →合計 560,640食
(2) 第2次調達分	第1次調達分において不足が生じた場合、区は、援助協定締結自治体及び協定締結団体等に対して、調達の要請を行う。
(3) 第3次調達分	上記（1）、（2）において、調達不可能等の状況が生じた場合、区長（本部長）は都又は区の登録小売販売業者のうち、事業継続及び調達可能な者より直接購入する。
(4) 粉乳の備蓄	● 都区役割分担により、3日分を備蓄する。 ● 乳幼児用調製粉乳を 935 人の3日分、420,750 g（約467 缶）を調達する。 （注：0歳児 3,992人×0.23×3・1日1人当たりの必要量 150 g・1缶当たり内容量 900 g）
(5) 生鮮食料品の調達	区は、援助協定締結自治体及び協定締結団体等に対して、生鮮食料品の調達を要請する。

(ウ) 調達方法

事項	内容
米穀の調達	● 区の要請に基づき、おおそ発災の3日目以降、米の炊き出しによる食料提供が可能となった段階で、区があらかじめ協定を締結している団体等より調達する。 ● なお、上記による米穀の調達に不足のある場合は、区は都福祉保健局に要請し、都福祉保健局から要請を受けた都産業労働局が農林水産省農産局貿易業務課と協議の上で、米穀販売事業者の在庫状況により精米を調達する。
副食品等	都福祉保健局へ手配方を要請し、都産業労働局が調達する副食品の提供を受けるほか、区があらかじめ協定を締結している団体等より調達する。
調製粉乳	● 板橋薬業協同組合のランニングストック分から調達する。 ● なお、不足が生じた場合の粉乳及び哺乳ビンについては、都福祉保健局へ要請して放出を受ける。
米飯給食等に必要な生鮮食料品	相互援助協定締結自治体等に対し、要請し調達するものとする。

■参照（別冊「資料編」）
資料震 2.11.5 都区間食糧調達経路

(エ) 調達手続

「第2部第6章第5節第2 応急対策 ク 本部の財務」（323頁）による。

イ 生活必需品の調達

- 災害時における被災者の生活維持のために、食料等と同様、生活必需品についても供給できるよう、平時から備蓄に努めるほか、緊急に調達できる措置を講じておくものとする。
- なお、都区役割分担により、生活必需品については、主として都が対応することとなっているが、都からの調達までの期間及び物資の不足等を考慮するという観点からも、区としての計画を立てるものとする。

(ア) 調達方針

a 調達計画の策定

- 区は、震災時において、実施する被災者に対する生活必需品等の給（貸）与のため、調達（備蓄を含む。）計画を樹立しておくものとする。
- 調達計画は、被災世帯を想定して生活必需品等の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。

b 調達方法

- 区は、災害救助法適用後、生活必需品等の供（貸）給の必要が生じたとき、状況により物資の調達を物資調達・輸送調整等支援システムにより都福祉保健局に要請する。
- ただし、被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合は、区が調達する。調達は支援物資のほか、協定団体等からの調達その他の方法により災対本部・物資調達各班で行う。

(イ) 調達内容等

a 備蓄

区は、毛布、敷物（防水シート）、タオル等を備蓄する。

b 調達

被災者の生活確保ため、次の品目の範囲内において現物をもって、供給に努める。

(a) 寝具

(b) 外衣

(c) 肌着

(d) 身廻品

(e) 炊事用具

(f) 食器

(g) 日用品

(h) 光熱材料

(ウ) 調達方法

区は、備蓄品により対応するほか、日用品等の供給に関する覚書を締結している業者に対し、供給要請して調達するものとする。

(エ) 調達手続（ア食料の調達の（エ）調達手続きを参照）

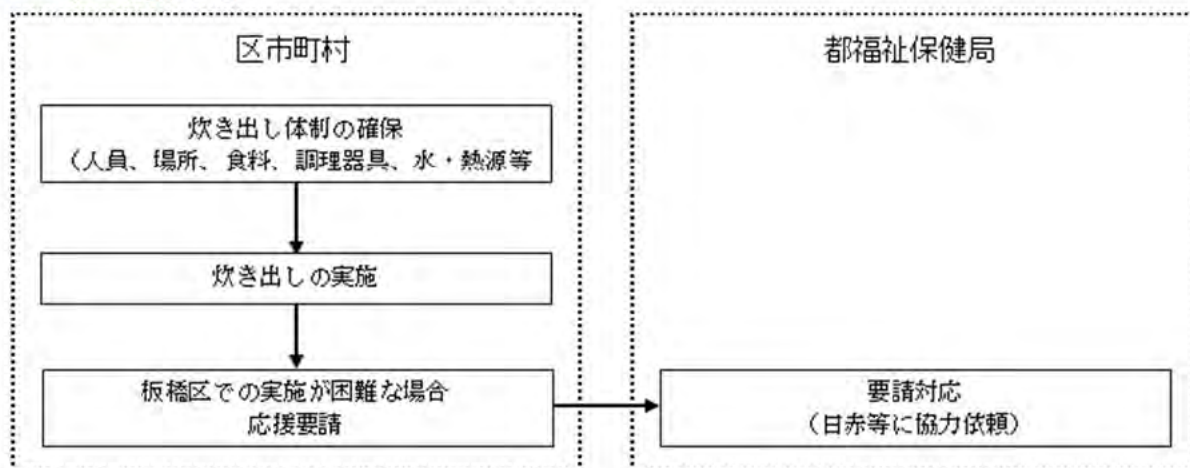
第4 炊き出し

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区	● 震災後およそ4日目以降、原則として米飯の炊き出しにより給食する。
都福祉保健局	● 区から炊き出しの要請に対応する。

(2) 業務手順

ア 対応フロー



イ 考え方【再掲】

((表)「備蓄目標及び震災時の物資供給の考え方」は省略。570頁参照)

- 炊き出し等の体制が整うまでの間は、都及び区の備蓄又は調達する食料等を支給する。
- 道路障害物除去が本格化し、都からの輸送が可能と考えられる4日目以降は、原則として米飯による炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制を整える。

(3) 詳細な取組内容

■ 区

ア 炊き出しの実施

- 震災後およそ4日目以降、原則として米飯の炊き出しにより給食する。
- ボランティア・市民活動団体等と連携して、円滑な炊き出しの実施に努めるものとする。
- 避難所における炊き出しは、各避難所に順次備蓄を進めている災害用炊き出しセットを活用するほか、学校給食設備を利用するなどして、避難所運営協議会、町会・自治会、ボランティアの協力を得て、実施するものとする。
- なお、炊き出しを行う際は、感染症対策を十分に講じながら実施する。
- 災害用炊き出しセットの燃料については、東京都石油業協同組合板橋練馬支部の協力により供給を受けられるよう協定を締結している。

イ 都への応援要請

被害状況により、区において、被災者に対する炊き出しその他による食品等の給与の実施が困難な場合は、炊き出し等について都福祉保健局に応援を要請する。

第5 義援物資の取扱い

平成24年に発表された中央防災会議の報告書では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである」とされている。

都福祉保健局、区は、生活必需品等の需給状況等を把握の上、適宜支援物資の要否を検討・決定し、受付・問い合わせ先等を広報するなど迅速に対応していく。

■ 区

(1) 義援物資の受付・募集

被害の状況等を勘案し、被災者が必要とする物資を広報して募集し、都及び区で受け付ける。

ア 受付

- 区は、義援物資の受付窓口を開設し、直接、支援物資を受け付ける。
- 避難所で受け付けた物資は、避難所の備蓄として保管し活用する。

イ 受領書の発行

- 受領した義援物資については、寄託者に受領書を発行する。
- 支援物資受領書（義援金品受領書）については、区災害対策本部及び避難所の備蓄倉庫に配備しておく。
- 避難所で義援品を受け付けた情報は、災対本部で集約する。

■参照（別冊「資料編」）
資料震 2.11.6 義援金品受領書

ウ 都福祉保健局との連携

区は、物資の調達状況、区での義援物資の受付状況、生活必需品等の需給状況等を踏まえ、必要に応じて都福祉保健局に支援物資の供給を要請する。

(2) 義援物資の保管及び配分

- 区は、地域内輸送拠点等で、受け付けた義援物資を保管する。
- 区は、生活必需品等の需給状況等を踏まえ、義援物資の配分計画を策定する。
- 直接受領した義援物資及び都福祉保健局等から送付された義援物資については、配分計画に基づき被災者へ配分する。

第6 燃料の供給

都及び区は、区内の被災状況及び交通規制の状況等の情報を収集し、あらかじめ協定を締結している団体に情報提供するとともに、燃料の供給を要請する。

第3節 備蓄・調達物資の輸送

第1 物資の輸送

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区	● 区の地域内輸送拠点から避難所及び災害対策本部が指定するところへ物資を輸送
都本部	● 調達した物資、国・他道府県等から陸上輸送による応援物資等を、区市町村の指定する地域内輸送拠点等に輸送 ● 国・他道府県等からの支援物資で、滞留の可能性のある物資について一時保管する。
都福祉保健局	● 調達した物資、国・他道府県等から陸上輸送による支援物資等を、区市町村の指定する地域内輸送拠点に輸送
都生活文化スポーツ局 都産業労働局 都中央卸売市場	● 調達した物資を、広域輸送基地又は区市町村の指定する地域内輸送拠点まで輸送

(2) 詳細な業務内容

■ 区

ア 実施方針

- 区が調達（都からの調達分を含む。）する食料及び生活必需品等の輸送及び配分の方法について定める。
- 地域内輸送拠点を指定し、都福祉保健局に報告する。
- 地域内輸送拠点で受入れた物資を避難所等へ輸送する。
- 調達した食料・生活必需品等の被災者への配布については、「第2節第1 備蓄物資の供給」と同様に行う。
- 舟渡四丁目南地区に令和6年9月竣工予定の民間大規模物流施設と連携し、当該施設を支援物資の保管・配送拠点として物流システムを活用し、運用することについて検討を進める。

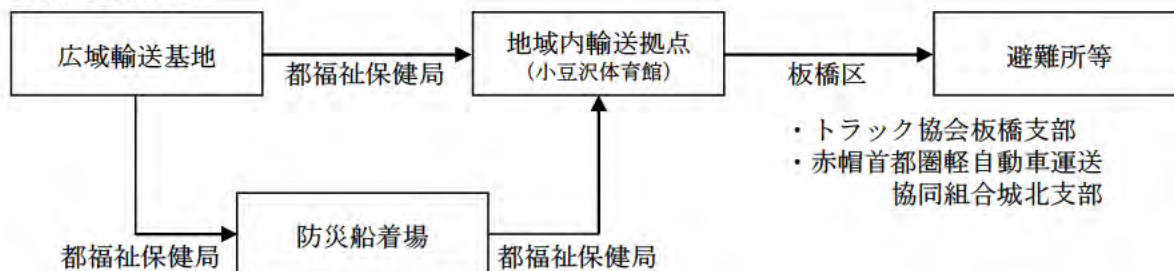
イ 輸送体制

（ア） 調達物資

区が調達（都からの調達分を含む。）する食料及び生活必需品等は、次のとおり輸送する。

区分	役割分担等
水防用資器材	区又は都建設局が輸送する。
米穀及びクラッカー等	■ 地域内輸送拠点まで 都福祉保健局が、区の地域内輸送拠点である小豆沢体育館まで輸送する。 ■ 地域内輸送拠点から避難所等まで 地域内輸送拠点で受入れた物資は、区が避難所等まで輸送する。
生活必需品	「米穀及びクラッカー等」に準ずる。

【輸送系統図】



(イ) 防災船着場の運用(小豆沢四丁目地先)

都は、災害時に河川が物資等の緊急輸送経路として活用できるように、避難場所等に隣接して防災船着場を整備している。

機関名	都・区災害対策本部等設置期間中	都・区災害対策本部等立ち上げ時
都災害対策本部	運用指示主体 (都全体の災害対策活動の中で調整を行い、必要がある場合、区災害対策本部に運用の指示をする。)	都災害対策本部は、区災害対策本部が防災船着場の運用主体になり、防災船着場として利用が可能になったことを防災機関に周知する。
都建設局	運用支援主体 (損傷等に対する修繕・補修)	損傷の有無の点検を行い、安全を確認し、区災害対策本部に引き継ぐ。
区	運用主体 (一切の運用管理権限を掌握)	都建設局の安全確認点検後、運用主体として、引き継ぎを受け、都災害対策本部に報告する。

ウ 指定公共機関等による協力

発災時に緊急を要する物資等の輸送のため必要があるときは、協定に基づき、次の事項を明らかにし、要請するものとする。

協定先	連絡事項
東京都トラック協会 板橋支部	(ア) 派遣要請の理由 (イ) 車両の台数、大きさ及び従事員数 (ウ) 派遣場所 (エ) その他必要な事項
赤帽首都圏軽自動車運送協同組合 城北支部	(ア) 輸送業務の期間 (イ) 輸送する物資及び場所 (ウ) 車両の台数及び運転手等の人数 (エ) その他必要な事項

エ 陸上輸送ルートの確保

災害時は、道路交通網の遮断、交通渋滞等も予想されるので、都が選定する緊急道路障害物除去路線により、物資等（飲料水を含む。）の輸送路を確保する。

道路閉塞等による交通途絶のために、陸上輸送ルートが確保できない場合は、必要に応じて都と連携し、船舶等による水上輸送やヘリ・無人航空機等による空中輸送を実施する。

区は、都本部（総務局）と連携して孤立した被災者の状況を把握し、警視庁、東京消防庁、自衛隊と調整のうえ、輸送体制を整える。

第2 輸送車両の確保

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区	独自に調達計画を立てる。所要車両が調達できない場合は、都本部へ調達あっ旋を要請
警視庁 第十方面本部 各警察署	- 独自に調達計画を立てる。 - 緊急通行車両（所管関係車両）等の確認（再掲：第2部第4章）
都本部	物資等の輸送に必要な車両を調達
都交通局 都水道局 北部支所 都下水道局 西部第二下水道事務所	- 独自に調達計画を立てる。 - 緊急通行車両（所管関係車両）等の確認（再掲：第2部第4章）
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	- 独自に調達計画を立てる。 - 緊急通行車両（所管関係車両）等の確認（再掲：第2部第4章）
関東運輸局	都本部の要請に基づき、車両の調達あっ旋を行う。

(2) 詳細な取組内容

■ 区

ア 調達計画

(ア) 区による調達

- 区において必要とする車両等は、災対庁舎管理・車両班が調達する。調達にあたっては原則として運転手を含め運行できる体制とする。
- 庁舎管理・車両班は、同時に各関係機関に対する協力要請の窓口とする。
- 区による車両の調達内容は、次のとおりとする。

区分	内容
区所有の車両の活用等	- 区所有の車両については、庁舎管理・車両班において統括され、活用を図る。 - 不足を生じた場合には、東京都トラック協会板橋支部及び赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城北支部に対し、「災害時における輸送業務に関する協定」に基づいて、

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

	協力を要請する。
人員輸送車の調達	● 区内路線バス会社及び区内観光バス会社より雇い上げる。
リース契約車両の活用	● 土木部、都市整備部等の各部において、常時使用しているリース契約車両を、災害時に災害対策用車両として使用する。

(イ) 都への調達あっ旋の要請

震災時において、区の所要車両が調達できない場合は、都財務局へ調達あっ旋を要請する。

イ 配車計画

(ア) 配車手続方法

- a 災対各部において、車両を必要とするときは、車種、トン(t)数、台数、引渡し場所、日時を明示の上、災対庁舎管理・車両班に要求する。
- B 庁舎管理・車両班は契約会社から調達し、請求のあった部へ引き渡す。

(イ) 車両の待機

- a 災害発生のおそれのあるときは、庁舎管理・車両班は状況に応じ、必要に応じて直ちに補充しておく。
区災対各部から請求があった場合、上記の中から区災対各部へ引き渡し、必要に応じて直ちに補充しておく。
- B 区災対各部において待機車両を必要とするときは、災対庁舎管理・車両班に請求し当該部用として待機させることができる。